

大阪府財政構造改革プラン(案)改革工程表

《平成23年度から平成25年度までの取組み実績》

平成26年（2014年）2月

< 目 次 >

○ 計画期間の最終年度にあたり	1
○ 計画期間、改革効果額・収支不足額に対する取組み	2
○ 主な取組みの達成状況	3
○ 国への制度提言の取組状況	5
○ 「大阪府財政構造改革プラン（案）改革工程表」における各項目の進捗状況	7
1. 歳入歳出改革	8
(1) 歳出改革（個別点検事業等）	9
// （主要分析事業）	20
(2) 歳入確保	33
(3) 出資法人等のさらなる改革	40
(4) 公の施設のさらなる改革	55
(5) 主要事業の「将来リスク」の点検	68
(6) 人件費	75
2. 国への制度提言	76
(1) 地方財政制度	77
(2) 社会保障制度	79
(3) その他の制度改善等	96
3. 公務員制度改革	108
(1) 公務員制度改革	109
(2) 組織人員体制の見直し	111
4. 財政運営のあり方	114
(1) これからの財政運営のあり方	115
(2) 新公会計制度の導入	119

計画期間の最終年度にあたり

大阪府では、自律的な財政構造を実現し、大阪府が地域主権をリードできるよう、「歳入歳出改革」「国への制度提言」「公務員制度改革」「財政運営のあり方」を改革の柱として、「財政再建プログラム（案）」（20年6月）の後継計画となる「大阪府財政構造改革プラン（案）」（以下、「改革プラン（案）」という。）を平成22年10月に取りまとめました。

この改革プラン（案）を着実に推進するため、23年度から25年度までの計画期間中の取組み方向にもとづき、歳入歳出や公務員制度など自らの改革推進はもとより、国に対しては地方財政や社会保障などについて必要な提言を行ってきました。

今後とも、厳しい財政運営が続くことが予想されますが、引き続き、府民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、全力で行財政改革に取り組んでまいります。

※「財政構造改革プラン（案）改革工程表<<平成23年度から平成25年度までの取組み実績>>」は25年度までの取組み状況（26年3月31日時点の見込み）について取りまとめたものです。

計画期間

- ◆ 23年度から25年度までの3年間で計画期間と設定

改革効果額・収支不足額に対する取組み

- ◆ 自らの改革による取組み

(単位:億円、一般財源ベース)

【目標額】

財政構造改革プラン(案)の計画期間(23~25年度)			
主な取組内容	(23年度)	(24年度)	(25年度)
歳入歳出の取組み	330	330	330
1. 構造改革	125	175	185
(1) 歳出改革			
①個別検討事業、主要分析事業			
②出資法人	75	110	110
③公の施設			
(2) 歳入の確保			
①府有財産の売却の上積み			
②基金の活用	50	65	75
③債権管理の強化対策 ほか			
2. 予算編成における取組みなど ※			
①予算編成における取組み など	205	155	145
人件費			
①給与のカット	270	270	270
合 計	600	600	600

【効果額】

23年度 (最終)	24年度 (最終)	25年度 (最終見込)
365	389	401
160	234	256
歳出改革	歳出改革	歳出改革
94	121	131
歳入確保	歳入確保	歳入確保
66	113	125
予算編成の取組み	予算編成の取組み	予算編成の取組み
205	155	145
人件費	人件費	人件費
270	270	270
635	659	671

※毎年、府政運営の基本方針の策定段階や予算編成過程を通じて、税収や地方財政対策の動向などを踏まえ、歳入の確保や歳出の見直しなど歳入歳出全般にわたる一層の精査・点検を実施したもので、収支均衡予算を編成したことをもって、計画通りの取組みを実施したこととしている。

最終予算額ベースで算定

主な取組みの達成状況

(単位:億円、一般財源ベース)

主な取組み項目	主な見直し内容	効果額	効果額	効果額
		23年度 (最終)	24年度 (最終)	25年度 (最終見込)
歳出改革	個別検討事業 (点検400事業のうち対象143事業)	78	101	110
	主要分析事業 (対象10事業)	9	9	9
	出資法人等のさらなる改革 (指定出資法人14法人)	1	3	3
	公の施設のさらなる改革 (公の施設21施設)	6	8	9
	小 計	94	121	131
歳入の確保	府有財産の売却等の上積み※1	46 (37)	120 (75)	157 (99)
	基金の活用	4	7	19
	債権管理の強化対策	43	51	39
	上記以外 ・宝くじ収益配分ルール見直し・使用料・手数料見直し・その他の歳入確保(公の施設納付金制度・ネーミングライツ導入)など	10	12 (2)	11 (2)
	小 計	66	113	125

予算 編成	予算編成における取組みなど※2	・部局長マネジメント、行革推進債の活用など	205	155	145
	小計		205	155	145
人件 費	給与のカット	・給料の月額を時限的にカット(23年4月～26年3月)	270	270	270
	小計		270	270	270
合計			635	659	671

※1 府営住宅用地売却代金など、各種基金へ積立てを行うものは、その額を内数で記載。()内の数値は積立てを行う額であり、合計額には含まれていません。

なお、府営住宅は平成24年度から特別会計へ移行しましたが、用地売却益の取扱いや基金活用の取組額は23年度以前の考え方に準じて算定しています。

※2 毎年、府政運営の基本方針の策定段階や予算編成過程を通じて、税收や地方財政対策の動向などを踏まえ、歳入の確保や歳出の見直しなど歳入歳出全般にわたる一層の精査・点検を実施したもので、収支均衡予算を編成したことをもって、計画通りの取組みを実施したこととしています。

国への制度提言の取組状況

国への制度提言		25年度の提言数
分野	項目	
地方財政制度	・「地方交付税への対応」 ・「国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化」	2項目 2提言
社会保障制度	・「社会保障関係の基準財政需要額の充実」 ・「生活保護制度」、「国民健康保険制度」、「後期高齢者医療制度」、「介護保険制度」 「障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付」、「公費負担医療制度」、「児童扶養手当」	8項目 19提言
その他の制度提言等	・「公営住宅制度」、「子ども手当」、「税制度」、「地域の実情に応じた施策展開」、「費用負担の適正化」、「施策ニーズへの対応」、「情報ネットワーク」、「公会計」、「出資法人」、「公務員制度」	10項目 16提言



◆ 25年度の取組状況・評価

- 本プランで掲げた制度提言(20項目)のうち、25年度は37提言について、国等に対する具体的な提言活動に取り組んだが、自律的な財政構造の実現に向けた主要な提言については実現しておらず、本プランの計画期間終了後の26年度以降も、引き続き、国等に提言を行っていく。

《制度提言に対する国等の対応に対する評価》

×(措置されず)	17提言
△(一部措置されたが不十分)	17提言
○(ほぼ提言どおり措置)	1提言
◎(提言どおり措置)	2提言

【制度提言の評価区分について】

評価：×…措置されず

評価：△…一部措置されたものの不十分

評価：○…ほぼ提言どおり措置

評価：◎…提言どおり措置(=提言・要望を行わない)

】(=引き続き提言・要望を行う)

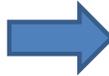
「大阪府財政構造改革プラン(案)改革工程表」における各項目の進捗状況

「大阪府財政構造改革プラン(案)」に記載されている項目(主要分析事業、出資法人、公の施設、人件費、歳入確保、国への制度提言、公務員制度改革、財政運営のあり方)について、25年度予算案や関係条例が成立した場合における具体的な取組内容と今後の状況等を示したものです。

○ 「主要分析事業」・「歳入確保」・「出資法人等のさらなる改革」・「公の施設のさらなる改革」・「人件費」・「公務員制度改革」・「財政運営のあり方」各項目の見直し方向性に対する取組状況を、“検討”、“方針決定等”、“実施”の3段階に区分して進捗状況を表示するとともに、具体的な内容を記載しています。

① 検討

取組状況及び今後の状況		
検討	方針決定等	実施
(運営の一層の効率化)		
■	■	■



◇26年3月31日時点において、見直し方向性に記載されている各取組みの対応方針等について検討中であるもの。

② 方針決定等

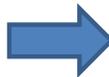
取組状況及び今後の状況		
検討	方針決定等	実施
(運営の一層の効率化)		
■	■	■



◇26年3月31日時点において、見直し方向性に記載されている各取組みの対応方針等が決定し、実施に向けて着手済みであるもの(見込を含む)。

③ 実施

取組状況及び今後の状況		
検討	方針決定等	実施
(運営の一層の効率化)		
■	■	■
		実施済



◇26年3月31日時点において、見直し方向性に記載されている各取組みへの対応が実施済みであるもの(見込を含む)。※表中【実施済】と表記しています。

④ 実施・継続

取組状況及び今後の状況		
検討	方針決定等	実施
(運営の一層の効率化)		
■	■	■
		実施・継続



◇26年3月31日時点において、見直し方向性に記載されている各取組みへの対応について実施中であり、取組みが計画期間(23年度～25年度)を超えて継続する予定であるもの。※表中【実施・継続】と表記しています。

○ 「個別検討事業」・「主要事業の「将来リスク」の点検」・「国への制度提言」各項目の見直し方向性、点検結果、提言内容に対する取組状況等について、具体的な内容を記載しています。

1. 歲入歲出改革

(1) 歳出改革(個別点検事業等)

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
「×：廃止する」もの										
商工労働部	199	運輸事業振興費補助金	330,950	330,950	330,950	74,291	▲ 52,649	22年度で廃止。施策目的(交通安全・環境等)に沿った事業として再構築	方向性どおり実施済	経営支援課
環境農林水産部	229	府民牧場管理運営費	82,395	70,618	0	(70,618)	(70,618)	民営化は断念。府民牧場(ふれあい事業・子牛育成事業)について23年中に廃止を含めあり方を決定 ※改革効果見込額は「公の施設」に計上	方向性どおり実施済 ※取組状況は「1. 歳入歳出改革」(4)公の施設を参照	動物愛護畜産課
都市整備部	294	大阪市地下鉄整備促進費	194,555	194,555	0	16,673	16,673	エレベータ整備をすすめてきた本事業としては、23年度終了(ただし、既発償還補助分は償還終了まで継続)	方向性どおり実施済	都市交通課
教育委員会	355	新学習指導要領移行促進事業(中学校)	111,991	74,775	74,775	74,775	74,775	既存人員によることとし、本事業での講師配置は22年度限り	方向性どおり実施済	小中学校課
「△：見直し」のもの										
政策企画部	13	空港周辺整備機構助成	29,362	29,362	2,312	5,472	6,826	空調機等の3回目の更新に対しては、府は助成を行わない	方向性どおり実施済	空港戦略課
政策企画部	15	少年サポートセンター	85,710	85,710	36,813	55,228	53,942	センターに関する人件費を含むフルコストを縮減(23・24年度) ※改革効果見込み額はフルコストによるものであり、他の関係経費からの削減を含む	方向性どおり実施済	青少年課
総務部	21	職員用情報処理装置賃借事業	348,620	322,363	0	34,150	43,077	機器の仕様見直しにより、22年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	IT推進課
総務部	27	インターネットデータセンター府有部分管理費	125,639	125,639	41,098	61,699	72,614	22年度から府費負担の縮減	方向性どおり実施済	IT推進課
総務部	28	公的個人認証サービス事業費	103,644	103,644	0	4,652	3,670	国・都道府県協議会へ制度改善・経費縮減を提言	方向性どおり提言済 ※提言の状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	IT推進課
総務部	33	職員研修費	56,231	56,231	5,651	6,521	7,151	23年度から府費負担の縮減	方向性どおり実施済	人事課
福祉部	77	老人福祉施設運営助成費	2,667,071	2,667,071	158,251	228,674	343,011	民改費加算の廃止等により、23年度から補助水準を他府県並みに見直し	方向性どおり実施済	介護事業者課
福祉部	81	老人福祉施設等整備助成事業	1,768,571	185,571	50,000	52,515	52,515	次期介護保険事業計画(24年度～)に合わせ、補助内容を見直し(単価の見直し及び大規模改修補助を原則廃止)	方向性どおり実施済	介護事業者課
福祉部	88	特定健診・特定保健指導公費負担事業	1,121,781	1,121,781	36,820	36,820	36,820	国保組合分は23年度より廃止	方向性どおり実施済	国民健康保険課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
福祉部	97	障がい福祉施設機能強化推進事業費(重症心身障がい児施設)	256,104	256,104	17,271	17,271	17,271	近隣府県と協議のうえ、23年度から補助単価を見直し	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	98	障がい者福祉作業所運営助成費	254,750	254,750	157,875	251,500	251,500	新規分への補助は22年度限り(既補助決定分は継続)	方向性どおり実施済	生活基盤推進課
福祉部	133	老人地域活動促進費	119,655	59,828	1,121	3,441	3,441	市町村助成分については、市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止。実現までの間は、広域的な取組み支援など府として補助すべき事業内容に見直して実施	(国への制度改善要望) ・方向性どおり要望済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照 (事業内容の見直し) ・方向性どおり実施済	介護支援課
福祉部	138	精神障がい者地域生活移行・自立生活サポート事業	96,077	48,039	14,358	14,358	14,358	政令市への委託については23年度から見直し	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	145	重度障がい者等住宅改造成事業	63,814	63,814	31,907	31,907	31,907	22年度から国の「社会資本整備総合交付金」を充当	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	147	産休等代替職員費補助金	64,857	64,857	51,039	51,039	51,039	23年度から他府県の実施状況を踏まえ、公立保育所への補助は廃止	方向性どおり実施済	子育て支援課
健康医療部	149	病院事業費(負担金)	13,417,229	13,417,229	2,000,000	2,000,000	2,000,000	第二期中期計画において、負担金を縮減	方向性どおり実施済	医療対策課
健康医療部	153	中河内救命救急センター運営費	895,873	780,055	0	0	0	将来的に運営形態を見直し	実施時期調整中 ※取組状況は「1. 歳入歳出改革」(4)公の施設を参照	医療対策課
健康医療部	156	泉州救命救急センター運営費	1,974,052	823,652	0	0	0	25年度末までに移管	方向性どおり25年度に実施済	医療対策課
健康医療部	158	看護職員養成所運営費補助事業費	1,095,405	598,904	0	0	15,750	府単独補助分のあり方について検討	方向性どおり24年度に実施済	医事看護課
健康医療部	175	ドクターヘリ運営事業	177,524	90,301	26,676	26,676	26,676	府県間の応分の負担を図る観点から関西広域連合へ移管	方向性どおり25年度に実施済	医療対策課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
健康医療部	183	監察医事務所費	95,067	72,248	0	37,250	40,436	・検案手数料の見直し ・運営手法等、事業のあり方について引き続き検討を継続	(手数料見直し) ・見直し実施済(24年度から施行) (事業あり方検討) ・国で検討している死因究明制度の動向を見据え、事業のあり方について引き続き検討することとし、当面は現行どおり事業継続	医事看護課
商工労働部	194	企業立地促進補助金	4,220,451	4,220,451	0	0	0	より高い誘致・立地効果を得られるよう、新たな立地支援方策の制度設計について検討	方向性どおり実施済 (23年度から新制度実施)	特区・立地推進課
商工労働部	198	産業立地促進融資資金貸付金	1,532,240	0	0	0	0	より高い誘致・立地効果を得られるよう、新たな立地支援方策の制度設計について検討	方向性どおり実施済 (23年度限りで制度廃止)	特区・立地推進課
商工労働部	206	中小企業組織化対策費	162,092	162,092	60,300	60,300	60,300	中小企業組合が相談や指導を受ける先として、団体中央会だけでなく専門家(中小企業診断士など)も選択できるシステムの導入について検討(23年度)	方向性どおり実施済	経営支援課
環境農林水産部	221	農業用水路改修事業費(旧いきいき水路整備事業費)	286,079	32,683	570	5,064	30,683	23年度以降は継続事業のみとし、府費負担を縮減	方向性どおり実施済	農政室整備課
環境農林水産部	224	府民の森管理運営費	242,763	237,937	46,552	48,132	57,178	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	みどり推進課
環境農林水産部	225	大阪府立花の文化園管理運営費	161,065	161,064	46,453	33,825	34,976	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	農政室推進課
環境農林水産部	226	大気汚染常時監視	157,016	139,563	18,596	34,549	38,870	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境管理室環境保全課
環境農林水産部	230	農空間保全地域制度推進事業	87,082	53,036	1,295	2,140	18,699	23年度以降は、定期的に事業効果を検証	方向性どおり実施済	農政室整備課
環境農林水産部	233	ダイオキシン類等常時監視費	70,480	70,480	2,123	6,103	3,061	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境管理室環境保全課・環境農林水産総務課
環境農林水産部	235	大気・水質環境調査分析等業務費	58,816	54,403	1,768	2,494	2,494	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境管理室環境保全課・環境農林水産総務課
環境農林水産部	236	公共用水域及び地下水の水質常時監視等事業費	59,862	58,342	3,392	12,461	2,917	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境管理室環境保全課
環境農林水産部	237	環境科学センター管理運営費	55,963	55,672	2,067	2,067	2,067	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済 (24年度から運営交付金化)	環境農林水産総務課
環境農林水産部	238	環境情報管理費	52,751	52,751	2,140	2,140	2,140	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済 (24年度から運営交付金化)	環境農林水産総務課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
都市整備部	306	地価調査事業	64,175	64,175	7,274	7,274	8,584	調査地点充足率を他府県最低水準へと1割程度削減(23年度)	方向性どおり実施済	用地室
住宅まちづくり部	318	高齢者居住安定促進事業費	891,342	490,187	33,378	61,524	77,959	23年度より、適宜契約家賃の見直しを実施	方向性どおり実施済	居住企画課
教育委員会	331	大阪教育ゆめ基金運営事業費	1,013,813	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	一般財源による基金への積立は22年度限り。寄附金による基金への積立は継続	方向性どおり実施済	教育総務企画課
教育委員会	341	学校支援地域本部事業	356,167	8,232	8,232	8,232	8,232	国庫委託事業は22年度限りで終了。23年度以降は国庫補助事業に係る国の動向を踏まえ、府の役割を再整理の上、事業を再構築。	方向性どおり実施済	地域教育振興課
教育委員会	363	スクールカラーサポートプラン推進事業	128,737	92,230	32,856	32,856	32,856	集中支援事業について、事業見直し(23年度末)。学校活性化の支援方策は再構築	方向性どおり実施済	高等学校課
教育委員会	366	(財)大阪人権博物館事業助成費	98,819	89,819	18,234	18,234	89,819	運営コストの縮減に合わせ補助水準を見直し(23年度から)。あわせて、利用者1人あたりの公費投入額の縮減目標を設定し、その実現をめざす(25年度)	24年度限りで補助金廃止	地域教育振興課
教育委員会	374	学校支援人材バンク活用事業	57,351	57,351	29,689	29,689	29,689	市町村補助について、事業見直し(22年度末)。中学校の体力向上支援策は再構築	方向性どおり実施済	保健体育課
「○：課題付き継続」のもの										
政策企画部	9	防災行政無線管理費	205,341	205,341	2,944	2,944	2,944	今後、老朽化した無線の再整備や庁舎移転に伴う整備を行う際には、効率的かつ最適な整備となるよう十分検討	方向性どおり24年度に実施済	災害対策課
政策企画部	14	防災情報センター運営費	101,249	101,249	68,022	76,001	76,001	今後、老朽化した無線の再整備や庁舎移転に伴う整備を行う際には、効率的かつ最適な整備となるよう十分検討	方向性どおり24年度に実施済	災害対策課
政策企画部	16	消防学校派遣職員費負担金	73,000	73,000	0	0	0	基礎自治体の水平連携について検討課題	検討の結果、市町村との連携・協力による現状の研修教官の受け入れ制度の仕組みを維持する	消防保安課
財務部	18	特別徴収義務者徴収奨励金	822,378	822,378	—	—	608	国に軽油引取税の徴収奨励金のあり方など、制度改善を提言 ※税込連動経費	方向性どおり提言済 ※提言状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	税務局 徴収対策課
総務部	20	電子調達システム開発事業費	328,819	328,819	0	0	0	効果検証を行い、今後の府費負担を縮減	方向性どおり実施済(H26.1新システム稼働) ※26年度から府費負担縮減予定	契約局 総務委託物品課
総務部	22	情報基盤整備事業費	275,704	271,135	0	6,294	6,285	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	IT推進課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
総務部	24	住民基本台帳ネットワーク推進事業	230,107	230,107	85,046	86,721	79,472	国・全国協議会に経費縮減を提言	方向性どおり提言済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	市町村課
総務部	25	行政文書管理システムの運用	213,606	200,318	0	17,401	27,481	次期(25年度)更新に向けて再構築	方向性どおり実施済	IT推進課
総務部	32	総合行政ネットワーク整備事業費	63,039	63,039	0	11,670	31,393	全国協議会に経費縮減を提言	方向性どおり提言済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	IT推進課
府民文化部	37	公立大学法人大阪府立大学運営交付金	10,699,740	10,699,740	208,704	831,626	930,762	次期中期目標(23~28年度)において、運営費コストの精査、外部資金の確保、納付金のあり方などを検討し、運営費に占める交付金率を引下げ	交付金額年90億円を基本に運営費に占める割合を50%とすることを28年度までに実施予定(23年度から順次実施)	私学・大学課
府民文化部	43	上方演芸資料館運営費	394,905	394,905	(294,905)	(294,905)	(300,581)	23~24年度の目標入館者数40万人/年の達成状況等を見極め、施設の存続を判断(24年度) ※改革効果見込額は「公の施設」に計上	方向性どおり実施済 ※取組状況は「1. 歳入歳出改革」(4)公の施設を参照	文化課
府民文化部	45	総合相談事業交付金	227,000	227,000	0	0	0	23年度までは継続、24年度以降については、本事業の成果や効果を検証し、市町村とともに本交付金のあり方を検討	方向性どおり実施済	人権局
府民文化部	46	御堂筋イルミネーション事業	180,000	90,000	▲ 48,823	▲ 15,150	48,516	23年度は継続、24年度以降は、官民協働の取組みとして、安定的な収入確保の仕組みを検討し、一般財源負担割合の縮減をめざす	方向性どおり25年度に実施済	都市魅力・観光課
府民文化部	47	広報活動推進費	185,233	147,433	8,349	8,349	8,349	府政情報の提供方法等について、効果的な手法を検討(23年度)	方向性どおり実施済	府政情報室
府民文化部	53	国際交流推進費	49,632	46,632	0	0	0	(財)自治体国際化協会等に対し、分担金のあり方を含め、23年度以降も改革を求める	方向性どおり要望済	国際課
府民文化部	55	(財)大阪府人権協会補助金	53,936	53,936	0	16,015	16,681	人権相談・啓発事業は継続するが、事業実施主体を公募により選定(24年度を目途に実施)	方向性どおり委託事業として実施済	人権局
府民文化部	56	御堂筋の魅力創造・発信事業	53,100	53,100	0	0	0	継続にあたって、明確な数値目標及び事業継続の基準を設定(23年度)	方向性どおり実施済	都市魅力・観光課
府民文化部	58	消費生活センター事業	97,374	89,152	2,079	1,732	9,274	大阪市消費者センターとの連携体制構築等により、運営を効率化(23年度以降の実施に向けて検討)	方向性どおり実施済	消費生活センター
福祉部	82	地域生活支援事業(市町村地域生活支援事業)	2,308,953	2,308,953	0	0	0	法定の市町村事業であるため、事業の内容に見合った適切な負担のあり方について国へ要望	方向性どおり要望済 ※取組継続	障がい福祉企画課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
福祉部	87	放課後児童健全育成事業費補助金	1,886,813	943,514	0	0	0	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	方向性どおり要望済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	子育て支援課
福祉部	91	公的病院運営緊急対策資金貸付金	998,000	0	0	0	0	単年度貸付の早期解消に向け検討	早期解消に向け調整中	国民健康保険課
福祉部	99	大阪府立病院機構運営負担金	554,094	554,094	32,296	32,296	32,296	病院事業費(負担金)と併せて第二期中期計画策定の中で検討	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	101	保育所運営費補助金	225,829	112,915	0	0	0	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	方向性どおり要望済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	子育て支援課
福祉部	102	民生委員活動費等負担金	401,582	401,582	0	0	0	他府県の状況を踏まえ事業継続	方向性どおり実施済	地域福祉課
福祉部	103	障がい者施設等施設整備事業	555,093	54,163	0	0	0	他府県の状況を踏まえ事業継続	方向性どおり実施済	生活基盤推進課
福祉部	104	病児・病後児保育事業	396,536	198,268	0	0	0	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	方向性どおり要望済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	子育て支援課
福祉部	107	国民健康保険事業費補助金	300,000	300,000	0	0	0	福祉医療費助成制度と併せて25年度実施を目途に見直しを検討	25年度の見直しを見送り(検討継続) ※国の公費負担制度などの方向性が見通しが立たないため、福祉医療費助成制度と併せて見直しを一旦見合わせた (25年度～)国における医療保険制度等を見極めつつ、福祉医療費助成制度の検討と併せて、検討していく	国民健康保険課
福祉部	111	子育て支援のための拠点施設整備事業費	202,063	101,058	0	0	0	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	方向性どおり要望済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	子育て支援課
福祉部	113	在宅重度障がい児(者)介護手当	236,768	236,768	0	0	0	より有効な事業への組替えを検討	見直し(再構築)を引き続き検討	地域生活支援課
福祉部	114	社会福祉施設整備費補助金	16,200	1,400	0	0	0	他府県の状況を踏まえ事業継続	方向性どおり実施済	家庭支援課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
福祉部	116	「大阪後見支援センター」運営事業費補助金	193,921	97,004	0	0	0	より実態に即した補助基準となるよう検討	平成23年度から方向性どおり実施済	地域福祉課
福祉部	118	母子寡婦福祉資金特別会計繰出金	196,113	196,113	57,535	126,807	158,962	23年度から貸付審査の厳格化と償還率の向上に努める方策に取り組む	方向性どおり実施済	家庭支援課
福祉部	119	地域生活支援事業(都道府県事業)	397,031	239,662	0	0	0	国庫の範囲内で実施	方向性どおり実施済	障がい福祉企画課
福祉部	121	街かどデイハウス支援事業	160,606	160,606	0	0	0	23年度から地域福祉・子育て支援交付金で対応	方向性どおり実施済	介護支援課
福祉部	128	障がい児等療育支援事業	146,176	146,176	3,488	3,488	3,488	事業規模については精査	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	132	大阪府ITステーション関係事業	123,470	101,027	0	0	0	協定期間中(～23年度)に効果検証のうえ、期間終了後は就労に直結する事業に組替え	方向性どおり実施済	自立支援課
福祉部	136	発達障がい者支援事業	57,951	52,008	0	46,608	46,608	24年度までに市町村との役割見直し	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	140	ホームレス対策推進事業費	10,120	8,444	8,444	8,444	8,444	国庫の範囲内で実施 府単独実施分は、22年度終了	方向性どおり実施済	社会援護課
健康医療部	154	肝炎医療費援助事業	1,832,316	916,159	0	0	0	全額国庫負担とするよう国に要望	方向性どおり要望済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	健康づくり課
健康医療部	170	肝炎ウイルス検査事業	257,822	128,911	0	0	0	全額国庫負担とするよう国に要望	方向性どおり要望済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	健康づくり課
健康医療部	155	病院事業費(貸付金)	2,250,000	0	0	0	0	現行水準の範囲内で実施	方向性どおり実施済	医療対策課
健康医療部	161	救急医療情報システム整備運営事業費	448,509	361,537	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	162	救急医療施設等施設・設備整備事業(救命救急センター設備整備事業)	33,330	16,666	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	163	救命救急センター事業費	522,590	283,795	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	165-1	休日夜間急患診療確保対策事業(小児救急医療支援事業)	200,244	100,122	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	165-2	休日夜間急患診療確保対策事業(特定科目二次救急医療体制運営事業)	72,441	72,441	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
健康医療部	165-3	休日夜間急患診療確保対策事業 (救急病院等施設・設備整備事業)	36,560	18,280	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	184	産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業	134,260	106,067	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	186	大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業	132,658	126,658	-	-	-	着実な医師確保の実現に努める	随時実施	医療対策課
商工労働部	201	あいりん地域労働対策費	483,991	483,991	0	0	0	引き続き効率的に実施	随時実施	労政課
商工労働部	205	ホームレス就労支援対策事業	244,500	244,500	0	0	0	今後の就労環境に留意	随時実施	労政課
商工労働部	214	あいりん地域高齢日雇労働者特別清掃事業	67,369	67,369	0	0	0	今後の就労環境に留意	随時実施	労政課
商工労働部	209	技能尊重対策費	87,142	43,889	5,014	5,014	5,014	技能検定に関する事業は、効率的な運営に取り組む 技能検定以外の事業(指導員養成など)は、補助対象外	方向性どおり実施済	人材育成課
環境農林水産部	223	試験研究費	284,416	22,125	0	-	-	試験研究課題について、必要性や効果を個別に精査	独立行政法人へ移行のため23年度限りで終了(24年度から運営費交付金化) ※必要性等の精査は、独立行政法人が中期計画等の中で実施	環境農林水産総務課 みどり都市・環境室みどり推進課 農政室推進課
環境農林水産部	228	中央卸売市場事業会計繰出金	115,000	115,000	0	44,304	13,357	指定管理者導入により、市場の活性化と経営改善に努める	方向性どおり実施済(24年度に指定管理者導入)	流通対策室
環境農林水産部	231	堺第7-3区管理事業	87,330	18,357	11,764	29,344	25,750	排水処理効率化検討委員会の検討結果等を踏まえ、今後の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	資源循環課
都市整備部	259-1	市街地整備総合補助(組合等区画整理)	896,181	479,131	0	0	0	投資効果が高い等の採択基準を22年度中に設定し、重点的に採択	方向性どおり実施済	市街地整備課
都市整備部	259-2	市街地整備総合補助(組合等市街地再開発事業)	1,114,162	557,081	0	0	0	投資効果が高い等の採択基準を22年度中に設定し、重点的に採択	方向性どおり実施済	市街地整備課
都市整備部	269	大阪外環状線鉄道整備促進費	845,590	1,590	0	0	0	事業費の抑制に努め、事業費増が見込まれる場合には、戦略本部会議で議論	随時実施	都市交通課
都市整備部	284 296	モノレール事業	460,000	33,735	0	0	0	事業は継続。ただし、車庫用地の全体を購入することについては、大阪府・大阪高速鉄道(株)とも共通認識として持った上で、以下の取扱いとする。 (1)有償貸付用地(普通財産)の購入について、具体的な時期や方法を検討 (2)残る用地(道路区域)については、会社が累積赤字を解消した時点で協議検討	(1)H23購入済 (2)随時実施	都市交通課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
都市整備部	289 302	土木行政システム関係経費	403,930	403,930	0	0	0	事業規模の水準について引き続きBPR効果と比較	随時実施	事業管理室
都市整備部	297	有料道路整備事業	131,278	131,278	0	0	0	22年度中に道路公社の健全化計画を策定	23年度に実施済	道路整備課
都市整備部	304	鉄道駅耐震補強事業費	20,084	20,084	0	0	0	23年度以降の事業継続は、国庫補助が継続されることが条件	方向性どおり実施済	都市交通課
都市整備部	305	未利用地処理促進事業	64,203	64,203	0	0	0	収入見合いで引き続き実施	随時実施	用地室
住宅まちづくり部	307-1	住宅供給公社融資費(長期貸付金)	5,116,200	▲ 514,381	1,050,717	1,460,750	1,521,324	新規貸付は、25年度で終了建設戸数削減等により貸付金の圧縮	方向性どおり実施済	居住企画課
住宅まちづくり部	307-3	住宅供給公社融資費(損失補償)	—	—	-	-	-	公社債に対する損失補償の付与は原則3年間。その後は公社の自己信用力により資金調達するよう努力	方向性どおり23年度から実施済	居住企画課
住宅まちづくり部	307-4	住宅供給公社融資費(利子補給)	341,301	341,301	0	0	0	繰上償還時は、当該利子補給に係る借入残高の圧縮について努力	随時実施	居住企画課
住宅まちづくり部	315	特定優良賃貸住宅供給促進事業費	986,707	543,720	37,000	79,897	169,882	今後も適宜契約家賃の見直しを実施	方向性どおり実施済	居住企画課
住宅まちづくり部	323	市街地整備総合補助	135,000	135,000	6,750	13,500	13,500	府の役割(補助対象・補助率等)について整理(23年度)	方向性どおり実施済	居住企画課
住宅まちづくり部	326	大阪府住宅耐震化緊急促進事業	90,202	82,471	3,009	3,009	3,009	診断単価の見直しや国庫補助メニューの活用を含め、施策の改善・見直し(23年度)	方向性どおり実施済	建築企画課
教育委員会	330	府立支援学校通学バス運行費	1,570,195	1,570,195	0	0	0	引き続き、民間委託によりコストを縮減(23年度以降)	方向性どおり実施済	支援教育課
教育委員会	335	学校安全教育費	553,368	51,234	11,210	11,210	11,210	災害共済給付事業は継続とするが、管理者賠償責任保険加入は、責任発生時に別途対応するものとし、22年度限り	方向性どおり実施済	保健体育課
教育委員会	336 368	習熟度別指導推進事業	235,323	157,122	0	0	0	習熟度別指導の実施状況等を明らかにし、府民への説明責任を果たしつつ、学力向上策として効果的に実施(22年度から)	方向性どおり実施済	小中学校課
教育委員会	342 358 369	外国人講師関連事業費	533,201	531,301	0	0	0	ALT(外国青年の活用)からNET(在住外国人の活用)、T-NET(民間語学学校への委託)への順次移行によりコストを縮減(22年度から)	方向性どおり実施済	高等学校課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
教育委員会	350	おおさか元気広場推進事業	165,615	90,287	14,840	14,840	14,840	地方が担うべき事務と責任に見合った税財源の移譲を受け、市町村の自主性が図られる制度化を国に要望の上、実現後は府事業としては廃止。	方向性どおり要望済 ※要望状況は「2. 国への制度提言」(3)その他の制度改善等を参照	地域教育振興課
教育委員会	356	府立学校給食実施事業	164,188	164,188	4,387	4,387	4,387	府立定時制高校デリバリー給食は、公費負担すべき経費の内容について精査(23年度から)	方向性どおり実施済	保健体育課
プランより前に終期設定されていたもの										
政策企画部	5	(財)大阪府青少年活動財団運営補助金	380,359	380,359	380,359	380,359	380,359	22年度終了	方向性どおり実施済	青少年課
府民文化部	57	2010年上海万博出展準備費	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	22年度終了	方向性どおり実施済	国際課
福祉部	79	大阪府障がい者自立支援対策臨時特例基金事業費	2,870,466	456,372	0	0	456,372	23年度で国制度が終了	24年度に実施済	障がい福祉企画課
福祉部	94	精神障がい者社会復帰施設運営助成事業費	529,910	301,472	74,851	301,472	301,472	23年度で国制度が終了	方向性どおり実施済	生活基盤推進課
福祉部	97	障がい福祉施設機能強化推進事業費(授産施設)	122,472	122,472	122,472	122,472	122,472	22年度終了	方向性どおり実施済	自立支援課
福祉部	100 106 126	障がい者小規模通所授産施設運営等助成費	581,300	421,300	291,950	421,300	421,300	23年度終了	方向性どおり実施済	生活基盤推進課
福祉部	134	小規模通所授産施設機能強化支援事業	42,120	42,120	42,120	42,120	42,120	22年度終了	方向性どおり実施済	生活基盤推進課
福祉部	146	地域生活支援事業市町村推進補助金	29,700	29,700	29,700	29,700	29,700	22年度終了	方向性どおり実施済	地域生活支援課
健康医療部	166	千里救命救急センター支援事業	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	22年度終了	方向性どおり実施済	医療対策課
健康医療部	185	小児救急広域連携促進事業	56,686	53,856	0	53,856	53,856	23年度終了	方向性どおり実施済	医療対策課
商工労働部	196	大阪府住宅供給公社貸付金	2,900,000	0	0	0	0	23年度終了(単年度貸付金)	方向性どおり実施済	労政課
都市整備部	274	本州四国連絡高速道路出資金	838,880	84,880	0	10,094	10,094	24年度で予定の出資が終了	25年度に実施済	道路整備課
都市整備部	290	石畳と淡い街灯まちづくり支援事業	427,159	427,159	0	427,159	427,159	現事業は計画どおり23年度終了	方向性どおり実施済	市街地整備課

部局名	事業番号	事業名	H22当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源	H23	H24	H25				
教育委員会	337	学校安全対策交付金	500,800	500,800	500,800	500,800	500,800	22年度終了	方向性どおり実施済	小中学校課
教育委員会	339	市町村支援プロジェクト事業	496,500	0	0	0	0	22年度終了	方向性どおり実施済	小中学校課

(1) 歳出改革(主要分析事業)

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
1	市町村振興補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度から、より市町村の自律化を重点的に支援する制度(「市町村の自律化に向けた体制整備」や「行財政基盤の強化」への取組みを支援)に改正し、それを踏まえた算定項目を新たに設定 ○ 3年後の25年において、制度の目的に沿って、本補助制度が十分にその役割を果たしているか効果検証を行う 	22年度 (25年効果検証)	(新たな算定項目の設定)			総務部 市町村課
				(22年度) ・22年度算定項目により交付限度額を算定し、対象市町村に対して補助金を交付 (23年度) ・23年度算定項目を市町村に対して公表 ・23年度算定項目に義務教育分野における先駆的な取組を追加 ・市町村の意見も踏まえ、25年からの制度見直しを検討 (24年度) ・24年度算定項目を市町村に対して公表 ・24年度算定項目に中核市(移行)支援を追加 ・市町村の意見も踏まえ、25年からの制度見直しを検討 (25年度) ・補助金を一層効果的なものとするため、市町村の自主性をより尊重するという観点から、市町村自らが設定した目標の達成状況に応じて補助金を配分する仕組みを新たに導入			
				実施済			
2	市町村施設整備資金貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主権をすすめる観点から、自治体経営に必要な資金調達は地方公共団体自らの責任において行うことが基本 この間、国の地方債制度も充実(対象事業の範囲や充当率)してきており、資金調達にあたっては、原則として既存の制度を活用すべきであるが、市町村のセーフティネットとして、当該貸付金が担ってきた機能は引き続き維持することが必要 ○ また、現状でも資金調達に苦慮している団体が存在している中、金融環境の著しい悪化など、資金の独自調達が困難な場合においても、共同調達の仕組みを構築するなどにより、低利で安定的に資金調達ができる仕組みを確保することが重要 ○ したがって、本貸付金は当分の間、存続することとし、府と市町村が連携して低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築に向けた検討をすすめる 	速やかに検討	(低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築に向けた検討)			総務部 市町村課 (財務部財政課)
				(22年度) ・金融機関や市町村等の意見を踏まえ、府と市町村が共同で資金調達するために必要な条件等を整理 (23年度～24年度) ・仕組みの構築に向け検討を進め、実施の可否を判断 ・共同調達に向けた課題の抽出 (25年度) ・低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築について検討したが、現在の金融環境や市町村の実情を踏まえると、ただちに共同調達などの仕組みの構築が必要な状況ではない。 ・今後の方向性として、市町村の実情を踏まえ、当面は市町村の公共施設の整備にかかる臨時的な財政需要をサポートするセーフティネットとしての機能は維持しつつ、安定的に資金調達できるよう適切な助言を行うこととした。			
				実施済			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課	
				検討	方針決定等	実施		
3	私学助成 (経常費助成など)	<p>【私学助成について】</p> <p>○ 厳しい財政状況を踏まえれば、今ただちに経費節減を緩和することは非常に難しい状況 このため、公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、プログラム案で実施している経常費助成単価引下げ等の節減の取組みは、継続を検討せざるを得ない</p> <p>※ 「従来ルールによる単価」×幼稚園▲2.5%、小中学校▲25%、高校・専各▲10%</p> <p>※ 従来ルールによる単価 「国標準額」(国補助単価+交付税単価)と「標準教育費(公立1人あたり経費)の1/2」のいずれか低い方</p> <p>○ また、制度創設以降の社会経済情勢等の変化や国制度の充実などにより、府としての補助目的や効果に変化がみられる補助メニュー(私立幼稚園3歳児保育料軽減補助、専修学校専門課程振興補助)を見直し、政策目的を明確化した事業へと再構築 さらに、専修学校高等課程への経常費助成については、他府県水準を上回る助成効果の有無等を検証の上、現行助成水準の継続の可否を判断</p> <p>○ なお、高等学校については、公立・私立高校における学校間の競争条件を整え、エンドユーザーである生徒・保護者の学校選択の自由度をさらに拡大する観点から、現状でも全国No.1の突出した水準(2位 東京都の予算額の1.5倍)である授業料支援補助金(22年度創設)のさらなる拡充を検討する あわせて、選択と集中の観点から、公立での受け皿がある小中学校に対する経常費助成のあり方など、私学助成全体について検討を行う</p>	23年度	(経常費助成単価引き下げ等継続の検討)			府民文化部 私学・大学課	
				(23年度)	・選択と集中の観点から、経常費助成単価の引下げの取組みを継続 (小学校▲25%、中学校▲25%、高校▲10%)			実施済
				(補助メニュー見直し・再構築)				
				(22年度)	・私立幼稚園3歳児保育料軽減補助について、22年度末で見直し			
				(23年度)	・預かり保育の拡充事業(大阪スマイル・チャイルド事業)として再構築 ・専修学校専門課程振興補助について、政策目的を明確化し、産学接続教育等の推進を図る補助事業へ再構築 ・「専修学校高等課程の経常費助成」は、大都市圏における専修学校高等課程の役割や他府県水準等を踏まえ、現行の助成水準を継続		実施済	
				(授業料支援補助金など私学助成の検討)				
				(23年度)	・中学校卒業時の進路選択段階で、公立高校・私立高校・高等専修学校の自由な学校選択の機会を提供するため、授業料支援の補助対象を所得中間層まで拡充する ① 所得中位の世帯(年収めやす610万円未満)の生徒まで授業料無償 ② 生徒の70%(年収めやす800万円未満)までは保護者の授業料負担10万円		実施済	

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
3	※つづき 私学助成 (経常費助成など)	<p>【 府立高等学校について 】</p> <p>○ 高校教育においては、公立・私立高校の双方が公教育としての役割を担っているなか、府立高等学校についても、23年度に開設される進学指導特色校をはじめ、「がんばる高校」を評価・応援する一方で、さらなる効率的運営が求められることは言うまでもない</p> <p>○ このため、授業料無償化に加えて、学校事務の集約化、IT化等による効率的な事務執行を推進することにより、学校事務運営体制を見直す</p> <p>○ また、11年度以降、社会経済情勢の変化や、学習ニーズの多様化に対応するため、特色づくり・再編整備や学区再編等を計画的に推進してきた。 今後、当面は、中学校卒業者の増加が見込まれるが、少子化の進行により、数年後には再び生徒減少期に入る見込み。加えて、公私間の競争条件の整備を今後すすめることによって、公私間の生徒の流動化がすすむことも考えられる。こうした背景を踏まえ、府立高等学校の再編整備の考え方を検討</p>	<p>体制見直し23年度着手 再編整備の考え方検討 23年度着手</p>	<p>(学校事務運営体制の見直し)</p> <p>・23年度から、各府立高等学校の全・定課程別にそれぞれ事務職員1名(全体で150名、人件費約15億円)の定数削減を行なった。 ※運営体制見直しに伴う定数削減は、既定の削減計画(中期計画)の内数</p> <p style="text-align: center;">実施済</p>			<p>教育委員会 事務局 教育振興室 高等学校課 教職員室 教職員人事課</p>
				<p>(府立高等学校再編整備の考え方検討)</p> <p>(23年度) ・今後の中学校卒業生数の動向や入学者選抜の状況などを踏まえ、23年度から検討を開始した</p> <p>(24年度) ・有識者会議を設置し、府立高校の将来像について議論する中で、再編整備の考え方についても検討。その報告を踏まえて、再編整備方針を策定した</p> <p>・新たな大都市制度移行時にあわせて、大阪市立高校の広域自治体への一元化については、大阪市との間でクリアすべき課題を整理した</p> <p>(25年度) ・再編整備方針に基づき、26年度から30年度までを計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定した</p> <p>(参考)【大阪府市統合B項目《府立高校、市立高校》の関連項目】</p> <p style="text-align: center;">実施済</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
4	大阪府育英会助成費	<p>○ 育英会奨学金貸付は、国の高校授業料実質無償化や、府の授業料支援補助金と一体的に運営していることから、高校等授業料無償化施策の影響や他府県の水準も踏まえ、授業料支援補助金を含めたトータルの修学支援策を検討するなかで、奨学金制度が持続可能で、より効果的な制度となるよう再構築を図る</p> <p>○ 府では、授業料支援補助金の拡充を検討することとしているが、その場合、奨学金の貸付総額の縮減が見込まれる。奨学金制度の持続的な運営のためには、こうした縮減とあわせて、貸付内容の見直し検討のほか、滞納対策など債権管理の強化が必要</p> <p>○ 具体的には、奨学金貸付について、今後、授業料支援補助金の拡充とあわせて奨学金制度を構築するなかで、修学支援策として最も有効となるよう貸付上限額や対象の見直しを検討。また、入学資金貸付について、国と地方の役割分担を踏まえ、高校等入学資金の貸付への重点化を検討</p> <p>○ 債権回収におけるサービスの活用について、費用対効果等を踏まえ検討</p> <p>○ これらについては、24年度以降の実施を目的に検討</p>	24年度以降実施を 目的に検討	(奨学金貸付について、上限額や対象の見直しを検討)			府民文化部 私学・大学課
				<p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料支援補助金拡充により、奨学金貸付は大幅縮減見込 ・公私を問わない自由な学校選択を支援する観点から所得基準を引上げ <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得基準：現行 年収800万円→1,000万円へ引上げ ・対象：私立高校、専修学校高等課程等（貸付限度額24万円） <p style="text-align: center;">実施済</p>			
				(入学資金貸付について、高校等入学資金の貸付への重点化を検討)			
				<p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度により貸付実施(対象:24年度入学生) ・高校等入学資金貸付への重点化(対象:25年度入学生～) <p style="text-align: center;">実施済</p>			
				(サービスの活用について検討)			
				<p>(22年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な活用手法を見極めるため費用対効果を検証中 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証結果を踏まえ、遠隔地、困難事案について活用 <p style="text-align: center;">実施済</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
5	福祉医療費助成制度	<p>○ 福祉医療費助成については、すべての都道府県で実施されており、事実上ナショナル・ミニマムとなっている現状を踏まえ、国において制度化されるよう引き続き強く要請</p> <p>○ しかし、医療のセーフティネットとして必要不可欠なこの制度を、国による制度化までの間は、地方単独で持続させていかなざるを得ず、対象者の増加、医療費の増嵩や厳しい大阪府の財政状況にあって、制度の維持継続のためには、給付と負担のあり方など不断の見直しが必要 そのため、医療保険制度の自己負担を軽減する福祉医療費助成制度の趣旨を踏まえて、対象者の範囲や国の公費負担医療制度との整合性をも考慮した制度のあり方について再検討を行う</p> <p>○ また、乳幼児医療制度については、市町村が先行して実施してきた経緯もあり、現在も子育て施策の一環として対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を市町村の判断で実施されていることも踏まえた上で、そのあり方を検討</p> <p>○ 今後、障がい者自立支援医療制度、後期高齢者医療制度など、国における医療保険制度等の検討状況を見据えつつ、医療が必要な方に対する支援として府が実施すべき医療費助成制度の「守備範囲」を明確化した上で、以上のような観点による検討結果を踏まえ、25年度実施を目的に抜本的な見直しを図る</p>	随時	<p>(国への制度化要請)</p> <p>(22年度～24年度) ・厚生労働省に対し、福祉医療費助成制度の国における制度化に関する要望を行った (25年度) ・引き続き、厚生労働省に対して要望を行う</p> <p>※取組内容及び制度改善状況は、「2. 国への制度提言」(2) 社会保障制度の項目番号7を参照</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p>			福祉部 国民健康保険課
			25年度実施を目的に抜本的な見直し	<p>(制度のあり方についての再検討)</p> <p>【福祉医療費助成制度に関する研究会の開催】 (22年度～23年度) ・制度の実態について検証、今後のあり方について研究するため、実施主体である市町村とともに設置している同研究会を開催 (24年度) ・同研究会において検討してきたが、現時点では安定した医療保険制度や国の公費負担制度の見通しが立たないことから、25年度における抜本的な見直しについては、一旦見合わせることにした ・国における医療保険制度等の見極めができた段階で、研究会でのこれまでの検討結果を踏まえ、引き続き、持続可能な制度の構築に向け改めて検討していく (25年度) 同研究会において、次の通り確認した ・社会保障制度改革の方向性は見えてきたものの、未だ、安定した医療保険制度や国の公費負担制度の見通しが立っておらず、一部、先行して見直しを実施しても再度の見直しが避けられない ・国における医療保険制度等を見極めつつ、研究会でのこれまでの検討結果を踏まえ、持続可能な制度の構築に向け改めて検討するが、スケジュール的には26年度の抜本的な見直しの実行は困難である</p> <p>【検討スケジュール】 (22年度) ・乳幼児医療費助成のあり方理念整理 ・新しい高齢者医療制度等が及ぼす、その他医療費助成制度への影響分析 (23年度) ・各制度の課題整理 ・具体的な基準設定に向けた理念整理 (対象年齢、障がい種別、所得制限等、対象者のあり方) (助成の範囲、自己負担等、給付と負担のあり方) (24年度) ・福祉医療費助成制度を取り巻く情勢分析 ・24年度におけるまとめ (25年度～) ・国における医療保険制度等を見極めつつ、研究会でのこれまでの検討結果等を踏まえ、引き続き、持続可能な制度の構築に向け改めて検討していく</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
5	※つづき 福祉医療費助成制度	○ なお、制度のあり方とは別に、23年度当初から、国の公費負担医療制度の優先的な適用の厳格化や、事務処理の効率化による経費抑制に取り組む	23年度から着手	<p>(国制度の優先的な適用の厳格化や、経費抑制への取組み)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年6月 府内の医療機関に対して公費負担優先順位適正化に係るパンフレット・ポスターを作成・配付 ・公費負担医療優先化に向けた広報・啓発に取り組み適正な運用を図ることによる、事業費抑制効果(老人・障がい) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 国公費が優先的に適用されることにより通年ベースで3億円削減(見込) ・市町村補助金算定期間変更による予算執行の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 年度内の補助金精算を行うことにより通年ベースで6億円削減(見込) <p>(24年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費負担優先順位適正化及び市町村補助金算定期間変更による予算執行の効率化に引き続き取り組む <p>【 効果額(百万円) H23:850、H24:900、H25:900 】</p> <p style="text-align: center;">実施済</p>			福祉部 国民健康保険課
6	中小企業向け制度融資	<p>【中小企業の元気アップ】</p> <p>⇒ 府は預託を通じて企業を支援</p> <p>○ 熱心な金融機関と府保証協会を担い手とする新たな政策融資を創設</p> <p>○ 政策目的に応じた金利優遇による成長支援融資を継続</p> <p>【金融セーフティネット】</p> <p>⇒ 府は信用補完を維持し、必要なときに借りられる環境を整える</p> <p>○ 府は損失補償を通じて府保証協会とともにセーフティネットを支える</p> <p>○ 融資資金の調達には金融機関に委ね、府による預託は廃止</p>	23年度	<p>(中小企業の元気アップを後押しする新たな政策融資の創設)</p> <p>○中小企業支援に熱心な金融機関が主体的に商品設計した金融機関提案型融資を23年度に創設するとともに、経営改善・事業拡大等により経営力アップを図る中小企業者を支援するため経営力強化資金を24年12月に創設した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度融資枠 2,000億円 ・金融機関提案型融資について、預託を行い金利軽減を実施 ・23年4月から導入された責任共有制度の保証協会のリスク負担に対応するため、24年度から大阪府保証協会への損失補償を実施 <p>○府の推進する施策と連携した成長支援型融資制度を継続実施(開業サポート資金、小規模企業サポート資金、チャレンジ応援資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度融資枠 400億円 ・預託を行い低利固定金利(1.4%~1.6%)を実施 ・足腰の強い中小企業づくりを進めるため「金融と経営支援の一体化」を推進し、開業サポート資金(地域支援ネットワーク型)を24年度に創設し、頑張る中小企業を支援 <p style="text-align: center;">実施済</p> <p>(金融セーフティネットを支える環境整備)</p> <p>○セーフティネット資金として経営安定資金を継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度融資枠 3,000億円 ・制度の持続可能性を維持するため、金利は金融機関所定金利とし、23年度以降の新規承諾分に対する預託を廃止 ・必要なときに借りられる環境を整備するため、100%保証を維持するとともに、保証協会への損失補償を継続した <p style="text-align: center;">実施済</p>			商工労働部 中小企業支援室金融課

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
6	※つづき 中小企業向け制度融資	【府保証協会に対する損失補償の見直し】 ○ 他府県比較や社会経済情勢を踏まえ、府の負担割合を見直し	23年度	(大阪府保証協会に対する損失補償負担割合の見直し)			商工労働部 中小企業支援室金融課
				<p>・23年4月から導入された責任共有制度の保証協会のリスク負担に対応するため、24年度からチャレンジ応援資金について大阪府保証協会への損失補償を実施</p> <p>・セーフティネット資金の損失補償負担割合に関しては、他府県比較や保証協会の経営状況等を勘案し、25年度から府の負担割合を引き下げることとした(15%→10%)</p> <p style="text-align: center;">実施済</p> <p>(参考)【大阪府市統合B項目《府保証協会、市保証協会》の関連項目】</p>			
7	小規模事業対策費・ 経営力向上緊急支援事業	○ 民間専門家による「経営力向上緊急支援事業」を新設し、同一の条件下でエンドユーザー(小規模事業者)が商工会等と民間専門家を選べるようにする ○ カルテ方式を導入し、支援対象事業者毎に、 ①課題把握⇒②具体的支援メニューの実施⇒ ③支援結果の把握までの支援過程の記録を行い、支援実績や成果を『見える化』 ○ 支援メニューを標準化し、その単価を設定することで、実績に応じた補助を実施	22年度着手	(経営力向上緊急支援事業の新設)			商工労働部 中小企業支援室経営支援課
				<p>○22年6月より実施 【今後の方針】</p> <p>・これまでの取り組みにより、利用者の満足度が向上するなど、所期の目的を達成したことから、経営力向上緊急支援事業は24年度末をもって終了</p> <p>・25年度は、本事業の検証結果を踏まえ、商工会等と民間専門家との連携により、支援メニューとしての「専門家を活用した経営相談」を強化し、それぞれの強みを活かした、より効果的な支援サービスを提供</p> <p style="text-align: center;">実施済</p>			
				(支援実績や成果を『見える化』)			
				<p>○22年4月より実施 【今後の方針】</p> <p>・小規模事業対策費について、これまでの取り組みにより、利用者の満足度が向上してきており、引き続き、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめていく</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p>			
				(支援メニューの標準化)			
				<p>○22年4月より実施 【今後の方針】</p> <p>・小規模事業対策費について、これまでの取り組みにより、利用者の満足度が向上してきており、引き続き、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめていく</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
8	公営(公的)住宅への行政投資のあり方	<p>【基本理念】</p> <p>○ 府営住宅の供給を中心とした政策から、住宅市場全体で、府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策に転換</p> <p>住宅セーフティネットについては、税の公平性の観点も含め、今後創設が望まれる住宅バウチャー制度なども利用しながら、住宅市場全体のストックを活用し、確保に努める</p> <p>【府営住宅の基本的な将来方向】</p> <p>○ 住宅としてのストックは、今後の必要数を見極める中で耐震化を実施するとともに、良質なものは活用することを基本に、長期的な視点から世帯数の減少動向や市場全体の状況を勘案し、総合的に施策を展開。これらにより、将来のストック戸数の半減をめざす</p> <p>府営住宅のセーフティネットとしての役割は、今後、福祉部門と連携したソフト・ハードでの対応をすすめるとともに、地域経営の主体である基礎自治体等が自らの意思により、ストックとしての府営住宅を活用して多様なサービスを提供できるよう制度を構築し、移管をすすめる</p>	随時	<p>(将来のストック戸数の半減、府営住宅を活用した多様なサービスの提供など)</p>			住宅まちづくり部 住宅まちづくり総務課 居住企画課 住宅経営室 福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室 障がい福祉室 高齢介護室 子ども室
				<p>○住宅まちづくり部、福祉部による検討体制のもと、住宅セーフティネット施策の検討を実施 (23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等を対象に、府営住宅団地における事業展開の可能性についてマーケットリサーチを実施 ・マーケットリサーチの結果を踏まえ、府営住宅の用地を活用したサービス付き高齢者向け住宅や福祉施設等の導入に向けた枠組みの検討を行い、アクションプログラム(案)を策定し、施設等の導入に着手した ・24年3月に「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」を改定し、今後の住宅セーフティネット施策について、民間賃貸住宅市場を含めた住宅市場全体で展開を図るとともに、府営住宅については、量的な縮小を図ることを位置付けた (24年度・25年度) ・住宅市場全体を活用した住宅セーフティネットの構築に向け、低所得者向けの家賃補助等によるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進や、大阪あんしん賃貸住宅の登録促進、行政と不動産関係団体とのネットワークの構築などの取組みを実施 <p style="text-align: center;">実施・継続</p>			
				<p>(府営住宅ストック総合活用計画の改定)</p>			
				<p>(22年度～23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅の建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討を行い、その結果を踏まえストック総合活用計画(素案)を作成し、23年9月にパブリックコメント実施 ・23年12月にストック総合活用計画をとりまとめ、23年度内公表 <p style="text-align: center;">実施済</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
8	※つづき 公営(公的)住宅への行政投資のあり方	<p>※つづき 【基本理念】</p> <p>○ 府営住宅の供給を中心とした政策から、住宅市場全体で、府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策に転換 住宅セーフティネットについては、税の公平性の観点も含め、今後創設が望まれる住宅バウチャー制度なども利用しながら、住宅市場全体のストックを活用し、確保に努める</p> <p>【府営住宅の基本的な将来方向】</p> <p>○ 住宅としてのストックは、今後の必要数を見極める中で耐震化を実施するとともに、良質なものは活用することを基本に、長期的な視点から世帯数の減少動向や市場全体の状況を勘案し、総合的に施策を展開。これらにより、将来のストック戸数の半減をめざす 府営住宅のセーフティネットとしての役割は、今後、福祉部門と連携したソフト・ハードでの対応をすすめるとともに、地域経営の主体である基礎自治体等が自らの意思により、ストックとしての府営住宅を活用して多様なサービスを提供できるよう制度を構築し、移管をすすめる</p>	随時	<p>(府営住宅資産を活用した市町とのまちづくり(市町移管))</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年4月に府としての基本的考え方を全市町に説明し、23年6月に市町との研究会を設置 ・23年8月末に研究会中間報告のとりまとめ、23年12月に最終とりまとめ、24年1月公表 (研究会報告書 まとめ) ・府営住宅資産を活用したまちづくりに、府と市町が連携して取り組むべき ・移管についての具体的な協議は各市町と府が対等な立場で個別に進めるべき <p>(24年度・25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町移管に関しては、24年6月に府市統合本部において、「大阪市内の府営住宅を大阪市に移管」との基本的方向性(案)をとりまとめ、戦略本部会議において府としての方針決定を行った。現在、移管条件の協議調整、移管対象財産の調査等を行っているところ ・「府営住宅の再編整備推進プロジェクト」として、24年度から3か年で、府営住宅の所在する全38市町と、府営住宅を活用したまちづくり協議の場(まちづくり会議)を設置する。33市町と設置済(26年3月31日見込) <p style="text-align: center;">実施・継続</p> <p>(参考)【大阪府市統合A項目《公営住宅》の関連項目】</p>			住宅まちづくり部 住宅経営室
		<p>【特別会計の導入】</p> <p>○ 府営住宅のフルコストを管理する特別会計を設置し、自律的な住宅経営を展開。導入にあたっては、一般会計との繰入ルールを整理</p>	24年度	<p>(特別会計の導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した事業運営等に向けて、一般会計からの繰入ルールの整理・検討を行い、24年度から特別会計を導入 <p style="text-align: center;">実施済</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
8	※つづき 公営(公的)住宅への 行政投資のあり方	【建替え必要度の精査等】 ○ 高度経済成長期に大量に建設した住宅ストック(約7.3万戸)を中心に、建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討	随時	(建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討) (22年度～23年度) ・府営住宅の建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討を行い、その結果を踏まえストック総合活用計画(素案)を作成し、23年9月にパブリックコメント実施 ・23年12月にストック総合活用計画をとりまとめ、23年度内公表			住宅まちづくり部 住宅経営室
				実施済			
		【管理コストなどの見直しや一層の収入確保】 ○ さらなるコスト圧縮の努力・建設・管理水準の適正化・指定管理者制度のモデル地区拡大(23年度)、本格実施(24年度)一層の収入確保・低利用地の有効活用・売却(未利用駐車場の時間貸し等)・民間事業者も活用した高層化建替えにより活用用地を創出し売却	(管理コストの見直し等) 随時	(管理コストなどの見直しや一層の収入確保等) ・活用用地の創出、低利用地の有効活用については、計画的に取り組みを進め、同プランにおける府有財産の活用・売却による取組額の歳入確保に努める ・建設コスト削減や指定管理者制度の導入、定期点検や改善事業にあわせた修繕の実施など、建設・管理のコスト削減に努めた			
				実施済			
			(指定管理者制度の導入) 23年度モデル地区拡大 24年度本格実施	(指定管理者制度の本格実施) ・23年度モデル地区拡大については、22年度中に指定管理者を選定し4月から指定管理業務を開始 ・24年度からの本格実施に向けて、モデル実施地区を除く府全域を対象として、23年7月から指定管理者の公募、選定を行い、23年12月に府議会の議決を経て指定管理者を指定した ・24年4月から本格実施			
			随時	(国への制度提言) ・22年度から24年度に国(国土交通省等)に対し、建替えや用途廃止に係る明渡し請求権の付与に関する要望を行った ・24年3月、住宅バウチャー制度について、国に対して制度提案を実施 ・24年6月 国の生活困窮者対策の検討の場で、住宅バウチャー制度について提示 ・24年7月に、住宅セーフティネットの確立・強化へ向け国への提案・要望を実施 ・住宅バウチャー制度については、国へ提案を行ったものの、財源の確保など、さらに検討を要する点も多く、すぐに制度創設に至る状況にないが、今後も機会を捉え、国へ働きかけを行う ※取組内容及び制度改善状況は、「2. 国への制度提言」(3)その他の制度提言の項目番号1を参照			住宅まちづくり部 住宅まちづくり総務課 居住企画課 住宅経営室 福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室
				実施・継続			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
9	警察職員待機宿舎	<p>○ 待機宿舎の整備計画の策定にあたっては、既存ストックの活用を図るなど、可能な限り整備戸数を抑制するとともに、民間活力の導入など様々な手法を検討し、整備費用の抑制を図る</p> <p>○ 賃料については、入居者の行動制限の状況や整備コストなどを踏まえ、引き続き適正水準に設定</p>	随時	<p>(整備費用の抑制)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年度に策定した整備計画を元に、大阪府にとって最も経済的かつ入居者負担の軽減も可能な手法を導入し、売却予定地活用も含め整備費用の抑制を図るための整備手法を検討 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備手法の検討結果を踏まえた上で課題を整理し、取り組みを進める <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の統廃合による財源確保に留意した整備のあり方を検討 検討結果を踏まえ、「大阪府待機宿舎整備基本計画」を策定。今後は同計画に基づき新規整備・改修・廃止・売却 <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			警察本部 総務部施設課
				<p>(賃料について、引き続き適正水準に設定)</p> <p>(23～24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き適正な水準に設定するため検討 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備に要した費用や今後の改修費に見合う水準に改定(26年4月から実施) <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
10	公共施設(インフラ)関連	<p>【建設から維持管理への重点化】</p> <p>○ 都市基盤整備の見直し 将来の建設事業を圧縮。即効性や実現可能性等の観点から、道路整備や治水対策等の考え方を見直し、さらなる選択と集中により事業を推進</p> <p>(道路等の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 物流の効率化や広域連携の強化、安全・安心の確保、早期に効果発現が可能であるなどの観点から重点化し、今後の整備計画を策定するとともに、将来の必要性、実現性を考慮して、未着手である道路等の都市計画について、見直しをすすめる <p>(治水対策及び土砂災害対策の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人命を守ることを最優先としつつ、府内一律に定めていた治水目標を見直し、河川氾濫や浸水の程度により判定した危険度の大きさに応じて各河川ごとに定めるとともに、今後の整備計画を策定 	随時	<p>(道路等の見直し)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「今後の道路整備の重点化方針」に基づき、概ね30年先を見通しつつ当面の10年間の道路整備計画を検討し、「都市整備中期計画(案)」としてとりまとめ 都市計画道路の見直しについては、5市2町において延長約18kmの都市計画を廃止 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「都市整備中期計画(案)」に位置付けた事業を、着実に進めていく 休止中や新規の事業については、必要性の増大、早期効果発現などの観点から、事業再開、新規着手を見極めていく 都市計画道路の見直しについては、6市2町において延長約26kmの都市計画を廃止 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直しについては、18市において延長97kmの都市計画を廃止 <p>【今後の取組み方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直しについては、関係市町と協議し、変更案がまとまった段階で速やかに都市計画の変更手続きを実施 <p style="text-align: center;">実施・継続</p>	都市整備部 事業管理室		
				<p>(治水対策及び土砂災害対策の見直し)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市インフラ政策の中長期的展望として重点施策等を定める「都市整備中期計画(案)」を年度末に策定するにあたり、「今後の治水対策の進め方」や「今後の土砂災害対策の進め方」を踏まえ、情報提供や避難等のソフト対策も合わせた「10年間の行動計画」を順次策定 榎屋川流域など30河川で当面の治水目標の見直しを実施 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石津川等33河川で当面の治水目標を見直し。河川整備計画を順次策定 有識者意見等を踏まえた「今後の土砂災害対策の進め方」を策定し、ソフト・ハードを併せた総合的・効率的な施策を推進 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神崎川等31河川で当面の治水目標を見直し。河川整備計画を順次策定 <p>【今後の取組み方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き河川の当面の治水目標を見直し、河川整備計画を順次策定する <p style="text-align: center;">実施・継続</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
10	※つづき 公共施設(インフラ)関連	<p>【維持管理費への重点化】</p> <p>○ 都市基盤施設の効率的な維持管理(維持管理費に重点化) 将来世代に良好な状態でインフラを引き継ぐため、「維持管理の戦略」の策定</p> <p>(「維持管理の戦略」の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度成長期に整備したインフラを計画的に効率よく補修・更新する必要がある。施設の長寿命化、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を着実にすすめるため、予防保全の観点をさらに重視した「維持管理の戦略」を策定 <p>(維持管理財源の充実確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理の中でも、多額を要する維持補修については、地方債を含め、必要な財源を充実確保できるよう国に提言 	随時	<p>(維持管理の戦略策定)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤施設全体の今後の補修更新需要見込みに対し、橋梁、水門、岸壁等の予防保全対策により長寿命化を図った場合の財政縮減効果額を試算済 都市インフラ政策の中長期的展望として重点施策等を定める「都市整備中期計画(案)」の策定と並行して、予防保全対策の強化を中心とした「維持管理の戦略」を策定 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防保全対策の強化を中心とした「維持管理の戦略」を実践 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防保全対策の強化を中心とした「維持管理の戦略」を実践 大都市特有の課題を踏まえた「都市基盤施設の維持管理・更新に関する長寿命化計画(仮称)」を策定するため、学識者からなる「都市基盤施設維持管理技術審議会」を設立 <p>【25年度取組み例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁については、野崎跨線橋など41橋で工事完了(予定) 河川施設については、太間排水機場等3箇所の工事完了(予定) 港湾施設については2地区の岸壁で工事完了(予定) <p>【今後の取組み方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「都市基盤施設の維持管理・更新に関する長寿命化計画(仮称)」を策定し、かかる計画を包括した「維持管理の戦略」を実践 <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			都市整備部 事業管理室
				<p>(維持管理財源の充実確保)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市インフラ政策の中長期的展望として重点施策等を定める「都市整備中期計画(案)」の策定と並行して、継続的に検討 23年度当初予算において、段階的に必要な財源の充実確保を行い、予防保全対策の強化を中心とした維持管理費の重点化を実施 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 24年度当初予算においても、段階的に必要な財源の充実確保を行い、引き続き予防保全対策の強化を中心とした維持管理費の重点化を実施 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 24年度当初予算においても、段階的に必要な財源の充実確保を行い、23年度から25年度の3か年で段階的に90億円の必要額を確保 <p>【今後の取組み方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方債を含め、必要な財源を充実確保できるよう引き続き国に要望 <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			

(2) 歳 入 確 保

番号	項 目	取 組 内 容	取 組 み の 実 施 時 期	取 組 状 況 及 び 今 後 の 予 定			担 当 部 局 ・ 室 課
				検 討	方 針 決 定 等	実 施	
1	府有財産の活用と売却	○保有する全府有財産のうちから、活用可能財産を掘り起こし、積極的に売却・貸付を行う	随時	(府有財産の活用と売却)			財務部 財産活用課 (住宅まちづくり部 住宅経営室)
				(～22年度) ・売却財産の掘り起こしを行うため、府有地の1割程度(147件)を抽出調査(活用可能割合約27%〔40/147〕) ・この結果を踏まえ、21年度末を目途に全府有地(約1,400件)について、活用可能財産の有無を確認、調査結果の取りまとめ、公表 ・体制整備、関係機関等と売却等に向けた調整 (23年度～25年度) ・売却可能財産について取組みを進める 【効果額】 (23年度効果額) 売却 4,630百万円(うち府営住宅整備基金積立額3,740百万円) 貸付 2百万円(うち府営住宅整備基金積立額 2百万円) (24年度効果額) 売却 12,017百万円(うち府営住宅整備基金積立額7,517百万円) 貸付 4百万円(うち府営住宅整備基金積立額 4百万円) (25年度見込額) 売却 15,689百万円(うち府営住宅整備基金積立額9,909百万円) 貸付 4百万円(うち府営住宅整備基金積立額 4百万円) ※府営住宅は24年度から特別会計へ移行していますが、用地の売却額や基金積立額は従前の考え方を踏まえて算定しています ※「貸付」の増収効果額は、新たな貸付分のみを記載しています <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			
2	基金の活用	○活用可能財産として掘り起こした未利用地の売却益(府営住宅整備基金に積立)は、府営住宅の適正な管理のため、計画修繕に活用 ※ 府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要 ※ なお、府営住宅は24年度から特別会計への移行を検討しているため、用地の売却益の取扱いや基金の活用の取組額については、今後検討が必要	随時	(府営住宅整備基金の活用)			住宅まちづくり部 住宅経営室 (財務部財政課)
				【効果額】 (23年度効果額) 売却・貸付、積立 435百万円、計画修繕活用額 435百万円 (24年度効果額) 売却・貸付、積立 678百万円、計画修繕活用額 678百万円 (25年度見込額) 売却・貸付、積立 2,590百万円、計画修繕活用額 1,911百万円 ※計画修繕活用額を効果額として計上 ※府営住宅は24年度から特別会計へ移行していますが、基金の活用は従前の考え方を踏まえて算定しています <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
3	債権管理の強化対策	<p>○府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図るとともに、「債権特別回収・整理チーム」の設置など、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく</p> <p>(目標の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権の回収・整理の目標設定(税外滞納債権の圧縮額等)は、債権回収・整理計画策定後に設定(22年11月) なお、府税債権の滞納については、22年度に繰り越した滞納額220億円(個人府民税を除く)を3年間で一掃できるよう、22年度は40%圧縮(22年度 圧縮見込額88億円)を目標とする。 	随時	<p>(滞納債権管理の強化対策<債権回収・整理計画策定等>)</p> <p>・22年11月に「大阪府債権回収及び整理に関する条例」を制定し、前年に引き続き25年度債権回収・整理計画を策定・公表した。今後、この計画に基づき債権の回収及び整理に積極的に取組む</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年度に繰り越した滞納額(府税含む)は342億円 ⇒回収・整理により106億円(府税含む)の圧縮を目標 ⇒取組みの結果、127億円を圧縮 23年度に繰り越した滞納額(府税含む)は308億円 ⇒回収・整理により106億円(府税含む)の圧縮を目標 [23年度債権回収計画] 目標額: 回収 8,312百万円 / 整理 2,244百万円 ⇒取組みの結果、125億円(府税含む)を圧縮 処理額: 回収9,944百万円 / 整理2,571百万円 24年度に繰り越した滞納額(府税含む)は274億円 ⇒回収・整理により105億円(府税含む)の圧縮を目標 [24年度債権回収計画] 目標額: 回収8,098百万円 / 整理2,382百万円 ⇒取組みの結果、112億円(府税含む)を圧縮 処理額: 回収8,922百万円 / 整理2,322百万円 25年度に繰り越した滞納額(府税含む)は267億円 ⇒回収・整理により103億円(府税含む)の圧縮を目標 [25年度債権回収計画] 目標額: 回収8,090百万円 / 整理2,182百万円 ⇒10月31日現在、55億円を圧縮 処理額: 回収4,771百万円 / 整理694百万円 <p>【滞納債権の回収目標額】</p> <p>(23年度取組額) 改革プラン目標 4,300百万円 (24年度取組額) 改革プラン目標 5,100百万円 (25年度取組額) 改革プラン目標 3,900百万円</p>			財務部 税務局税政課
				実施済			

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
4	宝くじ発行に関する検証と見直し	<p>○宝くじの発行のコストの徹底検証や配分ルールの見直しを求め、地方公共団体へのさらなる還元を図る</p> <p>(今後の取組み)</p> <p>○宝くじ発行に伴うコストの徹底検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 宝くじ発行にかかるコスト及び普及宣伝費の内容を精査し、必要性を検証 <p>○宝くじ発売額の配分ルールの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 発売額の一部が、国が所管する公益法人を通じて地方公共団体等に分配される複雑な交付形態等について見直し 	随時	(宝くじ発行に関する検証と見直し)			財務部 財政課
				<p>○23年度見直し内容(H22.12 全国自治宝くじ事務協議会で議決)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託銀行販売経費11.5%⇒11.4%、普及宣伝費2.7%⇒1.3% 収益金39.8%⇒40.7%(当せん金46.0%⇒46.6%) 複雑な交付形態等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 助成金の交付を受けた公益法人が、さらに当該助成金を一般市町村等に交付する仕組みの廃止 ⇒ 発売団体が宝くじの収益金から分担金を支出している公益法人への助成は廃止 ⇒ 発売団体向け助成は廃止のうえ、収益金に一元化 ⇒ 発売団体による助成事業へのガバナンス強化のため監督PTを設置 ⇒ 宝くじファンへの還元として、一部当せん金へ配分 <p>○見直しの経過</p> <p>(22年7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国自治宝くじ事務協議会内に「宝くじ普及宣伝事業検証PT」を設置(大阪府もPTメンバーとして参画) <p>(22年8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「宝くじの改革に向けて」【大阪府の提言】を知事名で発信 普及宣伝費の手法や効果を検証のうえ解体的に見直し受託銀行の販売経費の縮減 <p>(22年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国自治宝くじ事務協議会において宝くじ普及宣伝事業の見直しについて議決 <p>【効果額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 23年度効果額 宝くじ収益金率見直しによる 府への還元額690百万円 24年度効果額 宝くじ収益金率見直しによる 府への還元額529百万円 25年度見込額 宝くじ収益金率見直しによる 府への還元額515百万円 <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</p>			

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
5	課税自主権の活用 (超過課税及び法定外税)	<p>○不断の行財政改革の継続を前提とした上で、課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、23年度中にとりまとめを行う</p> <p>(今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税自主権の活用について検討する際には、受益と負担の対応関係や、新たな税負担に見合う行政サービスかどうか等に留意する必要があります。 ・ 課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、23年度中に取りまとめます。 ・ こうした府独自の取組みとあわせて、国に対して、地方における税率決定の自由度を高めるなど、課税自主権が一層発揮できる環境の整備を求めています。 	23年度中	<p>(課税自主権の活用)</p> <p>○課税自主権の活用検討 (22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者6名からなる「大阪府課税自主権活用研究会」を22年12月20日に設置した ・ 課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について研究し、23年中に報告書をとりまとめる <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年7月「中間とりまとめ」を行い、課税自主権を活用する場合の受益と負担の考え方や、税収の使途の考え方について示した ・ 府知事の全国知事会議での発言を契機として、23年8月に全国知事会に課税自主権プロジェクトチームが設置された <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「中間とりまとめ」で示された考え方を踏まえ、具体的必要性に応じ、課税自主権の活用を検討等を行っていく 			財務部 税務局税政課
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施済</div>			

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課	
				検討	方針決定等	実施		
6	使用料・手数料の見直し	<p>○受益と負担の明確化の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるサービス・事務等について、現行の使用料・手数料の水準や、徴収していないものの理由等を再点検する</p> <p>○使用料・手数料は、フルコスト(※)計算による原価を基本とするが、それ以外の手法で積算を行う場合は、その理由を明示するとともに、適宜、運用の実態を点検する。 (※)直接的な経費のほか、人件費、維持管理費など</p> <p>○減免については、その適用の根拠等について点検するとともに、他制度が補完するもの(例:生活保護費の算定基礎に入っている経費)については厳格に除外する。</p>	22年度中に検討	<p>(使用料・手数料の見直し)</p> <p>○使用料・手数料の点検 ・22年度に点検・検討に着手し、23年度見直し</p> <p>【点検内容・料金改定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての施設等について、使用料のフルコスト計算を実施 ・受益者が特定されるあらゆる事務について、手数料の徴収を検討(23年度) ・23年9月議会で手数料79件(改定72、新設7) → 24年4月1日施行 増収効果見込50百万円(改定48百万円、設定2百万円) ・24年2月議会 ファインプラザの使用料の改定等→ 25年4月1日施行(24年度) ・24年9月議会で高等職業技術専門校の使用料(普通課程授業料)、手数料(入校選考料等)について、H25入校生からの徴収に向けて条例改定 → (入校選考料等)24年12月1日施行 (普通課程授業料)25年4月1日施行 ・使用料のうち利用料金制を導入している施設は、指定管理者との調整が整い次第、見直しを実施 <p>【効果額】※使用料・手数料の増収効果</p> <p>23年度効果額 10百万円 24年度効果額 67百万円 25年度見込額 99百万円</p>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">実施済</div>	財務部 財政課
				<p>(行政財産使用料・普通財産貸付料の見直し)</p> <p>○行政財産使用料・普通財産貸付料については、減免措置の厳格化を図るため、減免基準を見直した(22年度実施)</p> <p>○行政財産使用料・普通財産貸付料の料率については、 ・使用料率は最低水準であるが、台帳価格×料率で算定される使用料は全国中位であり、貸付料率の積算根拠である民法、商法の法定利率は変更なく、さらに、経済情勢を勘案した結果、料率は現行どおりとした ・今後も、他府県の状況や法定利率、経済情勢を勘案し、随時点検する</p> <p>【効果額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用料・普通財産貸付料の増収効果 23年度効果額 86百万円 24年度効果額 88百万円 25年度見込額 79百万円 <p>※財産活用による新規の使用許可、貸付分は含まない</p>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">実施済</div>	財務部 財産活用課

番号	項目	取組内容	取組の実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
7	その他の歳入確保	○各部局等の独自の取組みによる歳入の確保 【納付金制度の導入】	23年度	(青少年海洋センター納付金制度の導入)			政策企画部 青少年・地域 安全室 青少年課
				(23年度～24年度) ・23年度より指定管理者からの青少年海洋センター納付金制度を導入 (年間収益金額の10分の7)			
				【効果額】 23年度効果額 納付金額 7百万円 24年度効果額 納付金額 7百万円 25年度見込額 納付金額 7百万円			
				実施済			
		○各部局等の独自の取組みによる歳入の確保 【納付金制度の導入、基金の活用】	23年度	(国際会議場納付金制度の導入、基金積立)			府民文化部 都市魅力創 造局 都市魅力・観 光課
				(24年度) ・23年度より指定管理者からの国際会議場納付金制度を導入、24年度から 納付金を国際会議場基金に積立て、施設の計画保全に活用する			
				【効果額】 24年度効果額 納付金202百万円 (うち国際会議場基金積立額202百万円) 25年度見込額 納付金212百万円 (うち国際会議場基金積立額212百万円)			
				実施済			
				(国際会議場基金の活用)			
				・大阪国際会議場納付金を基金に積立て、施設の計画保全に活用する			
				【効果額】 24年度効果額 基金積立 202百万円、計画保全活用額 68百万円 25年度見込額 基金積立 212百万円、計画保全活用額112百万円 ※計画保全活用額を効果額として計上			
				実施済			
		○各部局等の独自の取組みによる歳入の確保 【その他の取組みによる歳入確保】	22年度	(その他の取組みによる歳入確保)			府民文化部 都市魅力創 造局国際課
				・(財)自治体国際化協会海外事務所開設準備等積立金の返還			
				【効果額】 23年度効果額 返還金 176百万円 24年度効果額 返還金 175百万円 25年度見込額 返還金 102百万円 ※参考:22年度返還金額142百万円			
				実施済			

番号	項目	取組内容	取組みの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検 討	方針決定等	実 施	
7	※つづき その他の歳入確保	○各部局等の独自の取組みによる歳入の確保 【体育会館ネーミングライツの実施】	24年度	(体育会館ネーミングライツの実施)			教育委員会 事務局 教育振興室 保健体育課
				(24年度) ・ネーミングライツを実施(24年度から3年間、納付金26,250千円/年間、 愛称: BODYMAKERコロシラム)			
【効果額】				24年度効果額 納付金額	26百万円	実施済	
				25年度見込額 納付金額	26百万円		

(3) 出資法人等のさらなる改革

※効果額は、法人への補助金、委託料等の歳出削減見込み額を反映

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
財政再建プログラム案に沿った見直しの具体化をすすめる法人							
1	(公財)日本センチュリー交響楽団 ※H23.4名称変更 (旧名称) (財)大阪府文化振興財団	○ 自立化 ・ 府運営補助金は22年度で廃止 ・ 引き続き民間スポンサーの獲得に努めるとともに、23年4月から公益財団法人に移行し、大阪での演奏活動に軸足を置きつつ活動範囲を全国に広げ、自立化を図る 【(参考)プログラム案での方向性】 (存続(条件付き)) ・ さらなる経費節減や収入確保に取り組み、法人への補助金を縮減 ・ 府民のオーケストラとして、府民からの支援スキームを構築	23年度から自立化	(運営補助金の廃止)			府民文化部 都市魅力創造局 文化課
				<p>(21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人からの自立化の意向表明を踏まえ、戦略本部会議において、自立化の方針、運営補助金は22年度限りとすることを決定 <p style="text-align: right;">実施済</p>			
				(スポンサー獲得、活動範囲の拡大など自立化に向けた取組み)			
				<p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年6月 新たなサポートプログラム(協賛制度等)を設定 22年9月 法人理事会において、23年4月を目途に自立化し、公益財団として大阪での演奏活動に軸足を置きつつ活動範囲を広げ、更なる発展をめざす方針を決定し、そのための具体的な取組項目を掲示 22年12月 公益財団法人への移行認定申請書を提出 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 23年4月 公益財団法人へ移行 「公益財団法人日本センチュリー交響楽団」に名称変更 <p style="text-align: center;">【 効果額(百万円) H23:101、H24:101、H25:101 】</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
2	(公財)大阪府国際交流財団	<p>○ 抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)大阪国際交流センターとの事業連携をさらにすすめ、類似・重複事業を整理した上で、法人のあり方について整理 ・ その中で、必要な基本財産のあり方について整理 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (抜本的見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な事業は府で実施 ・ 基本財産の府への寄附を求める ・ 府派遣職員の見直し <p>(参考)【大阪府市統合B項目《府国際交流財団、市国際交流センター》の関連法人】</p>	23年度中にあり方の 方針を決定	(他団体との事業の連携・整理及び法人・基本財産のあり方整理)			府民文化部 都市魅力創造局 国際課
				<p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年3月 大阪府国際化戦略策定 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年8月 (法人理事会で以下の内容を決定) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人のあり方、基本財産のあり方について方針決定 ➢ 大阪府国際化戦略の下、大阪府国際交流財団がこれまで培ってきた国際交流ネットワークやノウハウを最大限に活かして、大阪府と同財団が連携して「大阪府国際化戦略アクションプログラム」を策定し、次の2つの方針に従い、積極的な事業展開を図っていく <ol style="list-style-type: none"> ① 大阪から世界に発信する「グローバル人材の育成」 ② 世界から人・モノ・資金を呼び込む「外国人の受入環境整備」 ➢ なお、これらの事業を進めるにあたっては、大阪府国際交流財団の基本財産を今後10年間活用することとする ➢ また、本プログラムは、24年度から26年度までのアクションプログラムとし、以後3年毎に実施する評価に基づき、改善・見直しを図りつつ、より効果的な事業を推進する ・ 23年10月 大阪府国際化戦略アクションプログラム策定 ・ 23年10月 (法人理事会で以下の内容を決定) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新公益法人移行後の定款案において、法人の存続期間を34年3月までと規定 ➢ 基本財産の一部(20億円)を大阪府国際化戦略アクションプログラムの費用に充てるため積み立てることを決定 	実施済		

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検 討	方針決定等	実 施	
3	(株)大阪国際会議場	<p>○ 抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期指定管理期間を暫定2年とし、指定管理者の選定方法や府出資比率も含めた法人のあり方、利益剰余金の活用方法について検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一層の運営の効率化等により、府への利益還元額の増額を求める ・ 府派遣職員の見直し <p>(参考)【大阪府市統合B項目《(施設)府国際会議場、市インテックス大阪》の関連法人】</p>	24年度中	<p>(指定管理者の選定方法・府出資比率を含む法人のあり方・利益剰余金の活用方法についての検討)</p>			府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力・観光課
				<p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金収入の一部を府の基金に納入する納付金制度を導入 ・ 22年度までの取り組みも踏まえ、指定管理者の選定方法や府出資比率を含む法人のあり方、利益剰余金の活用方法について検討する ・ 指定管理者の公募について法人と具体的な検討を開始 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際会議等の誘致力強化や指定管理者選定の透明性向上などの観点から、26年度以降の指定管理者については、公募により選定を行う方針を決定 ・ 利益剰余金の活用方法については、24年度から納付金を国際会議場基金に積み立て、施設の計画保全に活用 ・ 指定管理者を公募により選定することとなったため、指定管理者公募の選定結果等を踏まえ、今後の法人のあり方について検討 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25年8月～10月 26年度以降の指定管理者を選定するため、公募を実施し、同法人を指定管理候補者として選定 ・ 25年9月議会において、同法人を指定管理者として指定する議案が議決 ・ 来年度以降5年間については公募において提案のあった納付金を府へ納付 ・ 今後の法人のあり方については、26年度以降の運営状況等を踏まえ検討 <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
4	(公財)大阪府保健医療財団	<p>○ 存続</p> <ul style="list-style-type: none"> がん予防検診センターの総合健診と健康科学センターの健診を24年度までに精査・統合 総合健診以外のがん検診(一次検診)は、対象を受診率の低い中小企業や市町村に重点化 健康科学センターは、23年度末に公の施設としては廃止することを前提に、必要な事業の実施方法等の調整を行う 中河内救命救急センターは、より効率的な運営をめざし、運営形態のあり方について検討をすすめる <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康科学センターの機能重点化(フィットネス・展示施設の廃止、健診事業の内容精査) (財)大阪がん予防検診センターと統合 <p>【(参考)【大阪府市統合B項目《府保健医療財団、市環境保健協会》の関連法人】</p>	24年度から	<p>(がん予防検診センター健診と健康科学センター健診の精査・統合)</p> <p>・24年4月1日から「大阪がん循環器病予防センター」として、がん・循環器病予防のための総合健診を実施</p> <p style="text-align: center;">実施済</p>			健康医療部 保健医療室 健康づくり課
			23年度まで	<p>(公の施設としては廃止予定の健康科学センターの事業実施方法等の調整)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康科学センターの健診機能については規模を縮小し、施設健診については、がん予防検診センターが実施している総合健診と統合する方向で検討 健康づくり技法の研究及び成果普及については、府の生活習慣病予防対策の一層の推進に資する具体的な実施方法等を検討 健康科学センター建物への、がん予防検診センター等の移転・機能集約に係る施設活用調査を実施 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 23年9月議会において、「大阪府立健康科学センター条例を廃止する条例案」が可決され、24年3月31日付けで廃止 24年4月1日から『大阪がん循環器病予防センター』として、大阪がん予防検診センターと機能統合するにあたり、事業の見直しを実施 <p>【 効果額(百万円) H23: -、H24: 240、H25: 240 】</p> <p style="text-align: center;">実施済</p>			
			随時	<p>(中河内救命救急センターの効率的な運営形態のあり方検討)</p> <p>(22年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、一層の機能充実をめざしつつ、経営改善も視野に入れた運営形態の見直しを進める <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 移管を前提とした指定管理委託に向けたスケジュールや解決すべき課題等について、東大阪市・東大阪市立総合病院と協議を継続 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病院と協議を継続 			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
5	(公財)千里ライフサイエンス振興財団	<p>○ 存続</p> <ul style="list-style-type: none"> 府施策(バイオ戦略)における財団の位置づけを明確にし、22年度中に財団と府との役割分担について検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】(存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府派遣職員は必要最小限とする 	22年度中	<p>(財団と府の役割分担検討)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人と府との役割分担について改めて整理し[※]、国内外クラスターとの連携促進やプロテイン・モール関西の運営などの府事業における財団の役割を拡大 (※)・法人:高度・専門的な知見と人的ネットワークを活かして、研究の推進とアライアンス・実用化支援、人材育成等の役割に磨きをかけることで、クラスター全体としてのポテンシャルを強化 ・府は、地域の産業振興を推進する自治体として引き続き主体的な役割を発揮し、総合調整機能とワンストップ機能を担う <p>(23年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人が中核機関となっている文部科学省の地域イノベーションクラスタープログラム(旧 知的クラスター創成事業Ⅱ期事業)が23年度末で終了 ・地域イノベーション戦略支援プログラムへの採択(24年6月)を受け、財政面を含む法人の運営方針を確立するため、中期経営計画を策定(24年12月) <p style="text-align: center;">実施済</p>	商工労働部 成長産業振興室バイオ振興課		
6	(株)大阪府食品流通センター	<p>○ 民営化</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、府中央卸売市場とともに、流通構造の変化に対応した「競争力のある総合食料物流基地」をめざすため、加工・物流機能の付加を検討するなど両者の活性化をすすめながら、(株)大阪府食品流通センターの民営化に向けて取り組む <p>【(参考)プログラム案での方向性】(民営化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工食品卸売団地としての機能維持を条件に府所有の株式を売却 ・他の株主との調整や引き続き売却先の選定をすすめ、21年度中を目途に民営化 	—	<p>(民営化に向けた、「競争力のある総合食料物流基地」をめざした加工・物流機能付加の検討等)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する府中央卸売市場のあり方において、加工食品卸売団地を含めて、「競争力のある総合食料物流基地」をめざすことを踏まえ、中期経営計画を策定 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府中央卸売市場関係者により、市場の活性化に向けて設置された協議会において、市場とともに活性化や競争力強化のための方策の検討を行った <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府保有株式の公募による売却について方針決定 <p>(25年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募方式による府保有株式の売却に向けて株価鑑定を実施し、7月～9月、株式売却にかかる公募を実施(応募企業なし) ・公募結果の検証、課題整理等を行い、引き続き民営化に向けた取組みをすすめる 	環境農林水産部 流通対策室		

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
7	大阪高速鉄道(株)	<p>○存続</p> <ul style="list-style-type: none"> 国に対する補助制度改正の提言検討 車庫用地の全体を購入することについては、大阪府・大阪高速鉄道(株)ともに共通認識として持った上で、有償貸付用地(普通財産)の購入について、具体的な時期や方法を検討 残る用地(道路区域)については、累積赤字を解消した時点で協議検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民営化の可能性について検討 	23年度から検討	<p>(国に対する補助制度改正の提言検討)</p> <hr/> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国との協議の結果、モノレール等の軌道事業のインフラ整備については、出資比率にかかわらず、社会資本整備総合交付金の活用が可能であることを確認(23年6月) <p style="text-align: right;">実施済</p>			都市整備部 交通道路室 都市交通課
			22年度に実施	<p>(有償貸付用地(普通財産)購入時期・方法の検討)</p> <hr/> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人は府から有償貸付用地(普通財産)の全部を購入済(23年3月31日) <p style="text-align: right;">実施済</p>			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
8	大阪府道路公社	<p>○ 存続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社健全化計画を22年度中に策定 ・ 事業許可取得時の予測交通量を満たしていない路線の料金徴収期間の延長や、維持管理経費等の縮減により、収支の改善を図る ・ 国貸付金の償還期限の延長を国へ要望 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <p>【(参考)【大阪府市統合B項目《府道路公社、市道路公社》の関連法人】</p>	22年度中	<p>(公社健全化計画の策定)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実績が計画に満たない路線が存在し、将来建設債務の償還不足が生じる恐れがあることから、維持管理経費の縮減等に取り組むため、公社経営改善方針(素案)を策定 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度実績を反映させた公社経営改善方針を策定 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24年度に経費縮減の取り組みと併せて計画期間における借入金の返済等の数値目標を立てた「経営改善方針(中期経営計画)【25年度～27年度】」を策定(25年3月) <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府道路公社は阪神都市圏の高速道路における料金体系一元化の具体的内容の検討と併せ、接続する高速道路会社への移管に向けた取り組みを進める ・ 25年度末に大阪府市道路公社解散予定 <p style="text-align: right;">実施済</p>	都市整備部 交通道路室 道路整備課		
			—	<p>(予測交通量を満たしていない路線の収支改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社経営改善方針に基づく22年度から24年度の維持管理経費縮減計画額である18.5億円に対し、3力年の縮減実績額は、24.3億円であった ・ 引き続き、取組みの成果や収支・償還の状況について、毎年、検証を行い、達成状況を公表 ・ 公社経営改善方針を目標に、利用促進やコスト縮減を図りつつ、地方道路公社を有する他府県と共に、国に対し、毎年、料金徴収期間の延長等について、制度改善を要望 <p>引き続き、地方道路公社を有する他府県と共に要望を継続</p> <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			
			—	<p>(国貸付金償還期限延長の要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方道路公社を有する他府県と共に、国に対し、毎年、制度改善を要望 <p>引き続き、地方道路公社を有する他府県と共に要望を継続</p> <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
9	大阪府都市開発(株)	<p>○ 民営化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同社のさらなる発展と円滑な民営化推進という視点から、同社の府保有株式を一括ですべて売却 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (民営化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、配当アップを要請 ・ 府保有株式を一部売却 	22年度に方針決定	<p>(府保有株式の一括売却)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略本部会議において、公募方式による府保有株式の一括売却を決定 ・ 公募準備支援業務を外部委託 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ りんくう2事業(りんくう国際物流(株)、大阪りんくうホテル(株))を整理 ・ 保有株式売却に向けた具体の工程表を作成 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式売却に向けた「デューデリジェンス・株式価値算定業務」及び「株式売却支援業務」を一括して実施する事業者を選定 ・ 株式売却先選定委員会を設置。25年度中の株式売却をめざす <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式売却の公募を実施。売却先選定委員会で審議の上、優先交渉権者を選定し、9月議案に議案を上程したが、否決 ・ 今後は、議会等への方針案提示・議論を経て、売却方針を決定し、26年度中の株式売却をめざす予定 			都市整備部 交道路室 都市交通課
				<p>(保有資産の早期処分)</p> <p>(20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政再建プログラム案を踏まえて中期経営計画を点検し、資産処分取組みについて見直しを実施 <p>(21年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期経営計画に基づき資産処分取組みを進める <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉北ニュータウン府市等連携協議会に参画 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉ヶ丘駅前地区(駅北エリア)の資産譲渡の事業コンペ募集実施(優先交渉権者選定に至らず) <p>(24年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新中期経営計画(24年度～28年度)に基づき、一層の資産処分に取り組む ・ 泉ヶ丘駅前地区の資産処分については、以下のとおり実施(予定) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 駅北エリア: 25年7月から公募を行い、同年12月に売買契約締結 ➢ 駅南エリア: 25年10月から公募を行い、26年3月に最優秀提案者を決定(予定) <p>(財)大阪府都市整備推進センターとの統合</p> <p>(20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月に両法人・部内関係課による統合連絡会議を設置、統合の検討開始 <p>(21年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉ヶ丘駅前地区の資産処分後の23年度以降の早期に、(財)大阪府都市整備推進センターと統合に向けた検討を行う <p>(23年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新公益法人制度における一般財団法人への移行(25年4月1日) ・ (公財)大阪府都市整備推進センターとの早期の統合に向け、資産処分を進め、公益目的事業比率を高めるとともに、必要な作業を進める 			
10	(一財)大阪府タウン管理財団	<p>○ 統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有資産の早期処分をすすめる ・ ただし、主要資産である泉ヶ丘駅前地区の資産処分については、泉北ニュータウン再生府市等連携協議会で策定される「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」を踏まえて行い、23年度以降の早期に(財)大阪府都市整備推進センターとの統合をめざす <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有資産の早期処分 ・ 主要な資産処分後の23年度中を目途に(財)大阪府都市整備推進センターと統合 	23年度以降の早期	<p>(保有資産の早期処分)</p> <p>(20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政再建プログラム案を踏まえて中期経営計画を点検し、資産処分取組みについて見直しを実施 <p>(21年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期経営計画に基づき資産処分取組みを進める <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉北ニュータウン府市等連携協議会に参画 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉ヶ丘駅前地区(駅北エリア)の資産譲渡の事業コンペ募集実施(優先交渉権者選定に至らず) <p>(24年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新中期経営計画(24年度～28年度)に基づき、一層の資産処分に取り組む ・ 泉ヶ丘駅前地区の資産処分については、以下のとおり実施(予定) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 駅北エリア: 25年7月から公募を行い、同年12月に売買契約締結 ➢ 駅南エリア: 25年10月から公募を行い、26年3月に最優秀提案者を決定(予定) <p>(財)大阪府都市整備推進センターとの統合</p> <p>(20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月に両法人・部内関係課による統合連絡会議を設置、統合の検討開始 <p>(21年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉ヶ丘駅前地区の資産処分後の23年度以降の早期に、(財)大阪府都市整備推進センターと統合に向けた検討を行う <p>(23年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新公益法人制度における一般財団法人への移行(25年4月1日) ・ (公財)大阪府都市整備推進センターとの早期の統合に向け、資産処分を進め、公益目的事業比率を高めるとともに、必要な作業を進める 			住宅まちづくり部 タウン推進室 管理課
				<p>(財)大阪府都市整備推進センターとの統合</p> <p>(20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月に両法人・部内関係課による統合連絡会議を設置、統合の検討開始 <p>(21年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉ヶ丘駅前地区の資産処分後の23年度以降の早期に、(財)大阪府都市整備推進センターと統合に向けた検討を行う <p>(23年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新公益法人制度における一般財団法人への移行(25年4月1日) ・ (公財)大阪府都市整備推進センターとの早期の統合に向け、資産処分を進め、公益目的事業比率を高めるとともに、必要な作業を進める 			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
11	(公財)大阪府文化財センター	<p>○ 存続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府が発注する発掘事業の契約方法の見直しに対応するため、技術力の向上や効率的な体制を確立する ・ 法人の持つノウハウを活かし、市町村発掘調査事業の支援や新たな収益事業の展開を図る <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘事業については、市場化テストを導入 <p>【(参考)【大阪府市統合B項目《府文化財センター、市博物館協会》の関連法人】</p>	24年度から	<p>(府発注発掘事業の契約方法見直しへの対応)</p> <p>(24年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府からの派遣専門職員の引き上げに伴い、財団職員のさらなる技術力の向上を図るとともに、府が発注する発掘事業の契約方法の見直しや事業量の変化に対応した適切な人員配置に努めるなど、効率的な発掘調査体制をめざす <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技術力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熟練職員と若手職員の組み合わせによる調査技術の継承と向上の取組みやレーザー測量機の効果的使用 ○ 効率的な発掘調査体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織のスリム化(部制廃止、グループ再編) <p style="text-align: right;">実施済</p>			教育委員会事務局 文化財保護課
			23年度から	<p>(市町村発掘調査事業の支援、新たな収益事業の展開)</p> <p>(23年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内市町村では規模等の面で円滑な実施が困難な発掘調査事業を積極的に受託 ・ 事業受託に向け、市町村を巡回しセンターの体制や技術力等をPR ・ 有料の講演会やセミナー等、文化財普及啓発事業を展開 ・ 24年度は23年度事業の継続に加え、大学等との連携による連続講座を実施 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村発掘調査支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 次市の教育委員会から依頼を受け、発掘調査事業を受託(泉佐野市、吹田市、摂津市、豊中市、四條畷市、寝屋川市) ・ 収益事業 <ul style="list-style-type: none"> 近鉄文化サロン(共催講座)、NPOいづみ健老大学(歴史講座)、桃山学院大学(講義) <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村発掘調査事業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊中市、四條畷市、寝屋川市、泉佐野市教育委員会から発掘調査事業を受託 ○ 新たな収益事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業との連携などにより各種イベントを展開 近鉄文化サロン(共催講座)、あべのハルカス近鉄本店と連携(体験型事業)、桃山学院大学(講義) <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検 討	方針決定等	実 施	
国の制度改正等に対応したさらなる見直しをすすめる法人							
12	(公財)大阪府育英会	<p>○ 抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料実質無償化等に伴う奨学金の貸付内容の見直し、サービスの活用等についての検討結果を踏まえ、法人運営の見直しを検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権回収の民間活用を促進 	24年度以降	<p>(奨学金貸付内容見直し、サービス活用等の検討結果を踏まえた、法人運営の見直し検討)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金貸付について、公私を問わない自由な学校選択を支援する観点から所得基準を引上げ ・ 入学資金貸付について、高校等入学資金貸付へ重点化 (対象:25年度入学生～) ・ 22年度に引き続きサービスの活用手法についての費用対効果を検証 検証結果を踏まえ、遠隔地、困難事案について活用 ・ これらの検討結果等を踏まえ、法人運営の見直しを検討 <p>(24年度・25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学資金貸付の高校等貸付への重点化(大学等貸付の廃止)を受け、25年度大学等入学生について、やむを得ない有利子貸付制度利用に伴う償還時の利子負担に対し利子補給を実施 ・ 高校等入学資金貸付を奨学金と一体的に運営し、利用者の利便性向上等を図る ・ サービスの活用手法についての費用対効果の検証結果を踏まえ、遠隔地・困難事案を対象として本格的に活用 ・ 引き続き、経済的理由により高校生等が修学を断念することのないよう適切な法人運営に努める <p style="text-align: right;">実施済</p>	府民文化部 私学・大学課		
13	(財)大阪府産業基盤整備協会	<p>○ 廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人については、公益法人改革の移行期間満了日である25年11月末までに、府の法人に対する単年度貸付を解消し、解散 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)大阪産業振興機構と統合 	25年11月末まで	<p>(府単年度貸付金の解消・法人の解散)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人解散に向けた事業の計画、スケジュール等について、検討・調整 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年8月戦略本部会議にて、府の対応方針として <ol style="list-style-type: none"> ① 法人への貸付金を代物弁済で回収する ② 法人の解散期日を24年度末とする ・ ことを決定するとともに、法人の資産処分の方針について決定 ・ なお、法人は24年3月の定例理事会で24年度末の法人解散を決議し、定款変更を実施 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24年9月議会において法人解散に必要な議案を可決。これに基づき3月29日付けで、府と法人の債権債務関係を解消。3月31日付けで法人は解散 <p style="text-align: right;">実施済</p>	商工労働部 成長産業振興室特区・立地推進課		

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
14	堺泉北埠頭(株)	<p>○ 存続</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の動きもにらみながら、港湾行政の将来像を見据え、法人のあり方を再検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助制度の利用による事業費の抑制 使用料の引上げや配当アップなど府への収益還元を行う <p>(参考)【大阪府市統合B項目《府堺泉北埠頭、市大阪港埠頭》の関連法人】</p>	23年度から検討	(港湾行政の将来像を見据えた法人のあり方再検討)			都市整備部 港湾局 総務企画課

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
出資法人が出資等をする法人(いわゆる孫法人)の点検							
15	出資法人が出資等をする法人(いわゆる孫法人)の点検	<p>○ 出資法人が出資等を行っている法人(いわゆる孫法人)は、9法人あります。 〔※府も出資している法人1法人を含む。〕</p> <p>【出資元:(株)大阪府食品流通センター】 ⇒ (株)北部冷蔵サービスセンター</p> <p>【出資元:大阪高速鉄道(株)】 ⇒ 大阪モノレールサービス(株)</p> <p>【出資元:大阪府都市開発(株)】 ⇒ 泉北鉄道サービス(株) ⇒ 泉鉄産業(株) ⇒ りんくう国際物流(株) ⇒ (株)パンジョ ⇒ 大阪りんくうホテル(株)</p> <p>【出資元:大阪府住宅供給公社】 ⇒ (株)大阪住宅公社サービス</p> <p>【出資元:(一財)大阪府タウン管理財団】 ⇒ 千里北センター(株)</p> <p>○ 孫法人が府や出資法人の事業の一翼を担っている場合などには、孫法人の状況も点検しておく必要があります。今後、出資法人の孫法人に対する関与の状況等を踏まえながら、出資法人を通じて、次の観点から定期的に点検していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫法人の必要性 ・出資法人から孫法人への委託の必要性 ・孫法人に関する透明性の確保 等 	22年度から	(孫法人の点検)	<ul style="list-style-type: none"> ・22年度から、出資法人から孫法人への委託など、孫法人の状況について、点検を実施し、府ホームページに公表 ・次の法人については、廃止済 大阪りんくうホテル(株)…23年11月解散 りんくう国際物流(株)…24年2月解散 (株)大阪住宅公社サービス…24年3月解散 	実施・継続	財務部 行政改革課

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検 討	方針決定等	実 施	
地方独立行政法人制度の導入							
16	府立大学・府立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期の実績を踏まえ、23年度からの次期中期計画に取り組む。 ○ 府立大学 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「選択と集中」による大学改革 ・ 4学域体制 ・ 社会をリードする高度な人材養成 ・ 地域貢献の強化 ・ 経営改革 <p>(参考)【大阪府市統合A項目《大学》の関連法人】</p>	23年度から取組実施	<p>(府立大学)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期(23年度～28年度)中期目標及び中期計画を策定 <p>(23～28年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期中期計画に基づき、地域貢献の強化や理系を中心とした4学域体制への改編など、「選択と集中」による大学改革に取り組む <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究領域ごとの新しい教員組織の設置や24年度からの新学域体制への移行に向けた体制整備等を行う <p>(24年度・25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新学域体制の着実な実施に努め、社会をリードする高度な人材養成を図る 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施・継続</div>	府民文化部 私学・大学課	

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
16	※つづき 府立大学・府立病院機 構	※つづき ○ 府立病院機構 ・ 高度専門医療の提供、患者・府民の満足度向上、 安定的な病院経営の確立 ・ 病院の建替え、施設改修、機器更新などを計画的 に推進 ・ 組織マネジメントの強化(プロパー化の推進、非公 務員型への移行検討) <u>(参考)【大阪府市統合A項目《病院》の関連法人】</u>	23年度から取組実施	(府立病院機構) (22年度) ・第2期(23年度～27年度)中期目標及び中期計画を策定 (23年度～27年度) ・第2期中期計画に基づき、高度専門医療の提供、患者・府民の満足度向上、安 定的な病院経営の確立に取り組む 【中期目標のポイント】 ・施設や医療機器に対する投資を重点的に推進 ・医師等の医療人材確保・育成の取組を強化 ・感染症対策、救命救急医療の強化など、府の新たな政策医療課題へ対応 ・プロパー化、非公務員化により「自律性・機動性の高い法人運営体制」を確立 ・収益を診療機能の充実に活かせるよう「安定的な収支構造」を確立 (23年度) ・府の新たな医療課題にも対応する診療機能の充実をはじめ、さらなる患者・府 民の満足度の向上、経営基盤の強化を図るための取組みや施設、医療機器 の整備を行った (24年度) ・23年度に引き続き府の新たな医療課題にも対応する診療機能の充実、さらなる 患者・府民の満足度の向上、経営基盤の強化を図るための取組みや施設・医 療機器の整備を行った (25年度) ・24年度に引き続き診療機能の充実、患者・府民の満足度の向上、経営基盤の 強化を図るための取組みや施設・医療機器の整備を行った また、26年4月1日からの非公務員型独法への移行に係る定款の変更につい て、25年9月議会で議決された 【各センターの主な取組】 ・急性期・総合医療センター：市立住吉市民病院廃止に伴う、小児・周産期機能 の充実のための新棟整備の推進 など ・呼吸器・アレルギー医療センター：地域医療機関との連携を図りながら、専門医 師等による緩和医療を推進 など ・精神医療センター：再編整備における新病棟建設 など ・成人病センター：大手前地区への移転建替えの推進 など ・母子保健総合医療センター：手術棟整備の推進 など			健康医療部 保健医療室 医療対策課
				実施・継続			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
17	試験研究機関の地方 独立行政法人化	○ 今後の取組み ・ 産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所 については、24年1月までの独立行政法人化をめざ します。	22年度から実施	(産業技術総合研究所の地方独立行政法人化) <hr/> (22年度) ・システム開発等の期間(1年以上)を考慮して、法人設立目標時期を24年4月に 変更 ・22年9月議会において定款案可決(12月) (23年度) ・23年9月議会において中期目標案及び法人に承継させる権利案可決(10月)、 法人への職員の引継条列案及び現行産技研条列の廃止条列案可決(12月) ・総務大臣設立認可(12月) (24年度) ・法人設立、中期計画案の認可(4月1日) (参考)【大阪府市統合B項目《府産技研、市工業研》の関連法人】 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			商工労働部 中小企業支 援室経営支 援課
				(環境農林水産総合研究所の地方独立行政法人化) <hr/> (22年度) ・システム開発等の期間(1年以上)を考慮して、法人設立目標時期を24年4月に 変更 ・23年2月議会において定款案を可決 (23年度) ・23年9月議会において中期目標案及び法人に承継させる権利案可決(10月)、 法人への職員の引継条列案及び現行環農研条列の廃止条列案可決(12月) ・総務大臣設立認可(12月) (24年度) ・法人設立、中期計画案の認可(4月1日) <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			

(4) 公の施設のさらなる改革

※効果額は、施設運営にかかる委託料等の歳出削減見込み額を反映

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課	
				検討	方針決定等	実施		
プログラム案どおり見直しが進んでいない、あるいはその後の事情の変化等があった施設								
1	青少年海洋センター	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>○ 府費負担が年間約1.3億円と引き続き高コストとなっていることから、次の点について効率化を図り、府費負担額の一層の縮減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な運営による人件費の削減 ・施設閑散期における対応(稼働率の向上等) ・舟艇保有数の見直し (利用者ニーズに沿った舟艇の削減と更新) ・海風館との一体運営による経営改善の模索 <p>○ 22年度中に、これら取組みの具体策を示した上で、次期指定管理者の募集を行う。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理経費の見直し等により運営を一層効率化 <p>【(参考)【大阪府市統合B項目《こども青少年施設》の関連施設】</p>	22年度中に実施	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>(22年度)</p> <p>○ 利用者の増加策やサービスの向上策、安定的な運営と経費の着実な縮減等が期待できる次期指定管理者を選定し、府費負担額の一層の縮減を図った</p> <p>【管理委託料の縮減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費等の削減により、管理委託料を約25%縮減 <p>【さらなる利用促進方策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任の営業担当者による企業研修等の誘致 ・陸上プログラムの開発と促進 <p>【舟艇更新計画の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新計画を見直し、6mカッターや中型ヨットの保有数の削減 ・利用者ニーズに基づき新たに7mカッターを導入 <p>【海風館との一体運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに海風館との一体運営を実施し、さらなる利用促進につなげる <p>【納付金の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者からの提案による納付金の設定(年間収益金額の10分の7) <p>※効果額は「歳入の確保」に計上</p> <p>【効果額(百万円) H23:32、H24:35、H25:38】</p> <p>※効果額は青少年海洋センター・ファミリー棟分との合算</p>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施済</div>	政策企画部 青少年・地域 安全室青少年課
				<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>○ プログラム案の方針により、引き続き事業撤退を模索しつつ、当面の間は府負担を一切行わない前提で運営を行う。</p> <p>○ その際、青少年海洋センターとの一体運営によりスケールメリットを活用する等、一層の経営努力を行う。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状有姿で売却 ・売却できない場合は廃止も含め検討 <p>(H22工程表)</p> <p>⇒ 民営化の取組みを進めながら、府費負担を行わないことを前提に施設運営を継続</p> <p>【(参考)【大阪府市統合B項目《こども青少年施設》の関連施設】</p>	22年度中に実施	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>(22年度)</p> <p>○ 海風館の運営に係る府費負担を行わないことを前提として、青少年海洋センターと一体運営を行うこととし、指定管理者を選定</p>		

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
3	上方演芸資料館 (ワッハ上方)	<p>(運営の一層の効率化等) ○ 23年度から24年度で目標入館者数40万人の達成状況等を見極め、施設の存続を判断する。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示機能及び演芸ライブラリー機能のみ存続 ・ 貸主との契約期間である22年度末までに移転(H22工程表) ・ 改めて現地存続とする方針を決定 ・ 入場者目標の達成状況等の効果検証を実施 ・ 25年度以降の官民協力による新たな運営方針を検討 	24年度に効果検証を実施の上、決定	<p>(施設利用者数の向上等)</p> <p>・ 23年4月から25年3月までは新たな指定管理者による集客の取組み(目標40万人)</p> <p>【入館者数の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度 28,750人(1月から3月休館) ・ 23年度 163,209人 ・ 24年度 140,185人 ・ 25年度 10,621人(12月末現在)(4月1日から5月24日まで休館) <p>※常設展示を縮小し、7階に集約した演芸ライブラリーの入館者数</p> <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			府民文化部 都市魅力創造局文化課
				<p>(新たな運営方針の検討)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入館者数の達成状況等の見極めを行いつつ、25年度以降の官民協力による新たな運営方針の検討会議を立ち上げ、検討開始 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年度から24年度の目標入館者数の実績等から現行形態のままの現地存続は困難と判断 ・ 文化振興会議の意見や議会での議論を踏まえ、当面(2年間)は現地において効率的な運営を行うとともに、巡回展示や大学との連携等によりさらなる資料等の活用を図る。 ・ 上記運営の状況を見極め、将来的なあり方について今後検討する。 <p>(25年度)</p> <p>【運営状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展示を縮小(4階・6階・7階→ワンフロア(7階)に集約)し、演芸ライブラリー(7階)の運営により、映像・音声等の演芸番組を無料にて公開 <p>【資料等活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25年12月末現在、資料の館外展示を7箇所で開催 ・ 資料の研究分野等での活用について大学と検討を進めている。 <p>【あり方検討状況及び今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25年度実績、26年度計画をもとにあり方検討材料の整理(～26年5月頃) ・ 文化振興会議のアーツカウンスル部会で検討(26年6月～7月頃) ・ 26年9月議会までに府方針(案)を決定 <p>【効果額(百万円) H23:295、H24:295、H25:301】</p> <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
4	健康科学センター (ゲンキープ大阪)	<p>(廃止等)</p> <p>○ 23年度末に公の施設としては廃止することを前提に、必要な事業の実施方法等の調整を行う。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フィットネス・展示施設の廃止 ・ 健康づくり技法の研究・開発等の対象分野の重点化とあわせて、健診事業も内容・規模を精査 	23年度末に実施	<p>(廃止等)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康科学センターの健診機能については規模を縮小し、施設健診については、がん予防検診センターが実施している総合健診と統合する方向で検討 ・ 健康づくり技法の研究及び成果普及については、府の生活習慣病予防対策の一層の推進に資する具体的な実施方法等を検討 ・ 健康科学センター建物への、がん予防検診センター等の移転・機能集約に係る施設活用調査を実施 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年9月議会で廃止条例議決、23年度末で廃止 <p>【効果額 ※「出資法人等のさらなる改革(項目4)」で計上】</p>			健康医療部 保健医療室 健康づくり課
5	府民牧場	<p>(廃止等)</p> <p>○ プログラム案の方針である民営化は、受け手がなく断念する。</p> <p>○ 民間等による代替施設が存在することや、かなりの運営費を要していること等から、府民牧場(ふれあい事業・子牛育成事業)については23年中に廃止を含めそのあり方を決める。</p> <p>○ 府民牧場を小中学校候補地にしたいという地元能勢町の意向を受け、地元自治体との連携・支援等の観点から、並行して能勢町との調整に努める。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業や酪農業者等による観光牧場としての経営の受け皿探しを検討 ・ 民営化できない場合は、民間企業の経営ノウハウの導入や地元豊能地域の市町・NPO等との協働、連携を強化するなど、運営を一層効率化 <p>(H22工程表)</p> <p>⇒ 民営化を断念し、地元町による施設活用方策を含む今後の運営について結論を出す。</p>	23年中に実施	<p>(廃止等)</p> <p>(22年度・23年度)</p> <p>○ あり方検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内あるいは近隣府県において民間団体等が運営する同様の事業が存在していることや、他府県調査においても必ずしも府県が同様の事業を実施していない状況にあること ・ 動物とのふれあいの場の提供機能について府が関与しつづける必要性は低く、厳しい財政状況の中、引き続き多額の事業費を支出することについては困難と考えていること ・ 上記などから、府民牧場については、24年3月末で廃止することを決定し、23年9月議会で廃止条例を議決 ・ 24年3月31日をもって府民牧場は廃止 <p>○ 能勢町との調整状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止後の跡地については、能勢町へ無償譲渡 <p>○ 子牛育成事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府民牧場内で併せて実施している「乳用子牛育成配付事業」については、新たに組み替え、「地域適応型家畜改良事業」として、食とみどり技術センターにおいて実施 <p>【効果額(百万円) H23:0、H24:71、H25:71】</p>			環境農林水産部 動物愛護畜産課

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
6	弥生文化博物館	<p>(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)</p> <p>○ 館外事業利用者の21年度実績である年間約1.8万人は今後も堅持しつつ、館内利用者増加の取組みを強化する。</p> <p>○ あわせて、地元自治体等との連携をさらに強化し、府費負担の縮減等に努め、少なくとも利用者1人あたりの府費投入額約1,500円/人(近つ飛鳥博物館と同程度)を実現する。</p> <p>○ 22年度中に、これら取組みの状況を見極めた上で、改めてあり方を検討する。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者、地域及び地元関係自治体との協働・連携により、博物館を支える仕組みや活用策を検討 ・ 積極的な館外事業の展開 ・ 入館料、使用料の見直し ・ 上記の取組みの成果を検証し、21年度に改めてあり方を検討 <p>(H22工程表)</p> <p>⇒ 引き続き、施設のあり方を見極めるため、更なる府費負担縮減に向けた具体的な取組目標を設定する。</p> <p>(参考)【大阪府市統合A項目《文化施設》の関連施設】</p>	22年度中に実施	<p>(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)</p>			<p>教育委員会事務局 文化財保護課</p>
				<p>(22年度)</p> <p>【取組み結果(前年度比)】</p> <p>○利用者 90,556人 33%増 (入館者数8,675人増 館外事業参加者数14,171人増 計22,846人増)</p> <p>○コスト 5,000千円縮減(和泉市・泉大津市との連携)</p> <p>○府費投入単価 1,529円(590円の改善・19年度から2,085円の改善)</p> <p>(23年度)</p> <p>【取組み状況】</p> <p>○入館者増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元自治体との協働 ・ 市教委を通じた入館者誘致(地元市小中学校等校外学習の誘致・広報拡充)博物館、史跡公園、学習館の協働企画等の実施 ・ 地元自治体主催イベントへの積極的参加 ・ でかける博物館事業の実施 ・ 府内の小中学校に対する校外学習誘致、出かける博物館事業等の利用促進 ・ 府内の高等学校に対する教育活動の一環としての博物館の利用促進 <p>○和泉市・泉大津市との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館への市展示スペース設置などさらなる協力の推進について協議 <p>○コスト縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営費の見直しによる委託料の縮減(22年度比▲6,931千円) ・ 両市からの職員派遣による経費の縮減(21年度比▲5,000千円)継続 <p>【 効果額(百万円) H23:12、H24:12、H25:12 】</p>			

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
7	体育会館	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>○ プログラム案の方針である「スポーツとにぎわいの殿堂」へと転換を図る中で、年間100万人規模をめざした取組みを行う。</p> <p>○ 府への納付金のさらなる増額を実現するため次の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改正等による増収(3千万円) ・ 体育会館のインパクトを活用した広告収入等による増収策(6千万円) <p>○ 23年度中に、これら取組みの達成状況を見極めた上で、改めてあり方を検討する。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府のにぎわいづくりの拠点として、「スポーツとにぎわいの殿堂」へ転換 ・ コスト縮減方策や収入増加策(使用料の見直し、ネーミングライツの導入、プロアマ利用比率の見直し等)を検討し、府への納付金を増額 ・ 上記の取組みの成果を検証し、21年度に改めて施設目的も含めてあり方を検討 <p>(H22工程表)</p> <p>⇒ 利用者拡大・収入増加の具体的な目標を設定し、その達成に向けた取組みを進める</p> <p>【(参考)【大阪府市統合B項目《府立体育会館、市中央体感》の関連施設】</p>	23年度中に実施	<p>(運営の一層の効率化等)</p>			<p>教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課</p>
				<p>(22年度)</p> <p>【入館者増の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロ興業等にぎわいづくり行事の積極的な誘致(利用者数1,000人超えの行事の増加) ・ 入館者増を目指した「にぎわいづくり」を条件に付した指定管理者の公募 ・ 新規教室(自主事業)の開催 <p>【納付金増等の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正による利用料金見直し(利用区分の変更、会議室等の10%値上げ)(21年度実施済) ・ 公募による自動販売機の設置(21年度実施済、1.1千万円) ・ ネーミングライツの公募 ⇒ 指定管理者公募に合わせて実施したが応募なし <p>(23年度)</p> <p>○ 以下の取組みを行うことにより、「スポーツとにぎわいの殿堂」に向けた取組を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者からの提案による納付金増(H22年度比年間34百万円増額) ・ 広告収入等による増収を実現するため、ネーミングライツについて市場価格動向を睨みながら再公募を実施(2月か～3月) ・ ネーミングライツアンケート調査を実施(7月～8月) ・ 目的外使用料の収入増を図る(電照広告の周知及び使用料の見直し) ・ 100万人規模を目指した取組(なんばエリアの各施設等とのタイアップによるイベント・展示会等の誘致)を行い、更なる入館者・納付金の増を図る ・ 空きスペース(大型バス駐車、食堂等)の活用を図る ・ 開館時間の延長や休館日の柔軟な対応により、プロ興行等の連続開催を実施し、増収を図る <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネーミングライツを実施(24年度から3年間、納付金26,250千円/年間、愛称: BODYMAKERコロシウム) ※効果額は「歳入の確保」に計上 ・ 難波エリアの各施設と連携してMICE誘致を図る体制を整備 ・ 館内の売店スペースの公募を行い、事業者の誘致を図る。 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売店営業の実施(1,060千円/年間) <p>【 効果額(百万円) H23:34、H24:34、H25:35 】</p>	実施済		

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
プログラム案以降に、さらに点検を行った結果、新たな課題が見つかった施設							
8	インターネットデータセンター (IDC)	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の事例では民間施設により運営されている当該事業の実態に鑑み、民間移行(売却)あるいは事業継続(指定管理)について、効率性の観点から検討する。 ○ そのため利用者意向調査や収支シミュレーション等の検証を行い、23年度中にあり方を整理する。 	23年度中に実施	(抜本的なあり方検討)			総務部 IT推進課
				<p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者意向調査や収支シミュレーション等の検証を行い、施設を有効活用する方針について総合的に検討 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月議会で廃止条例議決(23年度末で廃止) ・民間売却及び事業譲渡手続きを進める ・24年度から民営化 <p>※効果額は「歳入の確保」に計上</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			
9	子どもライフサポートセンター	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校卒業後のひきこもり・不登校等の状態にある対人関係の苦手な児童に対して入所又は通所による集団生活を通して社会的自立に向けた進路選択を行うことを目的として設置しているが、近年の措置児童数は定員を大幅に下回る状況で推移している。(稼働率 入所:60% 通所:36%) ○ 府直営(常勤職員29人)の公の施設として、24時間体制で対応しているが、他の府県で同様な体制で実施している例は認められない。 ○ 今後、他府県の実施状況や体制を踏まえた施策効果等を分析し、23年度中にサービス内容の見直しや他の機関との連携、機能移転など、府として効果的・効率的な対応策を検討する中で、当該施設の抜本的なあり方を検討する。 	23年度中に実施	(抜本的なあり方検討)			福祉部 子ども室 家庭支援課
				<p>(22年度～23年度)</p> <p>【検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年度以降の施設定員については、これまでの稼働率などの実績やニーズを踏まえ、現行の80名定員(入所50名・通所30名)から60名定員(入所45名・通所15名)に削減する ・通所については、青少年課の「ひきこもりゼロプロジェクト」による「地域支援ネットワーク」の設置状況を鑑み、将来的に廃止をめざす(H26年に府内全市町村での「地域支援ネットワーク」の構築予定。) ・学習支援機能については、24年度から外部委託 ・24年度から職業支援機能を効率化 <p>(参考)施設定員見直しによる府職員削減人数(常勤):4人</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			
10	介護情報・研修センター	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具にかかる民間等の情報提供機能の普及等により、22年度中に廃止を含めあり方を検討する。 ○ 「介護情報・研修センターあり方検討委員会」での検討を踏まえ、センターが実施している業務の整理等を行う。 	22年度中に実施	(抜本的なあり方検討)			福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
				<p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年2月議会において、大阪府立介護情報・研修センターの廃止条例議決 ・23年3月末をもって介護情報・研修センターを廃止 <p>(23年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護情報・研修センターあり方検討委員会において、「府が実施すべき事業」と位置づけられた介護、福祉等の専門職員や市町村職員を対象とした福祉用具等を活用した研修等の事業については、さらに充実し、効果的・効率的に実施するために民間業者等に委託する <p>講座開催日数 20講座 ⇒ 40講座に拡充</p> <p style="text-align: right;">実施済</p> <p>【効果額(百万円) H23:2、H24:3、H25:4】</p>			

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
11	稲スポーツセンター	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>○ 障がい者スポーツ振興策における府の役割を精査し、障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)の抜本的なあり方を検討することにあわせ、稲スポーツセンターについても23年度中に抜本的なあり方を検討する。</p> <p>○ なお、合築施設である箕面通勤寮が23年度末に廃止予定であることにも留意する。</p>	23年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>(23年度)</p> <p>・利用者の意見や市町村の状況及び周辺地域のスポーツ施設の設置状況等を踏まえ、施設のあり方を検討した結果、同一敷地内に障がい者スポーツの場である体育館を建設し、存続させることとした (H26.1整備工事完成 H26.2体育館オープン)</p> <p>・既存施設は、合築施設である箕面通勤寮と併せて、子どものための施設に転用</p>			福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
12	箕面通勤寮	<p>(廃止等)</p> <p>○ 障害者自立支援法の施行に伴い、旧知的障害者福祉法に基づく箕面通勤寮は23年度末で廃止する。</p> <p>○ なお、同施設の活用については合築施設である稲スポーツセンターのあり方検討とあわせて整理する。</p>	23年度末に実施	<p>(廃止等)</p> <p>(22年度～23年度)</p> <p>・23年9月議会で廃止条例議決。23年度末で廃止</p> <p>・23年度末で施設を廃止した後は、合築施設である稲スポーツセンター部分と併せて子どものための施設に転用</p> <p>【 効果額(百万円) H23:0、H24:34、H25:34 】</p>			福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
13	障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>○ 地元自治体で同種の施設の設置が予定(23年度末竣工予定)されていること等を踏まえ、障がい者スポーツ振興策における府の役割を精査し、23年度中に抜本的な施設のあり方を検討する。</p> <p>(参考)【大阪府市統合B項目《府障がい者交流促進センター、市障害者スポーツセンター》の関連施設】</p>	23年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>(22年度～23年度)</p> <p>【検討内容】</p> <p>・市町村との役割分担を踏まえ、府事業は競技スポーツを中心に広域的、専門的分野へシフト</p> <p>・堺市施設開設を踏まえ、事業見直しを実施し、人件費削減(24年度)</p> <p>・25年度からのトレーニング室の料金設定や駐車場有料化などに伴う改正条例を24年2月議会で可決</p> <p>・25年度からの指定管理者制度導入(公募)に伴う改正条例を24年2月議会で可決</p> <p>(24年度)</p> <p>・指定管理者の指定について、24年9月議会において議決</p> <p>・25年4月1日から指定管理者による運営開始</p> <p>(参考)指定管理導入による府職員削減人数(常勤):6人</p>			福祉部 障がい福祉室 自立支援課

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
14	金剛コロニー	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) ○ 地域生活への移行の受け皿となる拠点施設の整備などの再編整備をすすめ、29年度の民営化をめざす。	29年度から実施	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)			福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 整備G
				<ul style="list-style-type: none"> ・コロニー利用者の実情を踏まえた、地域生活移行推進計画等の策定を進める ・地元関係自治体等との連携強化により、利用者一人ひとりの地域移行支援方策等の検討を進める ・29年度の民営化に向けて、地域生活支援拠点施設等の再編整備を計画的に進める 			
15	泉州救命救急センター	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) ○ 府地域医療再生計画において位置づけられている、隣接する市立泉佐野病院との運営一体化に向けて、連携体制や実施プロセス等の検討を行い、25年度までに同病院への移管をめざす。	25年度までに実施	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)			健康医療部 保健医療室 医療対策課
				<p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府、泉佐野市、(地独)りんくう総合医療センターの三者で施設移管に関して合意 ・25年2月議会において、施設の移管に伴う条例の一部改正、財産の譲渡議案などを提案 ・25年4月に(地独)りんくう総合医療センターへ移管予定 (参考)移管後も府が運営費を負担 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年4月に(地独)りんくう総合医療センターへ移管済 <p style="text-align: right;">実施済</p>			
16	中河内救命救急センター	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) ○ より効率的に運営するため、運営形態のあり方について検討をすすめる。 (参考)【大阪府市統合B項目《(法人)府保健医療財団、市環境保健協会》の関連施設】	随時	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)			健康医療部 保健医療室 医療対策課
				<p>(22年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、一層の機能充実をめざしつつ、経営改善も視野に入れた運営形態の見直しを進めている <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管を前提とした指定管理委託に向けたスケジュールや解決すべき課題等について、東大阪市・東大阪市立総合病院と協議している <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病院と協議を継続 			
17	特許情報センター	(廃止等) ○ 22年9月末で閲覧室を閉鎖し、22年度中に施設は廃止。	22年度中に実施	(廃止等)			商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課
				<p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年9月末をもって、閲覧室を閉鎖した ・22年9月議会において、大阪府立特許情報センター条例を廃止する条例が議決 ・22年12月末をもって特許情報センターを廃止した ・特許情報センターの蔵書については、23年3月までに約2万冊は国など公的機関等に譲渡、約40万冊は廃棄処分 <p>【 効果額(百万円) H23:20、H24:20、H25:20 】</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
18	府民の森(ほりご園地)紀泉わいわい村	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) ○ 学校教育への浸透・地元との連携強化、平日の稼働率向上等、更なる利用促進を図り、運営を一層効率化する。 ○ 次期指定管理者の募集(24年度中)までに府費負担の縮減策を具体化する。	24年度中に実施	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)			環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課
				<p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更なる利用促進の観点から、以下のとおり積極的なPRを実施 ・大阪市教育委員会に対するPRを実施(6月、9月(対象:429校)) ・大阪市を除く府内小中学校教育指導部課長会においてPRを実施(6月～7月 対象:1,050校) ・地元泉南市に対し教育機関での利用と市民への広報について協力依頼(6月) ・教員を対象とした施設見学会を実施(10月～11月) ・使用料徴収可能施設を点検し、利用料金の新規設定と改定を行った(23年1月1日から実施) <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更なる利用促進の観点から、以下のとおり積極的なPRを実施 ・泉南市に協力依頼(5月)・関西エクステリアフェアでPR(6月) ・佐野支援学校に訪問、PR(6月) ・小学校長会理事会、中学校長会でリーフレット、施設Q&A集を配布しPR(7月) ・府内私立幼稚園(約400園)にリーフレット、施設Q&A集を配布しPR(7月) ・府内(豊能、三島、北河内を除く)保育所にリーフレット、施設Q&A集を配布しPR(10月) ○24年度に行う新たな指定管理者募集に向けた具体的な増収と経費削減策を検討開始 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閑散期の閉鎖などによる支出の見直し、料金変動制の導入などによる収入の確保などを盛り込んだ府費縮減策をまとめ、次期指定管理者の募集要項に反映して募集を行い、24年9月議会において指定管理者を指定 ・地元、関係団体で構成される連絡協議会を設立 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更なる利用促進の観点から、以下のとおり積極的なPRを実施 ・泉南市立小学校10校に個別訪問、利用を働きかけ(7月) ・泉南市教育委員会理科部会で利用を働きかけ(8月) ・泉南地域の企業約300社にPR資料をポスティング(8月) ・岸和田市教育委員会に利用を働きかけ(9月、11月) ・大学のゼミ利用促進のため、大学教員に働きかけ(8月～10月) ・学校向けモデルプランを施設HPに掲載(10月) <p>【効果額(百万円) H23:一、H24:一、H25:8】</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			

番号	施設名	見直し内容	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
19	箕面公園・昆虫館	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>○ 昆虫館については、箕面公園唯一の附属施設であるが、単独施設として経費を算出したところ年間約5千万円(21年度)の府費負担がある。</p> <p>○ 展示内容の見直しなどによる大幅な収支改善策や閉館も含め、計画期間中(~25年度)に、施設の抜本的なあり方を検討する。</p>	25年度までに実施	(抜本的なあり方検討)			都市整備部 公園課
				<p>(23年度~24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示内容や機能などの施設の見直し、必要な対応を実施 ・地元市との連携策により、広報&イベントを実施(滝道めぐりマップ、四季の祭り等) ・箕面公園の指定管理者募集において利用促進提案を募集 ・指定管理者との連携による広報&イベントを実施(地元ケーブルテレビ放映、コンサート等) ・利用促進のための新規イベントを実施(箕面公園昆虫館・手塚治虫記念館タイアップ企画、みつばちプロジェクトなど) <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支改善等の方向性並びに昆虫館のあり方について検討した結果、地域との連携に取り組みながらさらなる利用促進を図ることとした ・利用促進の為のイベントの継続実施(箕面公園昆虫館・手塚治虫記念館タイアップ企画、みつばちプロジェクトなど) ・地元FM会社発行の情報フリーペーパーに昆虫館を含む箕面公園のイベント情報等の掲載(電鉄駅構内に配架) ・新規の館外イベント『昆虫教室』の実施(御堂筋イベントやグランフロントイベント、逸翁美術館、大東市・門真市ほか) <p style="text-align: right;">実施済</p> <p>【 効果額(百万円) H23:一、H24:14、H25:16】</p>			

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課	
				検討	方針決定等	実施		
20	服部緑地・都市緑化植物園	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市緑化植物園については、服部緑地の附属施設であるが単独施設として経費を算出したところ年間約7千万円(21年度)の府費負担がある。 ○ 次期指定管理者の募集(24年度中)までに府費負担の縮減策を具体化する。 ○ これらの収支改善策・稼働率の向上等の取組みを踏まえ、府営公園の附属施設として必要な施設のあり方については継続して検討する。 	24年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支改善策の方向性を検討 ・利用促進のための新規イベントを実施(サマー・オータム・ウィンターフェスタ等) ・植物園のあり方、機能について検討 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、植物園のあり方を検討し、みどりの楽しみを五感で感じる体験型植物園として様々な取組を実施、植物園に眠る資源をPRして様々な活動を誘致するなど、次期指定管理者の募集要項に具体的内容を反映、収支改善につながる提案を求める(参考価格も収支改善を見込んで設定) ・指定管理者からは約3千万円以上の縮減提案が出された。また、民間団体イベントの誘致や子供のガーデナー体験、夜間利用の促進、フリーパスの発行など体験型植物園としての取組が提案された。 ・利用促進のための新規イベントの実施(大阪音大とのコラボ・シェフ会とのコラボ等) ・PR強化(FM公開放送等) <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リピーター確保に向けて、入園料の値下げ(270円→200円)や年間フリーパスの発行 ・利用促進の為の新規イベントの実施(S&B食品とのコラボ、日本フラワーデザイナー協会とのコラボ) ・新たな利用者層を確保する為、子育て世代を応援するカルチャープログラムの実施(ヨガ教室・フラダンス教室・育みサロン等) <p>【効果額(百万円) H23:ー、H24:1、H25:31】</p>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施済</div>	都市整備部 公園課

番号	施設名	見直し内容	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
21	浜寺公園・プール 久宝寺緑地・プール 住之江公園・プール 枚岡公園・プール	(抜本的なあり方検討) ○ 府営公園の付属プールについて、単独施設として経費を算出 21年度(7・8月の2ヶ月)の府費負担額 ・ 浜寺公園プール 6.3千万円 ・ 久宝寺緑地プール 2.8千万円 ・ 住之江公園プール 1千万円 ・ 枚岡公園プール 1.2千万円 ○ これらプールについては、22年度夏に、利用者分布等の広域性、代替施設の状況、学校教育施設におけるプールの整備状況などについて分析・調査を行い、23年度中に閉鎖も含めた抜本的なあり方を検討する。	23年度中に実施	(抜本的なあり方検討)			都市整備部 公園課
				(22年度) ・利用者分布等の広域性、代替施設の状況、学校教育施設におけるプールの整備状況などについて分析・調査を実施 (23年度) ・利用料金値上に関する利用者アンケートを各プールにおいて実施 ・利用料金の値上げを加味した、収支改善シミュレートを実施し、収支改善方策を検討 ・府として維持すべき意義の有無および収支均衡の見込による「プール存廃ルール」の設定について検討 ・各プールごとに施設の見直しの方向性を決定し、必要な対応を実施 【あり方検討の結果】 ・枚岡公園プールの廃止 ・浜寺、久宝寺、住之江公園の利用料金の上限額の改定(24年2月議会において都市公園条例改正案が可決) (24年度) ・枚岡公園プールの廃止 ・浜寺公園、久宝寺緑地、住之江公園の各プールについては、利用料金を値上げして開設 ・利用促進のための取組みを実施(無料水泳教室、回数券発行、施設改修など) (25年度) ・利用促進のための無料水泳教室や回数券発行の継続実施 ・大人から子供まで楽しめる賑わいイベントの新規実施 (ジャグリングパフォーマンス、流しそうめん大会、プールグッズ景品大抽選会など) 【効果額(百万円) H23: -、H24: 92、H25: 81】			

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
プランより前に終期が設定されていたもの							
22	羽衣青少年センター	【民営化】 府の事業を承継する団体に建物を譲渡。譲渡先がなければ廃止も含めて検討	21年度中に結論	・方向性どおり22年度末廃止、23年度から民営化実施 【 効果額(百万円) H23:13、H24:13、H25:13 】		実施済	政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課
23	総合青少年野外活動センター	(廃止・類似施設に集約化) ・学校行事等の受入れは、少年自然の家、青少年海洋センターが中心となって担う ・廃止後の跡地利用について、関係者と協議する期間が必要であるため、現運営者との契約終了時のH22年度末に廃止	22年度末に実施	・方向性どおり22年度末廃止 【 効果額(百万円) H23:129、H24:129、H25:129 】		実施済	政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課
24	臨海スポーツセンター	【運営の抜本的見直し】 ・使用料の見直し等収入増加策や管理費の縮減を図る ・現運営者との契約終了後のH23年度から委託費は支出しない ・大規模改修(耐震工事等)に要する公費は負担しない	可能なものから順次実施	・方向性どおり22年度限りで委託費は終了 ・寄付による財源確保(1/2)を条件にH25当初予算において大規模改修に対して公費負担(1/2)することとした 【 効果額(百万円) H23:32、H24:32、H25:32 】		実施済	教育委員会 事務局 教育振興室 保健体育課
25	漕艇センター	【運営の抜本的見直し】 ・収入増加策(使用料の見直し等)や競技団体等による管理によりコスト縮減(提供するサービスの精査等)を図る ・現運営者との契約終了後のH23年度から、新運営者のもとで委託費を大幅に縮減し、H24年度からは支出しない	可能なものから順次実施	・方向性どおり23年度は委託費大幅削減のうえ、23年度限り終了 【 効果額(百万円) H23:13、H24:17、H25:17 】		実施済	教育委員会 事務局 教育振興室 保健体育課

(5) 主要事業の「将来リスク」の点検

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局・室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
1	地域整備事業会計	<p>○ りんくうタウン、阪南スカイタウンのまちづくりは概ね達成したことから、地域整備事業会計は、事業収束にあわせて23年度末に廃止し、一般会計へ移行することとしています。</p> <p>○ 仮に同事業会計を存続することとした場合(一般会計が受ける影響)の累積収支の見通しを試算します。</p> <p>○ 22年5月31日時点での未処分地を23年度末までにすべて売却した場合、分譲収入22億円、<u>まちづくり促進事業会計移管収入301億円※1</u>が、地域整備事業会計に入ります。 その結果、<u>残資産として、現金預金(434億円)※2、24年度以降に売却予定の用地(30億円)、一般会計や関空特会への貸付金債権(約140億円)、財団統合による財産活用(約150億円)等を一般会計が承継します。</u> 一方、地域整備事業会計の起債の残り(518億円:23年度末時点)も一般会計が引き継ぎますが、<u>最終的な収支差は、約167億円※3</u>の黒字となります。</p> <p>○ しかしながら、今後、<u>未処分地(323億円※4)</u> <u>うち定借予定分301億円※5)</u> を全く売却できなかった場合、一般会計に引き継ぐ現金預金が減少することから、一般会計が負担せざるを得ない金額は約156億円となります。</p>	<p>【特記事項】</p> <p>○ 改革プラン(案)公表後の21年度決算特別委員会での議論を踏まえ、地域整備事業会計からまちづくり促進事業会計への移管価格を時価に見直したため、左記の数値は次のとおりとなります。</p> <p>※1 301億円 ⇒ 177億円 ※2 434億円 ⇒ 310億円 ※3 167億円 ⇒ 43億円 ※4 323億円 ⇒ 199億円 ※5 301億円 ⇒ 177億円 (22年10月時点の数値)</p> <p>◇ 23年度までの未処分地の売却に全力をあげているところです。</p> <p>◇ 移行に伴い、一般会計の起債残高や実質公債費比率に影響する可能性があるが、適切に対応していきます。</p> <p>◇ 一般会計が引き継ぐこととなった場合の未処分地については、まちづくり促進事業会計を活用した定期借地による企業立地を引き続き促進し、順次売却するなど起債償還財源の確保に努め、一般財源投入の圧縮を図ります。</p>	<p>【23年度までの未処分地の売却実績】</p> <p>・22年度の実績 分譲収入:7.5億円 まちづくり促進事業会計移管収入:3.5億円</p> <p>・23年度の実績 分譲収入:1.7億円 まちづくり促進事業会計移管収入:32.3億円</p> <p>【会計廃止】</p> <p>・計画どおり23年度末に地域整備事業会計は廃止</p> <p>・24年度以降は、一般会計において、特区指定を受けた「国際医療交流拠点づくり」、及び「クールジャパンフロント」を柱に企業誘致を行い、りんくうタウンの活性化に取り組む</p> <p>・将来の一般会計における負担見込み額については、毎年度予算編成に併せて作成される粗い試算に織り込み、府全体で財務マネジメントを行う</p> <p>【会計廃止に伴う会計処理】</p> <p>・会計廃止にあたっては、本来23年度末の起債残高471億円の繰上償還が必要となるところであるが、当該起債は市場公募債であることから、繰上償還ができず、同額を減債基金に積立てる</p> <p>・23年度末の現金(166億円)では、その積立額に不足が生じることから、その不足額(305億円)について、一時的に一般会計による対応が必要となり、その財源として三セク債(233億円)を活用する</p> <p>・地域整備事業会計の23年度末廃止時点の未処分地等の資産(233億円)については、一般会計へ引き継ぐ</p> <p>※23年度限りで「地域整備事業会計」は廃止</p>	住宅まちづくり部 タウン推進室 管理課

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局・室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
2	まちづくり促進事業会計	<p>○ まちづくり促進事業は、起債の発行により資金調達を行い用地取得し、その償還は貸付期間(20年間)終了後に事業用地の売却収入を充てることにより、収支が均衡する事業の仕組みになっており、その売却予定価格は、<u>1,445億円※1</u>です。(なお、この中には今後売却予定の<u>定期借地予定分301億円※2</u>が含まれます。)</p> <p>○ 現時点での地価は、地域整備事業会計からの移管単価を大幅に下回っているため、35年度以降の用地売却時に、地価が復元していなければ、新たな府の財政負担が生じる恐れがある。なお、売却時まで、地価が復元しないと仮定した場合に生じる<u>損失額は524億円※3</u>(<u>上記301億円に対する損失額124億円を含む。</u>)※4と試算しています。</p>	<p>【特記事項】</p> <p>○ 改革プラン(案)公表後の21年度決算特別委員会での議論を踏まえ、地域整備事業会計からまちづくり促進事業会計への移管価格を時価に見直したため、左記の数値は次のとおりとなります。</p> <p>※1 1,445億円 ⇒ 1,321億円 ※2 301億円 ⇒ 177億円 ※3 524億円 ⇒ 400億円 ※4 (上記301億円に対する損失額124億円を含む。) ⇒ 削除(22年10月時点の数値)</p> <p>◇ 貸付期間(20年間)終了後の確実な売却のため、調整を図っていく必要があります。</p>	<p>【取組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域整備事業会計が23年度末に廃止されたため、24年度以降は同会計からの事業用地の有償移管はなくなる ・24年度以降、地域整備事業会計から一般会計へ引き継いだ土地で定期借地を行う場合は、その土地を一般会計からまちづくり促進事業会計へ現物出資を行ったうえで、まちづくり促進事業会計で定期借地契約を行う ・従来の定期借地分については、貸付期間(20年間)終了後の確実な売却に努めていく ・起債の借換に際し、利益剰余金を充当し、借入金残高の縮減を図った ・24年度 7.5億円 25年度 6.2億円 <p>【現時点での想定損失額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簿価は、1,141億円 ・売却時まで、地価が復元しないと仮定した場合に生じる損失額は、432億円 <p>【参考：移管実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度移管実績額 32.4億円 ・24・25年度の実績(現物出資) 事業用地5件 住宅用定期借地用地(阪南スカイタウン) 	住宅まちづくり部 タウン推進室 管理課

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局・室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
3	箕面北部丘陵整備事業特別会計	<p>○ 箕面森町事業(事業完了は27年度末)については、府が造成する区域を当初の計画よりも縮小し、府費負担額は605億円以内とすることにしています。</p> <p>○ 財政再建プログラム案で「引き続き事業の完成をめざす」とした第一区域においては、保留地である住宅地583区画のうち、22年4月末現在、PFI事業者により241区画の販売が行われており、153区画が契約済みとなっています。</p> <p>○ 第三区域については、施設誘致地区に位置づけており、現在、新名神高速道路の残土受入等について、日本高速道路(株)と調整中であり、今年度から残土受入を行います。</p> <p>○ 第三区域の基盤整備工事着手については、財政再建プログラム案において、「粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断」することとしています。</p>	<p>◇ 第一区域については、計画どおりの契約を達成するために、22年10月から販売形態を見直し、複数社のハウスメーカーの参画等により、27年度までに事業完了できるよう販売に努めます。</p> <p>◇ 第三区域の基盤整備工事の実施については、新名神高速道路の進捗状況を踏まえ、施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を十分に精査し、24年度末に判断を行う必要があります。</p>	<p>(第一区域の販売)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一区域の保留地については、26年1月末現在、住宅地532区画中297区画が契約済み ・22年10月から6社のハウスメーカー等の企業が保留地販売業務に参画し、販売体制の強化を図ってきた ・25年4月からは、土地のみ分譲(建築条件なし)に見合った、不動産会社と広告代理店との業務提携方式による販売体制により、販売促進を図っているところ ・第三区域に着手することから、事業期間を清算期間5年を含めた35年度まで延長する予定 保留地については、33年度までに完売する見込み <p>(第三区域の基盤整備工事実施の判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月に、第三区域への新名神高速道路の残土搬入及び粗造成について、西日本高速道路(株)と確認書を締結 ・24年度から本格的に新名神高速道路の残土搬入及び粗造成が行われている ・25年9月2日から10月31日までエントリー募集を実施した結果、募集面積約25haに対し、36社から約84haの応募があった ・応募結果や応募企業とのヒアリング結果を踏まえ、企業の進出意欲は高いことが確認できたことなどから、保留地処分の可能性や事業採算性を見通せる状況となったため、第三区域の基盤整備工事を実施することとした ・都市計画等の立地条件については、企業ニーズを踏まえ変更できるよう、市等の関係機関と調整を行っていく ・30年度から企業が操業開始できるよう、27年度に具体的な契約手続きに着手し、29年度以降、順次、土地の引渡しを行うなど事業推進を図る 	都市整備部 市街地整備課

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局・室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
4	大阪府住宅供給公社	<p>○ 府及び金融機関からの借入金あわせて1,900億円程度の債務を抱えていることから、20年6月に「自立化に向けた10年の取組み」を策定し、29年度末に借入金残高を1,500億円以下まで縮減することを目標にしています。</p> <p>(参考)【大阪府市統合B項目《府住公、市住公》の関連法人】</p>	<p>◇ 家賃収入、建替事業に伴う再生地処分益の確保などの経営改善を引き続き推進します。また、公社債の発行など安定的かつ低利な資金調達にも取組み、さらなる収支改善に努めます。</p> <p>◇ 今後とも、入居率の変動や社会経済情勢の変化に伴う借入金利の動向などを注視しつつ、安定的な運営に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>(収支改善の取組み、借入金残高の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替事業に伴う再生地処分益の確保や、様々な経営改善策を講じた結果、25年度末における借入金残高目標(1,663億円)については達成の見込み(25年度末実質借入金残高約1,659億円) ・公社債の発行については、23年度から格付けによる発行(25年度末:315億円)を行い、高金利の借入金の繰上償還を実施し、将来にわたる利息削減を図った。 ・公社債発行による資金等により、25年度においては、宅地開発事業資金借換資金250億円、公庫建設資金借換資金32億円を繰上償還した。 ・高金利の住宅金融支援機構借入金については、25年3月に低金利の民間金融機関資金80億円に借り換えるなど、経営改善に努めた。 ・(財)大阪府地域支援人権金融公社からの借入金15億円については24年度末に一括償還を行い、大阪府借入金についても、25年4月に約17億円の繰上償還を行い、借入金残高の縮減を図った。 	住宅まちづくり部 居住企画課

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局・室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
5	大阪府土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期保有資産の計画的処分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行取得した長期保有資産(5年以上)を計画的に解消するため、長期保有資産解消計画に基づき、長期保有資産の縮減と公社経営の健全化に努めています。 ○ 未利用代替地の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用代替地の地価下落に伴う含み損を、府からの補助金により計画的に処理しています。 ・ 残存資産については、22年3月末現在では、49.7億円まで減少しており、23年度末までの解消に努めます。この処理にかかる代替地差損処理補助金は38億円が見込まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 長期保有資産については、引き続き解消計画に沿った縮減に努めます。 ◇ 未利用代替地の残存資産(りんくう事業用地、土砂採取跡地等)については、用途制限の緩和や不動産業者の販売網の活用など、さらなる販売努力を行っていきます。 	<p>(解消計画に沿った長期保有資産の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24年度末の長期保有資産は、約210億円であり、解消計画策定時点(H15)の予定額約358億円と比較して、大幅に解消が進んでいる ・ 34年度までの解消をめざし、今後とも、事業課との連携を図りながら、長期保有資産の計画的な解消に努める <p>(未利用代替地の販売促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残りの未利用代替地(1件)である土砂採取跡地(岬町多奈川)について、大阪府土地開発公社が岬町多奈川地区整備促進協議会と連携・協力の結果、24年12月に進出候補事業者と売買契約を締結・処分を行った ・ また、府が代替地差損処理補助金(約38億円)を執行した <p>※24年度で未利用代替地の処分完了</p>	都市整備部 用地室

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局・室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
6	大阪府道路公社	<p>○ 公社経営の改善を図るため、歳出削減に向けた取組み</p> <p>○ 増収を図るために利用促進に向けた取組み</p> <p>○ 健全運営を図るための有料道路制度の改善に向けた取組み</p> <p>○ それらを包括した健全化計画を22年度中に策定します。</p> <p>(参考)【大阪府市統合B項目《府道路公社、市道路公社》の関連法人】</p>	<p>◇ 健全化計画を22年度中に策定。</p> <p>◇ 昨今の社会情勢変化に伴う利用交通の低迷などから、有料道路事業許可取得時の予測交通量に満たない路線が存在します。このような状況が継続した場合、料金徴収期間の完了時に、建設債務の償還財源に府出資金のすべてを充当したとしても、最大で約150億円の不足が生じるおそれがあります。</p> <p>◇ このため、公社路線を含めた都市圏高速道路等の一体的運営構想など、効率的な運営方策の実現に取り組むつつ、料金徴収期間の延長などの改善策を講じ、より一層の経営改善に努めます。</p>	<p>(「大阪府道路公社 経営改善方針(案)」「健全化計画」の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用実績が計画に満たない路線が存在し、将来建設債務の償還不足が生じる恐れがあることから、維持管理経費の縮減等に取り組むため、22年度実績を反映させた公社経営改善方針を23年度に策定 ・24年度に経費縮減の取組みと併せて計画期間における借入金の返済等の数値目標を立てた「経営改善方針(中期経営計画)【25年度～27年度】」を策定(25年3月) ・経営改善に向けた取組みに対して、22年度から24年度までの成果の検証を行い、25年度に公表 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府道路公社は阪神都市圏の高速道路における料金体系一元化の具体的内容の検討と併せ、接続する高速道路会社への移管に向けた取組みを進める ・25年度末に大阪市道路公社解散予定 <p>(より一層の経営改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社経営改善方針を目標に、利用促進やコスト縮減を図りつつ、地方道路公社を有する他府県と共に、国に対し、毎年、料金徴収期間の延長等について、制度改善の要望。引き続き、地方道路公社を有する他府県と共に要望を継続 ・国、阪神圏の地方公共団体、高速道路会社等において、阪神圏の高速道路料金について、29年度当初を目途に、管理主体を超えたシームレスな料金体系の実現に向け、具体的な検討を進めることを確認 ・シームレスな料金体系の実現に併せ、接続する高速道路会社への移管に向けて、スキームや設備仕様の統一等の検討を進める ・併せて、更なる経費縮減に向け、高速道路会社との維持管理業務の一体化への取組みを継続 	都市整備部 交通道路室

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局・室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
7	(財)大阪府産業基盤整備協会(テクノステージ和泉、津田サイエンスヒルズ)	<p>○ テクノステージ和泉などの産業団地の造成及び管理などを実施している(財)大阪府産業基盤整備協会は、分譲用地の取得等に要した費用を府から借入れ、土地賃貸事業等の収入(約5億円/年)で計画的に返済しており、48年度末に完済する予定です。</p> <p>○ しかし、21年6月の総務省指針などを受け、府は、これまで同法人に実施してきた「反復・継続的な単年度貸付」の手法を是正する必要があります。</p> <p>○ このため、同法人への貸付金の早期回収に向けた方策を検討中ですが、法人が保有する賃貸用地は、売却予定価格と実勢価格に乖離があるため、仮に、直ちに全部売却処分しても、府の貸付金は全額回収できない可能性が高い状況にあります。</p>	<p>◇ 協会については、公益法人改革の移行期間満了日である25年11月末までに、府の法人に対する単年度貸付を解消し、解散します。</p> <p>◇ その際には、府の損失を最小に抑えるための取組みも検討していきます。</p> <p>◇ あわせて、賃貸事業用地については、賃貸企業への売却や府による事業継承を検討するなど、賃貸企業の継続的かつ安定した操業環境の確保にも努めます。</p>	<p>(法人解散、単年度貸付解消、府損失抑制、事業継承)</p> <p>・23年8月戦略本部会議にて、府として ①法人への貸付金を代物弁済で回収する、 ②法人の解散期日を24年度末とする、 ことを決定</p> <p>・今後は、24年4月以降、法人資産の鑑定評価を実施し、代物弁済資産を精査するなど、法人解散に向けた準備を進めていく</p> <p>(25年度)</p> <p>・府が法人から取得した賃貸事業用地で事業継続 ・財団の解散に当たって発行する三セク債(限度額110.78億円)の返済を進めていく ・商工会館は、一般競争入札により売却済み</p> <p>○ 賃貸事業用地については、定期借地契約に基づき、適切に賃貸料収入を得るとともに、借受企業の求めに応じて土地売却による収入を確保しており、三セク債の返済に支障を来すことはないとする</p>	商工労働部 成長産業振興室特区・立地推進課

(6) 人 件 費

番号	項 目	取 組 み 内 容	取 組 み の 実 施 時 期	取 組 状 況 及 び 今 後 の 予 定			担 当 部 局 ・ 室 課
				検 討	方 針 決 定 等	実 施	
1	給料の月額のカット	・全職員を対象に、給料の月額を時限的にカット 知事30%、副知事20%、教育長18%等、 部長級14%、その他管理職11.5%、 管理職以外9~3%	23年度から25年度	(給料の月額カット) ・23年度から25年度、職員給料のカットを継続するため、給与条例等の 改正に取組む 【 効果額(百万円) H23:27,000、H24:27,000、H25:27,000 】 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			総務部 人事局

2. 国への制度提言

【制度提言の評価区分について】

評価：◎・・・提言どおり措置(=提言・要望を行わない)

評価：○・・・ほぼ提言どおり措置

評価：△・・・一部措置されたものの不十分

評価：×・・・措置されず

(=引き続き提言・要望を行う)

(1) 地方財政制度

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
1	地方交付税への対応 [提言先 総務省]	○税源移譲に向けての抜本的な税制改革に着手すべき	<p>◇ 大阪府をはじめ、地方は、これまでも税源移譲や地方交付税の総額確保について国に求めてきました。</p> <p>◇ 22年度の地方財政は、18.2兆円の財源不足で、過去最高の額となっています。この財源不足を解消するため、単年度の措置として、国と地方が折半して補てんするルールの適用などにより、地方は、7.7兆円の臨時財政対策債を発行することとしています。</p> <p>◇ 地方においても、歳出の無駄をなくすなどのさらなる改革を行わなければなりません。国も、地方交付税法の趣旨に則り、臨時財政対策債からの早期脱却に向けて、地方税収の拡充や交付税率の引き上げについて、真摯に検討すべきと考えます。</p>	<p>(税源移譲に向けての抜本的な税制改革)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 25年6月に総務省に対して、「平成26年度国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望」を実施し、税財源自主権の確立が行われるまでの間の、地方一般財源総額の確保について要望した。臨時財政対策債については、特例措置の延長を行わず、交付税率の引き上げ等により対応するよう要望した。 25年11月に総務省に対して、「地方法人課税の見直しに関する緊急共同要望」を東京都、神奈川県、愛知県と連携して実施し、法人事業税の暫定措置の撤廃と、法人住民税法人税割の一部国税化を行わないよう要望した。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 26年度地方財政対策の概要によると、地方の一般財源総額は、前年度から0.6兆円増の60.4兆円が確保されることとされている。 臨時財政対策債は、折半ルールが3年間延長され、26年度は、5.6兆円(前年度比▲9.9%)となっている。 平成26年度税制改正の大綱で、地方法人特別税・譲与税については、1/3の規模が法人事業税に復元された。 一方、法人住民税法人税割の一部国税化が決定された。 今後も引き続き適切な措置が講じられるよう求めていく。 	財務部 財政課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
2	国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化	<p>○ナショナル・ミニマムの全額国負担化</p> <p>○ローカル・オプティマムの財源は原則地方税</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>(ナショナル・ミニマムの全額国負担化)</p> <p>◇ 権限・財源・責任の明確化という観点から、ナショナル・ミニマムにあたる義務的な事務については、国が全額を負担する制度とすべきです。</p> <p>(ローカル・オプティマムの財源は原則地方税)</p> <p>◇ ローカル・オプティマムにあたる、地方の最適水準のための仕事の財源は、原則地方税で賄うべきです。そのためには、税源移譲による地方税の充実が求められます。</p> <p>◇ なお、税源移譲の対象税目については、偏在性の低い地方消費税を中心に検討すべきと考えます。</p>	<p>(改革後の財源のあり方)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年12月に設置された地域主権戦略会議において、ひも付き補助金の一括交付金化とあわせ、ナショナル・ミニマムへの全額国庫負担制度の導入等の提言を行った。 ・第3回以降の地域主権戦略会議においても、国と地方の役割分担を明確にし、それぞれの権限・財源・責任で施策を実施するとの観点から、広域地方政府と基礎地方政府の役割分担や、一括交付金の制度設計に当たった課題提起などの提言を順次実施している。 	財務部 財政課
		<p>○地方交付税は、引き続き地方の必要額を確保</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>◇ ナショナル・ミニマムへの国の全額負担制度の導入は、地方交付税の減少に直結させるべきものではありません。ナショナル・ミニマムに関しての国の全額負担後も、十分な税源移譲がなされるまでの間は、地方固有の財源である地方交付税についてはその必要額を確保していく必要があるものと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 恒常的な地方財源不足の解消 (22年の財源不足額は過去最大の18.2兆円) ② 今後、さらなる財政需要の発生が見込まれること <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時財政対策債の償還に要する経費等の累増 ・ 老朽化した社会資本への対応(※1) など ③ 財政力格差是正の必要性(※2) <p>(※1) 高度経済成長期に建設された橋りょう等、既存の都市基盤施設の老朽化がすすんでいることから、今後発生する維持管理や更新のための巨額の費用についても、適切に地方財政計画に所要額を計上していく必要があります。</p> <p>(※2) 一般的には、税源に偏在があるため、税源移譲によって地域間格差は拡大します。</p>	<p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度新設された地域自主戦略交付金については、25年度から各省庁の交付金等に移行され、廃止されることとなったが、こうした交付金の今後のあり方は不透明な状況。引き続き、国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化に向けて国に対して提言していく。 ・今後も、全国知事会等を通じて、地方税財源の充実を求めていく。 	
		<p>○国と地方の協議による早期具体化</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>◇ 国は、今般、「地域主権戦略大綱」を策定しましたが、地域主権確立のため、地方税財源の充実確保について、真摯に取り組まれることを求めます。</p> <p>◇ なお、具体的な制度設計については、国と地方の協議の場などで、国・地方が対等の立場で協議・調整しながらすすめるよう求めます。</p>		

(2) 社会 保 障 制 度

区 分	本プラン計画期間中及び「将来の姿」として実現をめざすもの
○国への制度提言(社会保障関係)の実現による府負担額軽減	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 (平成21年度決算額ベース:約370億円) ①決算額と基準財政需要額のかい離の是正 約160億円 ②具体的な制度提言の実現(現時点試算可能なもの) 約210億円 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止 約10億円 ・国民健康保険の保険者間調整の強化 約10億円 ・福祉医療費助成の国制度化 約190億円 ◇ 「将来の姿」として実現をめざすもの ナショナル・ミニマムの全額国庫負担化による負担軽減額 (平成21年度決算額ベース:約2,000億円-α) ※αは地方財政上の取扱いが変更された場合に生じる減

番号	項 目	提 言 内 容	提 言 及 び 実 現 の 状 況	担 当 部 局 ・ 室 課																																																																													
1	社会保障関係の基準財政需要額の充実	<p>○社会保障関係の府決算額と基準財政需要額のかい離の是正 [提言先 総務省]</p> <p>◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 決算額と基準財政需要額のかい離の是正 約160億円</p> <p>【社会保障関係経費の対比(主要分野別)H21決算見込】 (基準財政需要額-決算見込額=かい離額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>◇生活保護制度</td> <td style="text-align: right;">34億円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">37億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲3億円</td> </tr> <tr> <td>◇児童扶養手当等</td> <td style="text-align: right;">189億円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">182億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">7億円</td> </tr> <tr> <td>◇国民健康保険制度</td> <td style="text-align: right;">674億円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">708億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲34億円</td> </tr> <tr> <td>◇後期高齢者医療制度</td> <td style="text-align: right;">648億円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">680億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲32億円</td> </tr> <tr> <td>◇公費負担医療制度</td> <td style="text-align: right;">104億円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">138億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲34億円</td> </tr> <tr> <td>◆介護保険制度</td> <td style="text-align: right;">664億円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">692億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲28億円</td> </tr> <tr> <td>◆障がい者関係</td> <td style="text-align: right;">196億円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">234億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲38億円</td> </tr> </table> <p>◇:ナショナルミニマムとして整理 ◆:ナショナル・スタンダードとして整理</p>	◇生活保護制度	34億円	-	37億円	=	▲3億円	◇児童扶養手当等	189億円	-	182億円	=	7億円	◇国民健康保険制度	674億円	-	708億円	=	▲34億円	◇後期高齢者医療制度	648億円	-	680億円	=	▲32億円	◇公費負担医療制度	104億円	-	138億円	=	▲34億円	◆介護保険制度	664億円	-	692億円	=	▲28億円	◆障がい者関係	196億円	-	234億円	=	▲38億円	<p>(決算額と基準財政需要額のかい離の是正)</p> <p>評価:×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・25年9月に総務省に対して、社会保障制度への単位費用の充実や補正係数の改善について、地方交付税法に基づく意見申出を行った。</p> <p>【制度の改善状況】※H26.1時点26年度単位費用は未確定 ○(参考)25年度単位費用 (「地方交付税法等の一部を改正する法律」) ・生活保護費 +2.4%(24年度比) ・社会福祉費 +2.5%(") ・衛生費 0.0%(") ・高齢者保健福祉費(65歳以上) +4.4%(") ・ " (70歳以上) +4.4%(")</p> <p>(参考)H24決算ベースかい離額 約104億円 (H24基準財政需要額-H24決算額=かい離額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>◇生活保護制度</td> <td style="text-align: right;">36億円-</td> <td style="text-align: right;">37億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲1億円</td> </tr> <tr> <td>◇児童扶養手当等</td> <td style="text-align: right;">227億円-</td> <td style="text-align: right;">228億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲1億円</td> </tr> <tr> <td>◇国民健康保険</td> <td style="text-align: right;">867億円-</td> <td style="text-align: right;">842億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">25億円</td> </tr> <tr> <td>◇後期高齢者医療制度</td> <td style="text-align: right;">776億円-</td> <td style="text-align: right;">836億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲60億円</td> </tr> <tr> <td>◇公費負担医療制度</td> <td style="text-align: right;">162億円-</td> <td style="text-align: right;">166億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲4億円</td> </tr> <tr> <td>◆介護保険制度</td> <td style="text-align: right;">789億円-</td> <td style="text-align: right;">796億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲8億円</td> </tr> <tr> <td>◆障がい者関係</td> <td style="text-align: right;">271億円-</td> <td style="text-align: right;">325億円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">▲55億円</td> </tr> </table>	◇生活保護制度	36億円-	37億円	=	▲1億円	◇児童扶養手当等	227億円-	228億円	=	▲1億円	◇国民健康保険	867億円-	842億円	=	25億円	◇後期高齢者医療制度	776億円-	836億円	=	▲60億円	◇公費負担医療制度	162億円-	166億円	=	▲4億円	◆介護保険制度	789億円-	796億円	=	▲8億円	◆障がい者関係	271億円-	325億円	=	▲55億円	財務部 財政課
◇生活保護制度	34億円	-	37億円	=	▲3億円																																																																												
◇児童扶養手当等	189億円	-	182億円	=	7億円																																																																												
◇国民健康保険制度	674億円	-	708億円	=	▲34億円																																																																												
◇後期高齢者医療制度	648億円	-	680億円	=	▲32億円																																																																												
◇公費負担医療制度	104億円	-	138億円	=	▲34億円																																																																												
◆介護保険制度	664億円	-	692億円	=	▲28億円																																																																												
◆障がい者関係	196億円	-	234億円	=	▲38億円																																																																												
◇生活保護制度	36億円-	37億円	=	▲1億円																																																																													
◇児童扶養手当等	227億円-	228億円	=	▲1億円																																																																													
◇国民健康保険	867億円-	842億円	=	25億円																																																																													
◇後期高齢者医療制度	776億円-	836億円	=	▲60億円																																																																													
◇公費負担医療制度	162億円-	166億円	=	▲4億円																																																																													
◆介護保険制度	789億円-	796億円	=	▲8億円																																																																													
◆障がい者関係	271億円-	325億円	=	▲55億円																																																																													

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
2	生活保護制度	<p>○対象者に応じた支援スキームの構築</p> <p>①生活保護の一手手前のボーダーライン層を支援する「第2のセーフティネット」の構築</p> <p>②稼働年齢層と高齢者層を区分した仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働年齢層(原則15歳以上、65歳未満)を対象とする新たな就労支援制度の導入 ・高齢者層のための新たな生活保障の仕組みに見直し <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ ボーダーライン層が生活保護制度に移行しないよう、期間を限定し、就労支援と生活安定に必要な種類の支援を定額支給する新たな制度を創設すべき。</p> <p>◇ 稼働年齢層への対策は就労促進が最も重要であり、これを集中的・効果的にするため、就労へのインセンティブを高めるとともに、自立への自助努力を義務づけ、PDCAサイクルにより一定期間ごとに効果を評価して、必要に応じて支援を更新する制度を導入すべき。</p> <p>◇ 経済的自立が困難な高齢者層には、生活保障を主とした生活保障給付(仮称)を導入する。その際には、年金保険料納付のインセンティブともなる年金の加入期間に応じた加算などを検討すべき。</p>	<p>(対象者に応じた支援スキーム構築)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年7月、厚生労働省に対し、対象者に応じた支援スキーム構築に関する要望を行った。〈部単独要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対して、同提言を行った。 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年7月、厚生労働省に対し、対象者に応じた支援スキーム構築に関する要望を行った。〈部単独要望〉 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年7月、厚生労働省に対し、対象者に応じた支援スキーム構築に関する要望を行った。〈部単独要望〉 ・24年8月、厚生労働省に対し、生活保護制度の適正化について要望を行った。〈市長会、町村長会と共同要望〉 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年7月 厚生労働省に対し、対象者に応じた支援スキーム構築に関する要望を行った。〈部単独要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年10月に「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(求職者支援法)が施行されたことにより、限定的ではあるが提言の一部が実現した。 ・24年4月、厚生労働省において、社会保障審議会特別部会を設置し、保護制度の見直しも含めた議論を開始。大阪府も全国知事会代表として参画。 ・24年7月、社会保障審議会特別部会の「生活支援戦略」中間まとめの中で、生活保護制度の見直しが提示されたが、詳細は今後検討される見込み。 ・25年1月、社会保障審議会特別部会から厚生労働省へ議論の結果をまとめた報告書を提出。 ・25年12月 就労による自立を促進することなどを目的とした生活保護法改正法及び生活困窮者に対する自立を支援する新たな法律が成立(25年7月全面施行)したことにより、提言の一部が実現した。 	福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
2	※つづき 生活保護制度	○医療扶助のあり方検討 [提言先 厚生労働省]	◇ 被保護者に医療の適正な受診意識を高めてもらうとともに、健康管理への意欲を高めてもらうことが重要であるため、利用者への医療費通知の制度化、利用者が医療扶助を受けた場合の一部負担(償還払い)の導入、生活習慣病予防のための健康管理や治療を適切に実施するための「かかりつけ医療機関限定の医療証」の導入の可能性について、専門的に検討すべき。	<p>(医療扶助のあり方検討)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年7月、厚生労働省に対し、医療扶助のあり方検討に関する要望を行った。〈部単独要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、医療扶助のあり方検討に関する要望を行った。〈部単独要望〉 (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、医療扶助のあり方検討に関する要望を行った。〈部単独要望〉 ・24年8月、厚生労働省に対し、生活保護制度の適正化について要望を行った。〈市長会、町村長会と共同要望〉 (25年度) ・25年7月、厚生労働省に対し、医療扶助のあり方検討に関する要望を行った。〈部単独要望〉</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・24年4月においては、提言内容は実現していない。 ・24年4月、厚生労働省において、社会保障審議会特別部会を設置し、保護制度の見直しも含めた議論を開始。大阪府も全国知事会代表として参画。 ・24年7月、社会保障審議会特別部会の「生活支援戦略」中間まとめの中で、生活保護制度の見直しが提示されたが、詳細は今後検討される見込み。 ・25年1月、社会保障審議会特別部会から厚生労働省へ議論の結果をまとめた報告書を提出。 ・政府は、保護費の半分を占める医療扶助など450億円削減する方針を打ち出したものの、後発医薬品の使用義務づけは見送られた。 ・25年12月生活保護法改正法成立 医療扶助の適正化として、指定医療機関の指定(取消)基準の明確化、指定の更新、後発医薬品の使用の促進(医師が使用を認めている場合)等が定められたが、提言内容については、実現していない。 ・今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p>	福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
3	国民健康保険制度	<p>○国保の広域化(都道府県単位)の推進</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 財政基盤の安定、負担の公平化、事務の効率化など、広域化によるスケールメリットを勘案し、国保の広域化の推進に向け、都道府県と市町村の役割分担を明確にした上で、法改正を含めた検討を行うべき。</p>	<p>(国保の広域化(都道府県単位)の推進)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年7月、厚生労働省に対し、国保の広域化に関する要望を行った。〈部単独要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 ・22年10月、厚生労働省に対し、同要望を行った。〈市長会、町村長会と共同要望〉 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年7月、厚生労働省に対し、国保の広域化に関する要望を行った。〈部単独要望〉 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年7月、厚生労働省に対し、国保の広域化に関する要望を行った。〈部単独要望〉 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年7月、厚生労働省に対し、国保の広域化に関する要望を行った。〈部単独要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年11月、政府は社会保障制度改革国民会議を設置し、医療保険制度を含む社会保障制度改革について検討を開始した。 ・自民党は、国保の都道府県単位化を進めることとしているので、府が提言しているような制度となるよう議論の方向性を注視していく必要がある。 ・今後も引き続き、「市町村との適切な役割分担」のもと「国の責任」が明確となった形で国保の広域化がなされるよう求めていく。 ・25年8月、社会保障制度改革国民会議報告書が出され、国保に係る財政運営の責任を担う主体(保険者)を都道府県とするとされた。 ・25年12月、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(プログラム法案)が成立(プログラム法案の主な内容) <p>* 27年国民健康保険法案提出、他26～29年度順次実施 国保の都道府県化は、29年度までに実施 70～74歳の一部負担金の見直しと高額療養費の見直し 国保保険料の賦課限度額の見直し など</p>	<p>福祉部 国民健康保険課</p>

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
3	※つづき 国民健康保険制度	○低所得者対策等の充実 [提言先 厚生労働省]	◇ 近年の社会経済情勢の変化により、無職者や低所得者、高齢者の加入割合が増加し、他の医療保険に比べて所得に占める保険料負担率が高いため、他の医療保険と同水準となるように、国において必要な財政措置を講じるべき。 また、低所得者への対応は全国単位で対応すべき課題であることから「保険基盤安定制度」は国の負担で対応するべき。	<p>(低所得者対策等の充実)</p> <p>評価: △</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年7月、厚生労働省に対し、低所得者対策等の充実に関する要望を行った。〈部単独要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、低所得者対策等の充実に関する要望を行った。〈部単独要望〉 (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、低所得者対策等の充実に関する要望を行った。〈部単独要望〉 (25年度) ・25年7月、厚生労働省に対し、低所得者対策等の充実に関する要望を行った。〈部単独要望〉</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・新たな低所得者対策として、2,200億円の財源を基盤安定化に充てることが示されたが、明確な試算が無く、十分なものであるかは不明。 ・また、財源構成が未だに示されておらず、地方への負担を増加させるものとならないよう注視する必要がある。 ・今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。 (26年度) ・低所得者に対する保険料軽減の対象世帯の拡大(500億円)については、26年度から実施。軽減対象となる所得基準額を引き上げる。 (2割、5割軽減の拡大) ①2割軽減の拡大 (現行) 【給与収入 約223万円、3人世帯】 (改正後) 【給与収入 約266万円、3人世帯】 ②5割軽減の拡大 (現行) 【給与収入 約147万円、3人世帯】 (改正後) 【給与収入 約178万円、3人世帯】 ・低所得が多く加入する保険者への財政支援の拡充(1,700億円)については、26年度は見送り。引き続き早期実施に向けて求めていく。</p>	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
3	※つづき 国民健康保険制度	○保険者間調整の強化	<p>◇ 国保は、60歳以上の被保険者の加入割合が高いことから、他の医療保険制度に比べて保険給付費が高いため、現行の前期高齢者(65歳～74歳)の財政調整の対象年齢を60歳まで引き下げること、保険者間の調整機能を拡充すべき。</p> <p>◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 国民健康保険の保険者間調整の強化 約10億円</p>	<p>(保険者間調整の強化)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年7月、厚生労働省に対し、保険者間調整の強化に関する要望を行った。＜部単独要望＞ ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年7月、厚生労働省に対し、保険者間調整の強化に関する要望を行った。＜部単独要望＞ <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年7月、厚生労働省に対し、保険者間調整の強化に関する要望を行った。＜部単独要望＞ <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年7月、厚生労働省に対し、保険者間調整の強化に関する要望を行った。＜部単独要望＞ <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で対象年齢の引き下げがなされていない。 ・今後も引き続き、国保の広域化の推進など、財政基盤の安定に向けた国における制度改正の状況を注視しつつ、必要に応じ、適切な措置が講じられるよう求めていく。 	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
3	※つづき 国民健康保険制度	○国庫負担金の減額措置の廃止 [提言先 厚生労働省]	◇ 医療費助成制度などの単独事業の実施に伴う、国保への国庫負担金の減額措置については、合理的理由がなく、国が負うべき責務を担っている自治体の努力を阻害するものであり、直ちに廃止すべき。 ◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止 約10億円	<p>(国庫負担金の減額措置の廃止)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、厚生労働省に対し、国庫負担金の減額措置の廃止に関する要望を行った。＜府最重点要望＞ ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 ・22年10月、厚生労働省に対し、同要望を行った。＜市長会、町村長会と共同要望＞ (23年度) <ul style="list-style-type: none"> ・23年6月、厚生労働省に対し、国庫負担金の減額措置の廃止に関する要望を行った。＜府最重点要望＞ ・23年9月、厚生労働省に対し、同要望を行った。＜市長会、町村長会と共同要望＞ (24年度) <ul style="list-style-type: none"> ・24年6月、厚生労働省に対し、国庫負担金の減額措置の廃止に関する要望を行った。＜府最重点要望＞ ・24年9月、厚生労働省に対し、同要望を行った。＜市長会、町村長会と共同要望＞ (25年度) <ul style="list-style-type: none"> ・25年6月、厚生労働省に対し、国庫負担金の減額措置の廃止に関する要望を行った。＜府最重点要望＞ ・25年8月、厚生労働省に対し、同要望を行った。＜市長会、町村長会と共同要望＞ <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で国庫負担金減額措置の廃止は 実現していない。 ・今後も引き続き、合理的な理由のない国庫負担金減額措置は直ちに廃止するよう、強く求めていく。 </p> </p>	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	※つづき 国民健康保険制度	○医療費適正化のより一層の推進等 [提言先 厚生労働省]	◇ ジェネリック医薬品の一層の普及を図るとともに、日常の健康づくりをはじめ、特定健診・特定保健指導を推進するための関係機関の連携体制を確立し、様々な生活習慣リスクと疾病リスクについてバランスのとれた総合的かつ切れ目のない生活習慣病対策に再構築すべき。	<p>(医療費適正化のより一層の推進等)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年6月、厚生労働省に対し、特定健康診査・特定保健指導の充実に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉 (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、特定健康診査・特定保健指導の充実に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉 (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、特定健康診査・特定保健指導の充実に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉 (25年度) ・25年7月、厚生労働省に対し、特定健康診査・特定保健指導の充実に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ○ジェネリック医薬品の普及促進 ・23年度に国保連合会において、先発医薬品と後発医薬品の差額通知を作成するシステムが構築され、このシステムを利用できることとなった。 ・25年4月、後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップが策定された。 ○医療費適正化計画 ・24年9月、国において、医療費適正化計画基本方針が改正され、ジェネリック医薬品の使用促進の項目が新設された。</p>	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
3	※つづき 国民健康保険制度	○レセプト等データの有効活用に向けた方策 [提言先 厚生労働省]	◇ 国保・被用者保険・高齢者医療制度のレセプト等データの早期オンライン化をすすめるとともに、地域ごとの疾病構造の特徴や受診動向を的確に把握し医療費適正化対策を効果的に推進するため、地域単位での有効活用が図れるよう個人情報保護等に配慮した必要な制度改正を行うべき。	<p>(レセプト等データの有効活用に向けた方策)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年6月、厚生労働省に対し、レセプト等データの有効活用に向けた方策に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉 (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、レセプト等データの有効活用に向けた方策に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉 (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、レセプト等データの有効活用に向けた方策に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉 (25年度) ・25年7月、厚生労働省に対し、レセプト等データの有効活用に向けた方策に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・25年6月に閣議決定された日本再興戦略において、レセプト等データの利活用促進をめざすとされた。 ・国において「レセプト 情報等の提供に関する有識者会議」が設置された。また、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインが25年8月に改正され、レセプト情報の提供については、2年間の試行期間を経て実施されている。 ・政府IT戦略推進本部が、2015年までに電子カルテ等のシステムを実現することにより、生涯を通じた健康管理を行うことができる態勢を作ることが掲げられている。</p>	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
4	後期高齢者医療制度	○新しい高齢者医療制度への移行 [提言先 厚生労働省]	◇ 新たな制度への移行にあたっては、高齢者にとっての適切な負担水準(低所得者への対応含む)、現役世代と高齢者の支え合いや、公費負担及び保険者のあり方、国保財政への影響等を十分勘案し、地方をはじめ関係者と十分協議の上、円滑に実施すべき。	<p>(新しい高齢者医療制度への移行)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) <ul style="list-style-type: none"> ・22年7月、厚生労働省に対し、新しい高齢者医療制度への移行に関する要望を行った。〈部単独要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 ・22年10月、厚生労働省に対し、同要望を行った。〈市長会、町村長会と共同要望〉 (23年度) <ul style="list-style-type: none"> ・23年6月、厚生労働省に対し、新しい高齢者医療制度への移行に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・23年7月、厚生労働省に対し、同要望を行った。〈部単独要望〉 (24年度) <ul style="list-style-type: none"> ・24年6月、厚生労働省に対し、新しい高齢者医療制度への移行に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・24年7月、厚生労働省に対し、同要望を行った。〈部単独要望〉 (25年度) <ul style="list-style-type: none"> ・25年6月、厚生労働省に対し、新しい高齢者医療制度への移行に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・25年7月、厚生労働省に対し、同要望を行った。〈部単独要望〉 </p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・24年6月に、民主、自民、公明による三党合意「今後の高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ること」とされた。 ・24年11月、政府は社会保障制度改革国民会議を設置し、医療保険制度を含む社会保障制度改革について検討を開始した。 ・25年8月、社会保障制度改革国民会議の報告書において「現行制度を基本とし必要な改善を行っていくことが適当」とされた。 </p>	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
5	介護保険制度 [提言先 厚生労働省]	○保険料・利用者負担のあり方	<p>◇ 介護保険料の急激な上昇に対応するため、個人単位の賦課制度の導入や保険料の算定に定額制と定率制を組み合わせるなど、低所得の高齢者が無理なく負担できる仕組みを創設すべき。</p> <p>◇ 負担の公平と保険財政の安定を図るため、預金や不動産などの資産の保有状況を保険料の決定に反映する仕組みや被保険者の拡大(例40歳以上→20歳以上)について、早急に検討をすすめるべき。なお、新たな負担を導入する場合には、その必要性について十分周知を図り、国民合意を得るように努めるべき。</p>	<p>(保険料・利用者負担のあり方)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年5月、第5期に向けた介護保険制度改革の論点を整理し、厚生労働省と意見交換を実施。 ・22年7月、厚生労働省に対し、グループホームを補足給付の対象とすることなど、低所得者対策の充実等に関する提案・要望を行った。<部単独要望> (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、グループホームを補足給付の対象とすることなど、低所得者対策の充実等に関する提案・要望を行った。<部単独要望> (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、グループホームを補足給付の対象とすることなど、低所得者対策の充実等に関する提案・要望を行った。<部単独要望> (25年度) ・25年7月、厚生労働省に対し、グループホームを補足給付の対象とすることなど、低所得者対策の充実等に関する提案・要望を行った。<部単独要望></p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・22年11月に社会保障審議会介護保険部会が制度改正についての意見をとりまとめた。 ⇒個人単位の賦課や定額制と定率制の組み合わせ等については記載がなく、また、被保険者の拡大については今後さらに検討することとしている。 ・23年6月、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立。 ・【基本的考え方】 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指す。 ⇒負担のあり方については、財政安定化基金の活用による保険料抑制を盛り込んでいるのみ ・23年10月、社会保障審議会介護保険部会が再開され、社会保障・税一体改革における介護分野の課題について検討。 ・24年2月、政府は社会保障・税一体改革について介護分野では、2号被保険者の総報酬割の導入の検討、低所得者の保険料負担軽減の検討を内容とする大綱をまとめた。 ・24年11月、政府は社会保障制度改革国民会議を設置し、介護分野を含む社会保障制度改革について検討を開始した。 ・25年8月、社会保障制度改革国民会議において、社会保障制度改革のための報告書を取りまとめた。 ・25年12月、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立 ・府の提言にある低所得者対策の充実等制度改革の実現に向け、今後も国へ働きかけていく。</p>	福祉部 高齢介護室 介護支援課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
5	※つづき 介護保険制度	○要介護認定等の事務のあり方 [提言先 厚生労働省]	◇ 被保険者の負担、保険者の事務や経費の負担等の軽減を図るため、要介護状態区分の見直しや認定の有効期間の延長などによる手続きの簡素化等、要介護認定にかかる手続きの見直しを行うこと。	<p>(要介護認定等の事務のあり方)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年7月、厚生労働省に対し、認定の有効期間の延長などによる要介護認定事務の簡素・合理化について提言を行った。 ＜部単独要望＞ ・22年9月、厚生労働省に対し、要介護認定事務の効率化・簡素化に関する要望を行った。＜近畿府県合同で要望＞ (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、認定の有効期間の延長などによる要介護認定事務の簡素・合理化について提言を行った。 ＜部単独要望＞ (24年度) ・24年5月に厚生労働省に対し、認定の有効期間の延長などによる要介護認定事務の簡素・合理化について提言を行った。 ＜全国民生部長会＞ ・厚生労働省に対し、認定の有効期間の延長などによる要介護認定事務の簡素・合理化について提言を行った。＜部単独要望＞ (25年度) ・25年5月に厚生労働省に対し、認定の有効期間の延長などによる要介護認定事務の簡素・合理化について提言を行った。 ＜全国民生部長会＞ ・厚生労働省に対し、認定の有効期間の延長などによる要介護認定事務の簡素・合理化について提言を行った。＜部単独要望＞</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・省令の改正が行われ、認定の有効期間が一部延長されることとなった(23年4月・24年4月施行)。 ・引き続き、その他の事務手続きの簡素・合理化に向けて、必要な提言を行っていく。</p>	福祉部 高齢介護局 介護支援課

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
6	障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付	<p>○自立した生活のための支援 [提言先 厚生労働省]</p> <p>◇現在検討されている新しい制度において、障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域移行・地域生活支援や雇用・就労を促進するための実効ある仕組みを設けるべき。</p> <p>◇また実効性を高めるために、必要に応じて、例えば雇用法制など関係制度の見直しも検討するべき。</p> <p>◇利用者負担については、22年度から新たに軽減措置が講じられているが、法律上も応能負担を原則とすることで、低所得者の障がい者の方も無理なく安心してサービスを受けながら、自立した生活を営めるような制度とするべき。</p>	<p>(自立した生活のための支援)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年7月、厚生労働省に対し、地域移行支援策の充実強化、雇用・就労対策の強化等について要望を実施。 ・また、利用者負担について応能負担を原則とすること等、現行制度においても必要な改善措置を講じるよう要望を行った。 <部単独要望> (23年度) ・23年3月、厚生労働省に対し、障害者自立支援法に代わる新たな総合福祉法制での、地域移行・地域生活支援のさらなる推進のあり方について提言を行った。 ・23年7月、厚生労働省に対し、地域移行支援策の充実強化、雇用・就労対策の強化等について要望を行った。<部単独要望> ・23年8月、厚生労働省に対し、長期入院・入所者の更なる地域移行の推進や、就労移行の充実などについて、提言を行った。 (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、地域移行・地域生活支援策や雇用・就労対策の充実強化等について要望を行った。<部単独要望> ・24年8月、厚生労働省に対し、長期入院・入所者の更なる地域移行の推進や、就労移行の充実などについて、提言を行った。 (25年度) ・25年7月、厚生労働省に対し、地域移行・地域生活支援策や雇用・就労対策の充実強化等について要望を行った。 <部単独要望> ・25年8月、厚生労働省に対し、長期入院・入所者の更なる地域移行の推進や、就労移行の充実などについて、提言を行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・22年12月、障害者自立支援法等の一部改正法が成立し、応能負担を原則とする利用者負担の見直し等が行われた。(24年4月から施行) ・24年6月、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が成立し、25年4月1日より施行された。 ・常時介護を要する障がい者に対する支援、移動支援、就労支援などの障がい者福祉サービスの在り方や、障がい程度区分に代わる障がい支援区分の認定を含めた支給決定の在り方など、障がい者制度改革推進会議の「総合福祉部会」で「骨格提言」が出された。 ・「骨格提言」に位置付けられた内容の多くが検討項目とされており、引き続き、新制度検討状況を注視しながら、必要な提言を行っていく。</p>	福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
6	※つづき 障害者自立支援法に 基づく福祉サービス 給付	○客観的なルールの創設 [提言先 厚生労働省]	◇ 支給決定を行うにあたっての客観的なルール・基準を設けるべき。	<p>(客観的なルールの創設)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年7月、厚生労働省に対し、支給決定手続きや基準の透明化、明確化について要望を行った。 ・23年3月、厚生労働省に対し、障害者自立支援法に代わる新たな総合福祉法制での、支給決定プロセスにおける客観的なルール・基準のあり方について提言を行った。 (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、支給決定手続きや基準の透明化、明確化について要望を行った。＜部単独要望＞ (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、支給決定手続きや基準の透明化、明確化について要望を行った。＜部単独要望＞ ・24年8月、厚生労働省に対し、障がい支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について提言を行った。 (25年度) ・25年7月、厚生労働省に対し、支給決定手続きや基準の透明化、明確化について要望を行った。＜部単独要望＞ ・25年8月、厚生労働省に対し、障がい支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について提言を行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・24年6月、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が成立し、25年4月1日より施行された。 ・障がい程度区分に代わる障がい支援区分の認定を含めた支給決定の在り方など、障がい者制度改革推進会議の「総合福祉部会」で「骨格提言」が出された。 ・「骨格提言」に位置付けられた内容の多くが検討項目とされており、引き続き、新制度検討状況を注視しながら、必要な提言を行っていく。</p>	福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
7	公費負担医療制度	<p>(難病対策事業) ○特定疾患治療研究事業の法制化</p> <p>(当面の変更) ○補助金の超過負担の解消</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>(難病対策事業) ◇ 現在のような要綱による患者の支援ではなく、難病対策における保健・福祉・医療サービスの充実を図るため、責任と役割を明確にした法制度を構築すべき。</p> <p>(当面の変更) ◇ 都道府県の超過負担が解消されるよう、必要な予算措置を行うべき。</p>	<p>(特定疾患治療研究事業の法制化)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年6月、厚生労働省に対し、特定疾患治療研究事業の法制化に関する要望を行った。〈府最重点〈要望〉〉 ・25年6月、厚生労働省に対し、全国衛生部長会として要望を行った。 ・25年7月、厚生労働省に対し、要望を行った。〈部単独要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度においては、提言内容は実現せず。 ・25年12月、厚生労働省難病対策委員会において、法制化を含めた難病対策の改革に向けた取組について(報告書)がまとめられた。 ・26年度政府予算では、都道府県の超過負担は縮減。また、26年通常国会に難病対策の改革に必要な法案の提出が予定されており、27年1月(予定)から、都道府県の超過負担の解消を図るとともに新たな公平かつ安定的な医療費助成制度を確立し、対象疾患の拡大を図ることとされた。 	健康医療部 保健医療室 健康づくり課
7	※つづき 公費負担医療制度	<p>(難病対策事業) ○特定疾患治療研究事業の法制化</p> <p>(当面の変更) ○補助金の超過負担の解消</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>(難病対策事業) ◇ 現在のような要綱による患者の支援ではなく、難病対策における保健・福祉・医療サービスの充実を図るため、責任と役割を明確にした法制度を構築すべき。</p> <p>(当面の変更) ◇ 都道府県の超過負担が解消されるよう、必要な予算措置を行うべき。</p>	<p>(補助金の超過負担の解消)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年6月、厚生労働省に対し、特定疾患治療研究事業の法制化に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・25年6月、厚生労働省に対し、全国衛生部長会として要望を行った。 ・25年7月、厚生労働省に対し、要望を行った。〈部単独要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度は国予算が増額されたが、都道府県の超過負担解消には至っていない。 ・25年12月、厚生労働省難病対策委員会において、法制化を含めた難病対策の改革に向けた取組について(報告書)がまとめられた。 ・26年度政府予算では、都道府県の超過負担は縮減。また、26年通常国会に難病対策の改革に必要な法案の提出が予定されており、27年1月(予定)から、都道府県の超過負担の解消を図ることとされた。 	

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
7	※つづき 公費負担医療制度	<p>(福祉医療費助成制度)</p> <p>○ 事実上のナショナル・ミニマムである状況を踏まえ、国において制度化</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 福祉医療費助成については、すべての都道府県で実施されており、事実上のナショナル・ミニマムである状況を踏まえ、国において制度化されるべき。</p> <p>◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 福祉医療費助成の国制度化 約190億円</p>	<p>(福祉医療費助成制度の国における制度化)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、厚生労働省に対し、福祉医療費助成制度の国における制度化に関する要望を行った。＜府最重点要望＞ ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 ・22年10月、厚生労働省に対し、同要望を行った。＜市長会、町村長会と共同要望＞ <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年6月、厚生労働省に対し福祉医療費助成制度の国における制度化に関する要望を行った。＜府最重点要望＞ ・23年9月、厚生労働省に対し、同要望を行った。＜市長会、町村長会と共同要望＞ <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年6月、厚生労働省に対し、福祉医療費助成制度の国における制度化に関する要望を行った。＜府最重点要望＞ ・24年9月、厚生労働省に対し、同要望を行った。＜市長会、町村長会と共同要望＞ <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年6月、厚生労働省に対し、福祉医療費助成制度の国における制度化に関する要望を行った。＜府最重点要望＞ ・25年8月、厚生労働省に対し、同要望を行った。＜市長会、町村長会と共同要望＞ <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で提言内容は実現していない。 ・この制度が事実上のナショナル・ミニマムであり、地域によってサービス水準に格差が生じていることは好ましくないことから、引き続き、国が果たすべき役割として制度化を強く求めていく。 	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
8	児童扶養手当 ○自助努力の着実な反映 ○正規雇用の促進 [提言先 厚生労働省]		<p>◇ 母子家庭の母が、就労へのインセンティブが付与されるよう、就労収入の増加に伴い可処分所得を着実に伸ばすため、児童扶養手当の基準の見直しや、税制上の寡婦控除を定額控除から定率控除へ転換し、収入が増えたと控除額も増加するなど、母親の自助努力が報われる仕組みとするべき。</p> <p>◇ 国の責任において、母親の非正規雇用を正規雇用した場合に、企業に対して支給する母子家庭の正規雇用を促進するための「奨励金制度」の仕組みを検討するべき。</p>	<p>(自助努力の着実な反映)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年7月、厚生労働省に対し、児童扶養手当制度に関する要望を行った。＜部単独要望＞ (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、児童扶養手当制度に関する要望を行った。＜部単独要望＞ (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、児童扶養手当制度に関する要望を行った。＜部単独要望＞ (25年度) ・25年7月、厚生労働省に対し、児童扶養手当制度に関する要望を行った。＜部単独要望＞</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・現時点で提言内容は実現していない。 ・今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p> <hr/> <p>(正規雇用の促進)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年7月、厚生労働省に対し、「奨励金制度」の仕組みに関する要望を行った。＜部単独要望＞ (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、児童扶養手当制度に関する要望を行った。＜部単独要望＞ (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、児童扶養手当制度に関する要望を行った。＜部単独要望＞ (25年度) ・25年7月、厚生労働省に対し、特定求職者雇用開発助成金をはじめとするインセンティブの充実に関する要望を行った。＜部単独要望＞</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・現時点で提言内容は実現していない。 ・今後も商工労働部とも連携し引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p>	福祉部 子ども室 家庭支援課

(3) その他の制度改善等

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
1	公営住宅制度	<p>○住宅セーフティネットの新たな仕組みの構築(抜本的な制度改善提言)</p> <p>・新たな住宅セーフティネットとしてバウチャー制度 ・バウチャー制度の実施にあたり、公営住宅家賃補助の国費による財源措置</p> <p>(当面の変更) ・用途廃止事業における明渡し請求権付与</p> <p>[提言先 内閣府・国土交通省]</p>	<p>(新たな住宅セーフティネットとしてのバウチャー制度)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度～) ・22年度より、住宅まちづくり部、福祉部による検討体制のもと、制度設計等について検討を行った。 (23年度) ・制度案検討にあたって、専門家からの意見聴取や国土交通省、厚生労働省との意見交換を実施。 ・24年3月、検討を踏まえた住宅バウチャー制度について、国に対し制度提案を実施。 (24年度) ・24年6月 国の生活困窮者対策の検討の場で、住宅バウチャー制度について提示。 ・24年7月、住宅セーフティネットの確立・強化へ向け、国(国交省・厚労省)への提案・要望を実施。<部単独要望></p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・住宅バウチャー制度については、国へ提案を行ったものの、財源の確保など、さらに検討を要する点も多く、すぐに制度創設に至る状況にないが、今後も機会を捉え、国へ働きかけを行う。</p>	<p>住宅まちづくり部 住宅まちづくり総務課 居住企画課</p> <p>福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室</p>
		<p>◇ 民間賃貸住宅ストック等を活用した新たな住宅セーフティネットとしてバウチャー制度を検討すべき。</p> <p>◇ バウチャー制度の実施にあたっては、公営住宅の家賃は市場家賃とし、家賃補助について国費による財源措置をすべき。</p> <p>◇ 管理戸数未満の建替えや、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止事業における明渡し請求権を付与すべき。</p>	<p>(建替え・用途廃止事業における明渡し請求権付与)</p> <p>評価：△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年3月、内閣府・国土交通省に対し用途廃止事業における明渡し請求権付与に関する提言を行った。 (23年度) ・23年7月、用途廃止事業における明渡し請求権付与に関して、国へ制度提言。<部単独要望> (24年度) ・24年8月、用途廃止事業における明渡し請求権付与に関して、国へ制度提言。<部単独要望></p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年6月に、公営住宅建替事業の施行要件の技術的助言が、国土交通省から通知。建替えに対する制度改善が図られた。 ・用途廃止事業における明渡し請求権の付与について、制度改善は図られていないが、事業をより円滑に推進するための方策を引き続き検討していく。</p>	<p>住宅まちづくり部 住宅経営室</p>

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
2	子ども手当	<p>○政府与党のマニフェストのとおり、国の責任で全額財源を確保すべき</p> <p>○一部を現物給付化する場合、その対象事業は、地方の判断によるものとするべき</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>(国の責任で全額財源確保)</p> <p>評価: ×</p> <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒久法としての改正児童手当法(H24.3.30成立)に基づき、新たな児童手当制度が運用されている。 <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、厚生労働省に対し、全国一律の現金給付は国の責任において実施し、その全額を国が負担するよう要望を行った<府最重点要望> ・22年7月<部単独要望>、12月<近畿ブロック知事会議要望>で同要望を行った。 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年7月、子ども手当に関する要望を行った<福祉部単独要望> ・23年11月に厚生労働省に対し、「平成24年度以降の子どもに対する手当の地方負担に対する意見」緊急提言を行った。<近畿ブロック知事会議要望> <p>(参考:近畿ブロック知事会緊急提言)</p> <p>○地方と協議の場を設けることなく行われた地方負担を求める提案は、次の通り反対し、直ちに撤回すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律に実施する現金給付であり、全額国費で賄うべき。 ・年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分は、地方固有の財源であり、その用途を子どもに対する手当に限定することは受け入れられない。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方負担は継続しているが、「国と地方の協議の場」を経て、制度が取りまとめられたものであることから、24年度以降は部単独国家要望は行っていない。 	福祉部 子ども室 家庭支援課

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
2	※つづき 子ども手当	<p>○政府与党のマニフェストのとおり、国の責任で全額財源を確保すべき</p> <p>○一部を現物給付化する場合、その対象事業は、地方の判断によるものとするべき</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>(一部現物給付化する場合の対象事業は地方判断)</p> <p>評価：－</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年12月、厚生労働省に対し、現物給付は地方の責任と創意工夫により提供できる仕組みとするとともに、財源については税財源移譲等により措置するよう要望を行った。＜近畿ブロック知事会議要望＞ <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当について、国と地方の協議の場で議論された結果、現物給付化されず、恒久的な子どものための手当制度（負担割合 国：地方＝2：1）を創設することにより、現金給付されることになった。 	福祉部 子ども室 家庭支援課
3	その他 【税制度に関する制度改善】	<p>○軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度の見直し</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>(軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度の見直し)</p> <p>評価：△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年3月、総務省に対し、軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度全般の見直しに関する要望を行った。 ・23年5月、三府県（神奈川県、愛知県、大阪府）税務主管課長会議で情報交換 <p>【交付基準の見直しの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期内完納税額について更正減額等があった場合、既交付分に係る更正減額等相当分を次回交付分から控除して徴収奨励金額を算出するように交付基準の見直しを行った（25年度交付分から適用）。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の税制論議を注視 ・過去に総務省が示した基準に基づき全国一律の交付率として現在に至っており、国においては交付率の変更は都道府県の裁量によるものとされている。本府では、既に11年度から20%を削減して交付しているが、今後、各都道府県の状況や本府の財政状況を見極めながら交付率等を検討し、決定していく。 	財務部 税務局 徴税対策課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	<p>その他</p> <p>【地域の実情に応じた施策展開に向けた制度改善】</p>	<p>○地域に密着した施策に係る税財源の移譲</p> <p>[提言先 厚生労働省・文部科学省]</p>	<p>◇ 保育などの子育て支援に関する事務や高齢者の地域参画や健康増進をすすめる施策については、地域の実情に応じ、実施主体である市町村が自主的な判断のもと事業実施すべきとの観点から、現行の国庫補助制度を廃止し、責任に見合った税財源の移譲を市町村に対して行うこと。</p>	<p>(地域に密着した施策(福祉分野)に係る税財源の移譲)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年7月、厚生労働省に対し、税財源の移譲について要望を行った。＜部単独要望＞ <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年7月、厚生労働省に対し、税財源の移譲について要望を行った。＜部単独要望＞ <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年7月、厚生労働省に対し、税財源の移譲について要望を行った。＜部単独要望＞ <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で提言内容は実現していないが、今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。 ・保育所運営費補助金(病児・病児後保育事業を含む)、放課後児童健全育成事業費補助金、子育て支援のための拠点施設整備事業費で実施している事業については、27年度本格施行予定の子ども・子育て関連3法において、市町村において実施されることとされているが、財源措置の方法等について今後検討されるため、引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。 	<p>福祉部 福祉総務課</p>
				<p>(地域に密着した施策(教育分野)に係る税財源の移譲)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年7月、文部科学省に対して、税財源の移譲について要望を行った。 ・また、24年度まで、教育コミュニティづくり推進事業内の「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」、「家庭教育支援」について、税財源の移譲とともに、一体的かつ弾力的な経費執行が可能となるよう制度改善の要望を行った。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業について申請窓口の一本化や、事業経費の執行について一定の弾力化は図られたが、税財源の移譲については進展せず。 ・今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。 	<p>教育委員会 事務局 地域教育振興課</p>

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	<p>その他</p> <p>【費用負担の適正化に向けた制度改善】</p>	<p>○肝炎対策事業の全額国庫負担化</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 肝炎対策関連事業(ウイルス検査及び医療費援助)については、肝炎対策基本法前文にも明記のとおり国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、最終の司法判断において国の責任が確定している事案を契機とする事業であることから、所要の事業費については全額国庫負担において実施すべき。</p>	<p>(肝炎対策事業の全額国庫負担化)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 25年6月、厚生労働省に対し、肝炎対策事業の全額国庫負担化に関する要望を行った。〈府重点要望〉 25年7月、厚生労働省に対し、肝炎対策事業の全額国庫負担化に関する要望を行った。〈部単独要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 25年度においては、提言内容は実現せず。これからも引き続き、必要な提言を行っていく。 現在のところ提言内容に係る26年度政府予算措置及び法改正などの具体的な動きなし。 	<p>健康医療部 保健医療室 健康づくり課</p>
3	<p>その他</p> <p>【施策ニーズに対応した制度改善】</p>	<p>○障がい児施設の職員配置基準の拡充</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 障がい児施設における看護師、栄養士など施設運営上不可欠な職員については、国の配置基準を施設の実情に合わせて見直すべき。</p>	<p>(障がい児施設の職員配置基準の拡充)</p> <p>評価: △</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年7月、厚生労働省に対し児童福祉施設職員配置基準見直し等について要望を行った。〈部単独要望〉 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 23年7月、厚生労働省に対し、障がい児施設等の職員配置や報酬体系等の見直しについて要望を行った。〈部単独要望〉 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 24年7月、厚生労働省に対し、障がい特性に応じたきめ細やかなサービス提供を実施するために必要に応じて報酬体系や基準の見直しを行うよう要望を行った。〈部単独要望〉 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 25年7月、厚生労働省に対し、障がい特性に応じたきめ細やかなサービス提供を実施するために報酬体系や基準のあり方を評価し、適切に見直しを行うよう要望を行った。〈部単独要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国においては、障がい児入所施設及び通所支援に関する人員、設備及び運営に関する基準を児童福祉法の改正に合わせて24年4月1日に施行したところであるが、今後も実情に合わせた見直しが必要であることから、引き続き提言を行っていく。 	<p>福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課</p>

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
3	<p>その他</p> <p>※つづき 【施策ニーズに対応した制度改善】</p>	<p>○高校教育における公私の授業料負担格差の是正</p> <p>・就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担を軽減</p> <p>・「高校生修学支援基金」を地域の実情に応じて活用できる制度とするとともに、都道府県の授業料減免支援に対する財源措置</p> <p>[提言先 文部科学省]</p> <p>◇ 22年度から、公立については授業料不徴収となったのに対し、私立については就学支援金制度が創設されたものの、なおも多額の授業料負担が残っている。</p> <p>◇ 高校教育においては、公立・私立高校の双方が公教育としての役割を担っており、家庭の状況にかかわらず、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担の軽減を図るべき。</p> <p>◇ 「高校生修学支援基金」を、授業料や入学料の減免に係る所要額への全額充当など地域の実情に応じて活用できる制度とするともに、都道府県が実施する授業料減免支援について、必要な財源措置を講じるべき。</p>	<p>(就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度を見直し)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、文部科学省に対し、就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度の見直しに関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・22年12月・23年1月、文部科学省に対し、「高校生修学支援基金」制度見直しに関する要望を行った。 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年4月、文部科学省から、「市町村民税所得割額」に関する見解が示され、「所得税非課税」区分相当となる範囲が明確化されたことにより、22年度においては、当初見込みより約4.4億円増の基金取崩しが可能となった。 ・23年6月、文部科学省に対し、就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度の期間延長や見直しに関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・23年11月 国の第3次補正予算案の成立に伴い、高校生修学支援基金の延長(3年間)と基金の積み増し(189億円)が計上された。 ・24年3月 高校生修学支援基金の積み増し(全国189億円のうち、大阪府分37億円)がされた。 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年6月、文部科学省に対し、就学支援金制度の拡充と、「高校生修学支援基金」制度の見直しに関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・24年12月、文部科学省に対し、24府県の連名及び府単独により基金の積み増しに関する要望を行った。 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年12月、25年度補正予算案(好循環実現のための経済対策)に、高校生修学支援基金の積み増しが計上された。(全国198億円) <p>(26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯への支援の充実や、公私間格差の是正等を図るため、高等学校等就学支援金制度に所得制限が導入されることとなった。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度までとなっている高校生修学支援基金事業の延長の要望など、引き続き必要な提言を行っていく。 	府民文化部 私学・大学課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	<p>その他</p> <p>【情報ネットワークに関する制度・運用改善】</p>	<p>○住民基本台帳ネットワークに係る費用負担の適正化</p> <p>[提言先 住民基本台帳ネットワーク推進協議会]</p>	<p>◇ 全国共通の本人確認を行うシステムとして利用が拡大しているが、利用実績に対して、運用経費に占める地方の負担が重い。全体の運用経費を抑制するなど経費縮減を図りつつ、情報提供手数料の増収を通じて、国・地方の費用負担を見直すべき。</p>	<p>(住民基本台帳ネットワークの費用負担適正化)</p> <p>評価：○</p> <p>【国等に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年10月、住民基本台帳ネットワーク推進協議会に対し、経費縮減の提言を行った。 ・23年1月、地方自治情報センター(国の指定情報処理機関)に対し、23年度事業計画・収支予算(案)について予算の削減を求めた。 ・23年2月、住民基本台帳ネットワーク推進協議会で地方の負担軽減を提言。 ・23年3月、地方自治情報センターに対して、今後も地方の負担軽減に努めるよう要望。 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年11月、地方自治情報センターに対して、更なる地方の負担軽減に努めるよう要望。 ・24年1月、地方自治情報センターに対し、24年度事業計画・収支予算(案)について予算の削減を要望。 ・24年2月、住民基本台帳ネットワーク推進協議会で地方の負担軽減を提言。 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年11月、地方自治情報センターに対して、一層の経費削減を行い、地方の負担軽減に努めるよう要望。 ・25年1月、地方自治情報センターに対し、25年度事業計画・収支予算(案)について予算の削減を要望。 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年12月、地方自治情報センターに対し、更なる予算削減と、情報提供手数料の増収を通じて、地方の負担を見直すよう要望。 <p>【制度の改善状況】</p> <p><運用経費について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府から地方自治情報センターへの交付金削減額(22年度比較)23年度：△55,250千円、24年度：△52,816千円、25年度：△39,472千円。 	<p>総務部 市町村課</p>

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	<p>その他</p> <p>※つづき 【情報ネットワークに関する制度・運用改善】</p>	<p>○公的個人認証サービスに係る経費負担の明確化</p> <p>[提言先 公的個人認証サービス都道府県協議会]</p> <p>(経費負担の明確化)</p> <p>◇ 電子申請に用いる「電子証明書」の普及が低迷(平成18年度:当初目標1千万件⇒21年度末:実績145万件)し、また、運営コストも高い(発行コスト:約5,600円/1件(21年))。ネット社会の健全な発展のためには本人確認の仕組みは必要であり、また、国における社会保障・税に関わる国民IDカードの創設等の今後の検討にも留意する必要があるが、現行制度は課題が多く、制度の抜本的見直しをすすめるべき。</p> <p>◇ また、「共通基盤運用事業」については、認証業務本体の費用負担とは別に、各都道府県が宝くじ収益金の持寄額に応じて都道府県協議会へ支出し、同協議会を通じて(財)自治体衛星通信機構へ委託するという複雑な仕組みとなっている。 事業内容を精査し経費縮減を図るとともに、認証事務本体の費用負担と一本化するなど、費用負担の仕組みをより分かりやすくすべき。</p>	<p>(公的個人認証サービスの経費負担明確化)</p> <p>評価:△</p> <p>【国等に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年11月、公的個人認証サービス都道府県協議会に対し、共通基盤運用事業の認証事務本体費用との一本化について要望を行った。 23年6月、公的個人認証サービス都道府県協議会から国に対し、社会保障・税に関わる番号制度に係る「公的個人認証サービスの改良」等において特段の財政措置を求める提言を行った。 23年12月、全国知事会から国に対し「社会保障・税番号制度の導入に伴う地方共同法人に関する申し入れ」において、公的個人認証サービスの経費縮減や、システム改良等に関する国の財政措置についての申し入れを行った。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費削減の観点から、共通基盤運用事業の内容及び経費について精査を求め、協議会内で検討を行った。その結果、公的個人認証サービス事業にかかる府負担額は22年度当初予算比で約360万円の減となった。 社会保障・税番号制度導入が決定したことを受けて、協議会では、事業内容、システム改良の精査及び負担金を含めた経費のあり方について、検討を進める予定。 	総務部 IT推進課
	<p>○総合行政ネットワークとして必要な機能等の精査</p>	<p>(総合行政ネットワークとして必要な機能等の精査)</p> <p>評価:◎</p> <p>【国等に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年度中に、第3期整備の機能仕様の検討会(運営協議会幹事会)において、ネットワーク構成の抜本的な見直し等、技術・専門的な見地からも含め費用低減に資する意見や提案・提言を積極的に行った。 その結果、23年3月に総合評価型入札で選定された新事業者決定においては、ネットワーク性能を約10倍に引き上げたにもかかわらず予定価格に比べて大幅に下回る応札となった。 また、23年度には、年度末に実施されるアプリケーションのサーバ類等の調達に対し、経費縮減の観点から、意見提出を行った。 その結果、他の見直しも含め、25年度は23年度に比べ、事業全体で約11.8億円、府負担分は約2.6千万円の減となった。 		

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	その他 【公会計に関する制度・運用改善】	○決算資料の充実と全国的な会計基準の統一 [提言先 総務省]	◇ より充実した決算の審議を行うため、地方自治法など関係法令により定められている決算調書様式を、自治体の判断により、独自の財務諸表を活用できるよう緩和すべき。 その上で、地方自治体の経営改善への取組みを推進するためには、複式簿記・発主義・日々仕訳による新公会計制度の導入が不可欠であり、地方自治体の実情を反映させた上で、全国標準的な会計基準を整備すべき。	(決算資料の充実と全国的な会計基準の統一) 評価：× 【国に対する提言の実施状況】 (25年度) ・25年6月、総務省に対して、「平成26年度財務会計制度に関する国の施策に関する提案・要望」を実施し、全国標準的な会計基準の検討と決算資料の充実を要望した。 ・25年7月、総務省に対し、全国標準的な会計基準の検討と決算資料の充実に関する要望を行った。〈全国知事会〉 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・26年度においては、提言内容は実現せず。今後とも、決算資料の充実と全国的な会計基準の統一が実現されるよう、国に対し必要な要望を行っていく。	会計局

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	その他 【出資法人改革関係】	<p>○補助金等の要件緩和(国制度に基づく実施事業の最適な実施主体の選択)</p> <p>・農地保有合理化事業(財団法人大阪府みどり公社)</p> <p>・モノレール事業(大阪高速鉄道株式会社)</p> <p>[提言先 農林水産省・国土交通省]</p> <p>◇ 国の制度や補助金が、以下のように第三セクターのみを対象としているものなどがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が全国統一の事業実施を期するため、法令により、事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 ・ 国が国庫補助対象事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 <p>出資法人改革をさらに推進するため、このような国制度に基づき出資法人が実施している事業について、民間による実施や直営など、最適な事業実施主体を選択できるようにすべき。</p> <p>(農地保有合理化事業)</p> <p>◇ 農地保有の合理化を促進するため農地の売買・貸付等を実施する同事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県が設置する「農地保有合理化法人」(府が基本財産の過半を占める財団法人等で、主として同事業等を行うと認められるもの)において実施が可能となっているが、府では、農業後継者の確保などの課題もあり、成立件数が増えない状況。そのため、府が直接実施することも可能となるよう制度改正の提言を検討</p> <p>(モノレール事業)</p> <p>◇ 同事業のインフラ整備に対し府が国庫補助金を受けるには、会社の経営主体が地方公共団体又はこれに準ず(出資比率51%以上の第三セクター)ことが要件。今後、民営化の検討をすすめていく上でネックとなる、出資比率要件の緩和のため制度改正の提言を検討</p>	<p>(補助金等の要件緩和・農地保有合理化事業)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年10月に、近畿農政局に対し、補助金等の要件緩和・農地保有合理化事業に関する協議を行った。 ・ 国の見解としては、21年12月に農地法等が大幅に改正され経過を見定めている中で、現時点での更なる改正は時期尚早との回答。 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年11月に、近畿農政局に対し、再度協議を行ったが、売買を中心に農地保有合理化法人が担っていくとした事業仕分けの結果もあり、現政権下での改正は困難との回答。 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24年7月に、農林水産省経営局農地政策課に対し協議を行ったが、関連法及び制度改正の予定は無いとの回答。 ・ 25年度国概算要求において、これまで特別会計で手当されていた農地保有合理化事業予算が一般会計化するという変化はあったが、「事業を府が直接実施」という変更は無かった。 ・ 政権交代を受け、予算の25年度での一般会計への移行は見送られる模様、しかし制度改正等の動きは無かった。 ・ 今後、国の「農地保有合理化事業」のあり方を検討する動きを踏まえながら、国に対して制度改正の協議を行う。 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進法の改正により、農地保有合理化事業は26年3月末をもって廃止。代わって農地中間管理事業の推進に関する法律により、府県のガバナンスが強化された農地中間管理機構が26年6月末までに設立予定。 	環境農林水産部 農政室

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	その他 ※つづき 【出資法人改革関係】	<p>○補助金等の要件緩和(国制度に基づく実施事業の最適な実施主体の選択)</p> <p>・農地保有合理化事業(財団法人大阪府みどり公社)</p> <p>・モノレール事業(大阪高速鉄道株式会社)</p> <p>[提言先 農林水産省・国土交通省]</p> <p>◇ 国の制度や補助金が、以下のように第三セクターのみを対象としているものなどがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が全国統一の事業実施を期するため、法令により、事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 ・ 国が国庫補助対象事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 <p>出資法人改革をさらに推進するため、このような国制度に基づき出資法人が実施している事業について、民間による実施や直営など、最適な事業実施主体を選択できるようにすべき。</p> <p>(農地保有合理化事業)</p> <p>◇ 農地保有の合理化を促進するため農地の売買・貸付等を実施する同事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県が設置する「農地保有合理化法人」(府が基本財産の過半を占める財団法人等で、主として同事業等を行うと認められるもの)において実施が可能となっているが、府では、農業後継者の確保などの課題もあり、成立件数が増えない状況。そのため、府が直接実施することも可能となるよう制度改正の提言を検討</p> <p>(モノレール事業)</p> <p>◇ 同事業のインフラ整備に対し府が国庫補助金を受けるには、会社の経営主体が地方公共団体又はこれに準ず(出資比率51%以上の第三セクター)ことが要件。今後、民営化の検討をすすめていく上でネックとなる、出資比率要件の緩和のため制度改正の提言を検討</p>	<p>(補助金等の要件緩和・モノレール事業)</p> <p>評価:◎</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(23年度)</p> <p>・23年6月、国との協議の結果、モノレール等の軌道事業のインフラ整備については、出資比率にかかわらず、社会資本整備総合交付金の活用が可能であるとの回答を得たことから、本課題については解消済み。</p>	都市整備部 交通道路室 都市交通課

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	その他 【公務員制度改革関係】	<p>○本庁部長の任用制度</p> <p>○民間人材の活用 ・地方公務員版官民交流法の制定 ・任期付任用の要件緩和</p> <p>○管理職の降任基準の緩和</p> <p>○労使協議による給与、勤務条件の決定</p> <p>○地方公共団体独自の給与制度の構築</p> <p>[提言先 総務省]</p> <p>(本庁部長の任用制度) ◇ 本庁部長は、知事の特別の信任の下に任用される職として、庁内外から広く人材を登用できるよう新たな任用制度を導入すべき。</p> <p>(民間人材の活用) ◇ 地方公務員版官民交流法の制定 ・ 民間企業から人材を受入れやすくするため、企業との雇用関係を維持したまま府の職員に任用できるよう、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に準じて、地方公共団体と民間企業との人事交流に関する法律を制定すべき。</p> <p>◇ 任期付任用の要件緩和 ・ 特定の職について、庁内外を問わず最適な人材を確保するため、庁内に人材がない場合などとなっている任期付任用制度の採用要件を緩和すべき。</p> <p>(管理職の降任基準の緩和) ◇ 管理職手当を支給される職員(管理職)を、下位の職務上の職(管理職に限る)に異動する場合は、地方公務員法の降任処分に当たらないものとするべき。</p> <p>(労使協議による給与、勤務条件の決定) ◇ 地方公務員に労働協約締結権を認め、労使協議による給与、勤務条件の決定ができるようにすべき。</p> <p>(地方公共団体独自の給与制度の構築) ◇ 職務給を実現するため、必要な手当の創設を可能にするなど、条例により地方公共団体独自の給与制度を構築できるようにすべき。</p>	<p>(本庁部長の任用、民間人材活用、管理職降任基準、給与・勤務条件の決定、給与制度)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・24年4月に施行された職員基本条例に基づき、部長公募など、本府独自の取組みとして進めている。 ・国会で「国家公務員の労働関係に関する法律案」が廃案となったため、「労使協議による給与、勤務条件の決定」にかかる提言を見合わせている。</p>	総務部 人事局

3. 公務員制度改革

(1) 公務員制度改革

番号	区分	改革の取組み	財政構造改革プラン(案)策定時点の状況・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
1	給与制度	○独自給料表の導入 ○管理職手当等	<p>◇ 独自給料表の導入 (行政職給料表) 職務給の原則を推進するため、部長級、次長級の給料月額を定額とするとともに、1つの役職段階に1つの職務の級を割り当てることを基本として、現給料表を再編します。なお、2つの職務の級を適用する課長級については、さらに検討をすすめます。</p> <p>これにより、わたりや一律的な昇格を廃止します。また、現給保障は行わず、独自給料表の適用により給料の額(これまでの現給保障を含む)が下がる場合には、新しい給料の額に達するまで段階的に支給額を引き下げる経過措置を設けます。また、法改正が必要な見直しについては、国に提言を行います。</p> <p>◇ 管理職手当等 管理職は、同一職階の中で、職務に応じてメリハリのついた給与とするため、管理職手当の間差を拡大します。また、管理職は、これまでより人事評価結果による給与への反映額を拡大します。</p>	(独自給料表の導入)			総務部 人事局
				・給与条例等の改正を行い、23年度から実施済 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			
				(管理職手当等)			
				・所要の規則改正等を行い、23年度から実施済 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			

番号	区分	改革の取組み	財政構造改革プラン(案)策定時点の状況・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課				
				検討	方針決定等	実施					
2	人事制度	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁部長の任用 ○課長級昇任の見える化 ○採用試験の見直し ○人事評価制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本庁部長の任用 本庁部長について、部局長マニフェストなどで知事と価値観を共有しながら、各部局の政策推進とマネジメントの要となる職として、平成23年度当初から最もふさわしい人材を任用できる仕組みを徹底します。 ◇ 課長級昇任の見える化 職種を問わず、マネジメント能力を重視した任用を行うため、課長級昇任審査を導入します(医師、総括研究員、教員等を除く)。面接等の審査方法など、23年度の審査実施に向けて、選考内容の検討をすすめます。 ◇ 採用試験の見直し 地域主権の進展を見据えた人材確保を行うため、組織として求める人物像を明らかにするとともに、23年度の実施に向けて、人事委員会とともに募集の時期や方法、採用試験内容等の見直しを行います。 ◇ 人事評価制度の見直し 職員がやる気を出し、チャレンジする組織をめざし、より身近な上司による評価の実施や部下からの評価の拡大、職員のキャリアデザインや人材育成への活用など、制度の見直しをすすめます。 	(本庁部長の任用)			総務部 人事局				
				・23年度当初の人事異動において実施				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			
				(課長級昇任の見える化)				・25年度当初任用から、技術職を対象に、選考に合格した職員を希望する行政職の職域の課長級の職に配置する「技術職エントリー制度」を実施 ・今後、将来組織やポスト管理のあり方を検討する中で、課長級だけでなく昇任管理について検討をすすめる			
				(採用試験の見直し)				・22年12月に採用戦略を策定。23年度試験(24年度採用)から実施			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>
				(人事評価制度の見直し)				・人事評価制度を見直し、23年度から実施済			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>

(2) 組織人員体制の見直し

番号	項目	取組み内容	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
			検討	方針決定等	実施	
1	○一般行政部門職員数の削減 ○ポスト管理	<p>◇ 一般行政部門職員数の削減 30年度からの職員数を約8,500人規模(別途国からの権限移譲分1,000人)を見通した上で、22年度から26年度の5年間で、21年度当初比900人削減を目指します。</p> <p>◇ ポスト管理 大阪府(知事部局)の管理職の構成比は、部長級や次長級は高いものの、管理職全体で見ると、現在でも類似6府県に比べ低い割合になっています。 このため、職員数全体の削減をすすめる中で、30年度の管理職ポストの総枠を設定した上で、部長級や次長級を中心に計画的なスリム化を図り、ポストに応じた厳格な昇任管理を行います。</p>	<p>(一般行政部門職員数の削減)</p> <p>・22年度当初に314人削減 ・23年度当初に139人削減 (別途、水道部廃止により453人削減) ・24年度当初に265人削減 (別途、研究所の独法化により239人削減) ・25年度当初に244人削減</p> <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			総務部 人事部
			<p>(ポスト管理)</p> <p>・将来組織の検討の中で、管理職ポストについて検討</p>			
2	○出先機関の見直し (廃止・統合)	特許情報センター	特許情報センターの廃止(22年度中)		<p>(廃止)</p> <p>・22年12月31日に廃止</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>	総務部人事部 (商工労働部 中小企業支援室)
		介護情報・研修センター	介護情報・研修センターの廃止を含めた検討(22年度中)		<p>(廃止を含めた検討)</p> <p>・22年度末廃止</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>	総務部人事部 (福祉部 地域福祉推進室)
		府営印刷所	府営印刷所の廃止(22年度末)		<p>(廃止)</p> <p>・22年度末廃止</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>	総務部人事部 (法務課)
		病虫害防除所	病虫害防除所を本庁へ統合(23年度当初)		<p>(統合)</p> <p>・22年度末農政室に統合</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>	総務部人事部 (環境農林水産部 農政室)
		府税事務所	大阪市内府税事務所は、5箇所(中央・なにわ北・なにわ西・なにわ東・なにわ南)のうち3箇所(中央・なにわ西・なにわ東)を統合(25年度当初)		<p>(統合)</p> <p>・25年度当初に統合</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>	総務部人事部 (財務部税務局)

番号	項目	取組み内容		取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
2	※つづき ○出先機関の見直し (廃止・統合)	高等職業技術専門校	高等職業技術専門校は、守口校の廃校と北部校(仮称)の開校(25年度当初)	(廃校・開校)			総務部人事局 (商工労働部 雇用推進室)
				・24年12月1日に北大阪高等職業技術専門校を設置 25年度当初に開校 ・24年度末に守口高等職業技術専門校を廃止			
3	○出先機関の見直し (あり方検討)	障がい者交流促進センター	障がい者交流促進センターは、利用状況や堺市において同種の施設が設置されること(23年度末竣工予定)を踏まえ、抜本的にあり方を検討	(あり方検討)			総務部人事局 (福祉部 障がい福祉室)
				・25年度当初に指定管理者制度を導入			
3	○出先機関の見直し (あり方検討)	子どもライフサポートセンター	子どもライフサポートセンターは、費用対効果や利用状況を踏まえ、抜本的にあり方を検討	(あり方検討)			総務部人事局 (福祉部 子ども室)
				(22年度～23年度) 【検討内容】 ・24年度以降の施設定員については、これまでの稼働率などの実績やニーズを踏まえ、現行の80名定員(入所50名・通所30名)から60名定員(入所45名・通所15名)に削減する ・通所については、青少年課の「ひきこもりゼロプロジェクト」による「地域支援ネットワーク」の設置状況に鑑み、将来的に廃止をめざす (H26年に府内全市町村での「地域支援ネットワーク」の構築予定) ・学習支援機能については、24年度から外部委託 ・24年度から職業支援機能を効率化			
3	○出先機関の見直し (あり方検討)	保健所	保健所は、身近な保健サービスを担う市町村との役割分担を踏まえ、専門的・広域的機能の強化が図れるよう、そのあり方について検討	(あり方検討)			総務部人事局 (健康医療部 保健医療室)
				・枚方市の中核市移行に伴い枚方保健所廃止(26年度当初) ・引き続き、中核市へ移行する市に対して、保健所移管に向けた協議をすすめる ・また、枚方市の中核市移行にあわせ、専門的・広域的観点などから業務を集約して実施するため、現在、4つの保健所(茨木、四條畷、藤井寺、泉佐野)に設置している生活衛生室を3保健所体制(茨木、藤井寺、泉佐野)に再編			

番号	項目	取組み内容		取組状況及び今後の予定			担当部局・室課	
				検 討	方針決定等	実 施		
3	※つづき ○出先機関の見直し (あり方検討)	豊中保健所	豊中市の中核市移行に伴い豊中保健所廃止(24年度当初)	(豊中市中核市移行)			総務部人事局 (健康医療部 保健医療室)	
		計量検定所	計量検定所は、業務分析を踏まえた業務運営体制の見直し	(あり方検討)			総務部人事局 (商工労働部 中小企業支援室)	
		高等職業技術専門学校	高等職業技術専門学校は、指定管理者制度の導入を検討を含め運営形態の見直し(24~25年度)	(あり方検討)			総務部人事局 (商工労働部 雇用推進室)	
		産業技術総合研究所	地方独立行政法人化(24年1月までに)	(地方独立行政法人化)			総務部人事局 (商工労働部 中小企業支援室)	
		環境農林水産総合研究所	地方独立行政法人化(24年1月までに)	(地方独立行政法人化)			総務部人事局 (環境農林水産部 環境農林水産総務課)	
4	○附属機関の見直し	◇ 附属機関の見直し 附属機関については、行政運営における専門的知識の導入や公正性の確保等といった意義がある一方、行政の責任回避のための隠れ蓑になっているとの指摘があることを踏まえ、見直しを行い、原則として22年度末までに、85機関のうち、10機関を廃止、8機関を4機関に統合、5機関を休止し、66機関を存置します。 附属機関以外の各種研究会・委員会(例:大阪府地方税財政制度研究会、大阪府地方自治研究会など)についても、今後各部局において今日的観点から必要性等を精査し、見直しをすすめます。		(附属機関の見直し)			総務部人事局 (各部局 所管 室課)	

4. 財政運営のあり方

(1) これからの財政運営のあり方

番号	区分	財政運営の取組み	財政構造改革プラン(案)策定時点の状況・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
1	財政規律の確立	○基本的な財政運営のあり方を定める条例について検討	<p>◇ 時代時代の社会経済環境に応じて、府民のみなさんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命であり、その基礎となる財政基盤を確かなものにするのが不可欠です。</p> <p>◇ そのための財政運営のあり方として、財政再建プログラム案に基づき、「収入の範囲内で予算を組む」原則を徹底し、予算編成過程の全面的な公開など、財政規律の確立をすすめています。</p> <p>◇ さらに、昭和60年代以降の財政運営についての検証を踏まえた教訓をもとに、一層の規律ある財政運営を行います。</p> <p>⇒ 基本的な財政運営のあり方を定める条例について検討します。</p>	(基本的な財政運営のあり方を定める条例制定)			財務部 財政課
				<p>(22年度)</p> <p>・条例案に盛り込むべき基本的な事項について検討し、論点を提示</p> <p>(23年度)</p> <p>・検討内容を踏まえた「大阪府財政運営基本条例」を策定</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			

番号	区分	財政運営の取組み	財政構造改革プラン(案)策定時点の状況・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
2	予算編成改革の推進	○部局長マネジメントを活かした予算編成 ○新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立 ○フルコストによる予算管理	◇ 部局長マネジメントを活かした予算編成 ⇒ 部局ごとに一律のシーリングを設定するという手法に過度に依存することなく、予算配分の重点化・柔軟化を推進するために、要求段階で部局長の自主性・主体性をより一層発揮 ◇ 新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立(※1) ⇒ ・執行の効率性や費用対効果を正確なデータに基づき検証 ・事後評価としての決算財務分析結果を予算に反映 (※1) 予算と決算の対比を明らかにするため、予算の事業単位を新公会計制度において作成する管理事業の単位と統一 ◇ フルコストによる予算管理(※2) ⇒ 人件費や公債費を含まない事業予算について査定してきたが、人件費や公債費を含むフルコストの視点を踏まえた予算編成に改めていく (※2) これにあわせて、予算編成システムを再編	(部局長マネジメントを活かした予算編成)			財務部 財政課
				(22年度) ・23年度当初予算編成から、各部局長のリーダーシップのもと、「府政運営の基本方針」等を踏まえた『部局予算要求方針』をまとめ、各部局の重要政策や個別課題への対応の考え方、財政構造改革プラン(案)の実行、事務事業の見直し、歳入確保等について部局内で十分議論し、メリハリの効いた予算要求案を作成 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			
				(新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立)			
				(22年度) ・23年度当初予算から、予算の事業単位を新公会計制度において作成する管理事業の単位と統一した上で、管理事業単位での人件費(職員費)及び公債費を含むフルコスト予算を計上 (24年度) ・23年度予算と決算の対比等も踏まえた事後評価を行い、その結果を25年度以降の予算編成に反映 (25年度) ・財務諸表情報を予算要求に活用できるよう、「新公会計制度による財務諸表の予算への活用事例」を作成し、各部局へ配付 【今後の予定】 ・今後とも、新公会計制度を用いた決算財務分析を進めるなど、自治体マネジメント改革を推進する <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			

番号	区分	財政運営の取組み	財政構造改革プラン(案)策定時点の状況・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課								
				検討	方針決定等	実施									
3	財政調整基金等の新しいルール(基金条例の改正)	<p>○将来的な財政調整基金の確保目標額の設定</p> <p>○決算剰余金の積立ルールの確立</p> <p>○一般財源をもとに積立てを行う基金を限定</p>	<p>◇ 将来的な財政調整基金の確保目標額の設定</p> <p>⇒ 将来リスクに備えるため、『標準財政規模の3.75%に相当する額』とし、各年度の予算編成時の収支の範囲内で、可能な限りその充足に努める</p> <p>※ 「3.75%」は、地方財政健全化法における実質赤字比率の早期健全化基準を踏まえ設定 【参考】 府の標準財政規模 (平成22年度)14,939億円×3.75%=560億円</p> <p>※ 財政調整基金残高:78億円(22年度当初予算)</p> <p>◇ 決算剰余金の積立ルールの確立</p> <p>⇒ 決算剰余金の処理を明確化するため、剰余金の1/2は減債基金に、1/2は財政調整基金に積み立てることをルール化</p> <p>◇ 一般財源をもとに積立てを行う基金を限定</p> <p>⇒ 基金の適正な管理をすすめるため、一般財源をもとに積立てを行うのは、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金に限定</p> <p>※ 府民からの寄附の積立てや、運用利息の積立てなど当該基金に係る特定の収入をもとに積み立てることは、従来どおり可</p> <p>※ 国庫補助金等の財源措置を伴う事業の実施や法令上の義務のために積み立てる場合は可 (例) 国民健康保険広域化基金、介護保険財政安定化基金</p>	<p>(将来的な財政調整基金の確保目標額の設定)</p> <p>(22年度)</p> <p>○22年9月議会において大阪府基金条例を改正 ・決算剰余金の1/2を減債基金に、1/2を財政調整基金に積み立てることをルール化 ・一般財源をもとに積み立てを行う基金を規定</p> <p>(23年度)</p> <p>○将来的な財政調整基金の確保目標額の考え方について再検討の上、「大阪府財政運営基本条例」を策定 ・条例に基づき、「10年以内に達成すべき財政調整基金積立目標額」を、1,450億円と決定</p> <p>【見込・実績】</p> <p>・決算剰余金の1/2を財政調整基金に積立て</p> <table border="1"> <tr> <td>21年度分</td> <td>155億円</td> </tr> <tr> <td>22年度分</td> <td>129億円</td> </tr> <tr> <td>23年度分</td> <td>53億円</td> </tr> <tr> <td>24年度分</td> <td>61億円</td> </tr> </table> <p>・26年度当初予算編成後、当該年度末財政調整基金残高見込は、1,039億円</p>			21年度分	155億円	22年度分	129億円	23年度分	53億円	24年度分	61億円	財務部 財政課
				21年度分	155億円										
22年度分	129億円														
23年度分	53億円														
24年度分	61億円														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施済</div>															

番号	区分	財政運営の取組み	財政構造改革プラン(案)策定時点の状況・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
4	財務マネジメント機能の向上	<p>○起債マネジメント</p> <p>○資金マネジメント</p> <p>○リスクマネジメント</p> <p>※ 財務マネジメントとは、資産と負債を総合的に管理することにより、金利変動や為替相場の変動などの市場リスクと流動性リスク量を測定。そのリスクをコントロールしながら収益の極大化を狙う経営管理手法。</p>	<p>資金の調達や運用などを総合的に管理することにより、財務マネジメントの向上に取り組み、資金の効率性を高めていきます。</p> <p>(起債マネジメント)</p> <p>◇ 金利(長期/短期、変動/固定)の複合活用による、最適な組み合わせを実現することにより、公債費(元利払い)の抑制を図る。</p> <p>⇒ ・府債構成の最適化をめざす ・市場から府債を買入消却するなど、負債の圧縮に向けた検討を行う。 ・より効果的なIR活動(投資家に対する情報発信)に取り組む。</p> <p>(資金マネジメント)</p> <p>◇ 本府のキャッシュフローを適切にコントロールするための手法を検討するとともに、資金の効率的運用を行うためのルールづくりに着手</p> <p>⇒ ・短期資金調達コストの低減を図るため、自治体版CP(商業ペーパー:短期資金用の割引手形)の導入など新たな仕組みを検討 ・減債基金等の効果的な運用の検討に着手</p> <p>(リスクマネジメント)</p> <p>◇ 経済情勢等の急変に伴う金利変動や市場における資金流動性の低下などのリスクに対する対応の強化を図る</p> <p>⇒ ・リスク管理の強化を図るとともに、金利スワップや仕組債の発行など、リスクを回避するための手法を検討</p> <p>※ 金利スワップとは、固定金利と変動金利など、同一通貨で異なる金利の支払いを交換する取引のこと</p>	<p>(財務マネジメント機能の向上)</p> <p>○起債マネジメントについては、方針決定の上、実施を開始 (22年度) ・23年2月、外部有識者で構成する財務マネジメント委員会を設置 (23年度) 【起債マネジメント】 ・23年4月、「財務マネジメントに関する調査分析報告書」を公表 ・23年8月、「大阪府債の発行管理に関する基本的な考え方及び事務取扱指針」を策定 ⇒ 同指針に基づく23年度下半期の府債発行計画を策定し、中短期債の発行等、具体的な起債マネジメントを開始 (24年度) 【起債マネジメント・リスクマネジメント】 ・指針に定めた「変動金利で管理する府債の割合の点検・見直し」に基づき、23年度決算見込額ベースで点検したところ、税込と金利の相関関係が保持されていることから変動金利割合について見直す必要がないことを確認 【資金マネジメント】 ・24年4月、預金と債券による同時運用を開始 ・25年度から、より資金の効率性を高めるため、減債基金等についての長期運用ルールを策定するとともに、資金運用システムを導入(予定) (25年度) 【起債マネジメント・リスクマネジメント】 ・24年度決算見込額ベースで税と金利の相関関係が保持されていることから変動金利割合について見直す必要がないことを確認 ・継続した中短期債(2年債)による資金調達に加え、府債全体の平均調達期間の短縮回避及び公債費抑制の観点から、定時償還形式の超長期債(20年債)による資金調達を開始 【資金マネジメント・リスクマネジメント】 ・資金運用システムの本格稼働により、短期資金運用の効率化 ・長期運用の指針となる「今後の長期運用について」(基本的方針)を策定</p>			財務部 財政課
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施・継続</div>			

(2) 新公会計制度の導入

番号	区分	取組内容	財政構造改革プラン(案)策定時点の状況・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
1	新公会計制度の導入	<p>○複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を採り入れた、日々仕訳方式による新公会計制度を、24年度から導入</p> <p>○新公会計制度により得られた財務情報を有効に活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アカウントビリティの充実 ・マネジメントの強化 	<p>(現状・課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇現在の単式簿記・現金主義による官庁会計は、予算の執行状況の明確化はできるが、ストックやフルコストの情報など自治体をマネジメントするための情報が不足 ◇そのため、多くの自治体が財務諸表を作成しているが、総務省が提示する2つのモデル(基準モデルと改訂モデル)には課題がある ・改訂モデルは、個別の組織や事業についての財務情報を得られず、官庁会計決算の組替えのため精度に難点がある。 ・両モデルとも、国際公会計基準や民間の企業会計とは乖離。 <p>(導入内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇新公会計制度の導入のため、既に導入済みの東京都と連携しながら、既存の財務会計システム等の改修、府が保有する資産の調査・評価、会計基準の策定等を行う 新公会計制度で得られるストック情報やフルコストなどの財務情報を自治体経営に活用 ◇日々の会計処理の段階からリアルタイムで複式処理を行うことで、会計別をはじめ、所属別や事業別など多様な財務諸表を作成することができ、精度の高い財務情報が得られる ◇東京都と同様、国際公会計基準や民間の企業会計に近い会計基準を策定 ⇒新公会計制度により得られた財務情報を有効に活用 (アカウントビリティの充実) <ul style="list-style-type: none"> ・財政運営の全体像など大阪府の財務情報を府民に分かりやすく開示 ・議会における決算審査資料の充実に寄与 (マネジメントの強化) <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルの構築により、「変革と挑戦」を支える自治体マネジメント改革に活用 ・決算財務分析や事業評価の質の向上、要員マネジメント、予算編成への反映、財産管理・活用、監査での活用など 	<p>(新公会計制度の導入)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月に「大阪府の新公会計制度(案)」を公表 ・大阪府財務諸表作成基準(案)を作成・公表 ・財務会計システム等の改修を実施 ・府有財産・インフラ資産の調査・評価を実施 ・職員向けの新公会計制度研修を実施 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月から制度運用を開始 ・12月に開始貸借対照表を作成・公表 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月に23年度決算に基づく財務諸表を作成・公表 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月に24年度決算に基づく財務諸表を作成・公表 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも引き続き、財務諸表を作成・公表していく <p style="text-align: center;">実施・継続</p>			会計局・財務部財政課
				<p>(新公会計制度により得られた財務情報を有効に活用)</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度主要施策成果報告書について、従来の予算の目単位から新公会計制度の事業単位を基本とした表記に改めるなど、独自に改善を実施 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の活用についての方向性を検討 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての部局において財務諸表の活用が進むよう、職員研修を実施 ・条例に基づき、決算審査の参考資料として、23年度決算に基づく財務諸表を議会に提出 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年度決算に基づく財務諸表を作成し、経年比較等部局別の特徴を記載して、決算審査の参考資料として、議会に提出 ・財務諸表情報を予算要求に活用できるよう、「新公会計制度による財務諸表の予算への活用事例」を作成し、各部局へ配付 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、新公会計制度を用いた決算財務分析を進めるなど、自治体マネジメント改革を推進する 			

番号	区分	取組内容	財政構造改革プラン(案)策定時点の状況・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
1	※つづき 新公会計制度の導入	○他団体への普及のための取組み	※つづき ⇒ 全国レベルでの公会計制度改革に向けた取組みを行う (複式簿記・発生主義・日々仕訳による新公会計制度の早期導入の必要性を積極的にアピール) ・ 全国知事会、近畿ブロック知事会への提言、府内市町村へのアピール など (平成22年度は東京都と連携して「公会計制度改革推進プロジェクト」に取り組む) ・ 公会計白書(仮称)の作成 など	(他団体への普及のための取組み)			会計局
				(22年度) ・ 近畿ブロック府県会議や府内市町村連絡会議を開催し、新公会計制度の導入の必要性を周知 ・ 東京都と共同で「公会計改革白書」を作成し、11月開催の「公会計制度改革シンポジウム」で配付 ・ 総務省の公会計研究会に参加、府の取組を説明 (23年度) ・ 国際公会計学会や日本公認会計士協会に対し、本府の取組を説明 ・ 12月に東京都、愛知県等と共同で新公会計制度普及促進会議を設置し、普及のための取組みを協議 ・ 大阪市、吹田市への新公会計制度導入の支援 (24年度) ・ 11月に東京都、愛知県等と共催で、セミナー「経営ツールとしての新公会計制度」を開催し、新公会計制度導入の必要性を周知 (25年度) ・ 11月に新公会計制度普及促進会議によるセミナー「新公会計制度でここが変わる」を東京で開催。2月に、制度導入を検討する市町村向けセミナーを大阪で開催 ・ 総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」で、府の意見も一定反映された「中間とりまとめ」が作成された(H25.8) 【今後の予定】 ・ 総務省の研究会での最終案作成に向け、府の新公会計制度の内容が反映されるよう、引き続きオブザーバーとして、意見を述べていく ・ 今後もあらゆる機会を通じ、新公会計制度導入の必要性を訴えていく <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">実施・継続</div>			

この冊子は350部作成し、一部あたりのコピー単価は108円です。



大阪府財務部行政改革課
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL06(6944)6401